

納官吏ノ身元保證金取扱順序ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第一條 出納官吏ノ所屬長官ハ左ノ標準ニ據リ出納官吏ノ身元保證金額ヲ算出シ之ヲ當該出納官吏ニ送スヘシ

現金前渡ヲ受クル官吏

取扱額

五百圓以上	身元保證金
六百圓未滿	五拾圓
六百圓以上	壹圓四拾錢ヲ加フ
貳千圓未滿	每ニ
貳千圓以上	五拾錢ヲ加フ
壹萬圓未滿	同上
壹萬圓以上	貳拾錢ヲ加フ
拾萬圓未滿	同上
拾萬圓以上	拾錢ヲ加フ

保證金額算ノ上四位以下端數ハ切上ケヘシ以下之ニ依リ

取扱額

政府ニ屬スル職入處出外現金ヲ取扱シ出納官吏	身元保證金
五百圓以上	四拾圓
七百圓未滿	壹圓拾五錢ヲ加フ
七百圓以上	每ニ
壹萬圓未滿	參拾錢ヲ加フ
壹萬圓以上	同上
拾萬圓未滿	拾五錢ヲ加フ
拾萬圓以上	同上
最高額ハ千圓ニ止ム	

物品會計官吏

保管額

身元保證金	最高額ハ千圓ニ止ム
-------	-----------

千五百圓以上

千五百圓未滿

五百圓以上

五百圓未滿

拾萬圓以上

拾萬圓未滿

同上

同上

貳拾五錢ヲ加フ

貳拾五錢ヲ加フ

最高額ハ千圓ニ止ム

印紙類會計官吏

身元保證金

保管額

千圓以上	貳拾五圓
千圓未滿	同上
貳千圓以上	千圓迄
貳千圓未滿	每ニ
六千圓以上	六圓ヲ加フ
六千圓未滿	同上
壹萬圓以上	同上
壹萬圓未滿	同上
拾萬圓以上	同上
拾萬圓未滿	同上
最高額ハ千圓ニ止ム	

第二條 各屬長官ハ身元保證金額送濟ノ上ハ第一號甲式ニ依リ直ニ報告スヘシ

第三條 出納官吏現金ヲ以テ身元保證金ヲ納付セムトスルニキハ現金ヲ金庫ニ預ケ入レ其保管額ニ第二號書式ノ納付書ヲ添ヘ差出スヘシ

第四條 出納官吏土地ヲ以テ現金ニ代用身元保證金ヲ納付セムトスルニキハ第三號書式ノ登記請求書ニ通及第四號書式ノ抵當權設定ノ登記一通ヲ差出スヘシ

第五條 出納官吏公債證書ヲ以テ現金ニ代用身元

保證金ヲ納付セムトスルニキハ記名利札付ノ公債證書ヲ金庫ヘ預ケ入レ其保管證書ニ第五號書式ノ納付證書ヲ添ヘ差出スヘシ

第六條 現ニ代用スル土地若クハ公債證書ハ其價格身元保證金額ニ對シ過剩ヲ生スルコトアルニ其過剩額ヲ差出スヘシ

第七條 出納官吏保證人ヲ立テ身元保證金ノ一部若クハ全部ノ免除ヲ請ハントスルニキハ第六號書式ノ願書ニ相當ノ證明ヲ受ケタル保證人ノ資產調査ヲ添ヘ差出シ大藏大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第八條 出納官吏前條ノ認可ヲ得タルニキハ其保證人ヲシテ第七號書式ノ損失金辨償引受證書ヲ調製セシメ之ヲ差出スヘシ

第九條 出納官吏身元保證金ノ拂戻ヲ請ムハトスルニキハ第八號書式又保證人ヲ立テタル場合ニハ第九號書式ノ請求書ニ身元保證金納付濟證並認可狀ヲ添ヘ差出スヘシ

第十條 出納官吏計算ニ併算シ責任解除ヲ得タル分任收入官吏ハ主任收入官吏認可狀ヲ該官吏ノ取扱金額ヲ併算シ責任解除ニ相當ナキ旨其長官ノ證明ヲ得テ差出スヘシ

第十一條 數額ヲ兼メテ出納官吏ノ身元保證金ハ各職毎ニ區別シ納付スヘシ

第十二條 出納官吏ヨリ差出スル前各條ノ書類ハ總テ其所屬長官ノ經由スヘシ

●關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程 (明治三十二年七月六日 藏省訓令第五十二號)

關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程左ノ通り相定メ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程

第一條 稅關噸稅ノ納稅告知書ハ第一號書式ニ據リ稅關雜收入ノ納入告知書ハ同書式ニ準シ調製スヘシ

第二條 官廳ヨリ關稅噸稅及稅關雜收入ヲ徵收セントスルニキハ其ノ科目金額及所屬收入官吏ノ官氏名ヲ記載シタル文書ヲ以テ該官廳ニ通知スヘシ

第三條 關稅法第六條ニ依リ擔保トシテ提供シタル金額ヲ以テ關稅ニ充テントスルニキハ稅關長又ハ關支署長ハ供託受領證書ニ第二號書式ノ證明書ヲ添ヘ之ヲ金庫ニ提出シ關稅拂込ノ手續ヲナスヘシ

第四條 貨物ノ検査ヲ爲シタル稅關官吏ニ於テ現金ヲ以テ關稅ヲ徵收シタルトキハ稅關所屬ノ收入官吏トシテ其ノ事務ヲ理スヘシ

第五條 關稅噸稅及稅關雜收入徵收ノ事務ハ規定ノ帳簿ノ外第三號書式ニ據リ納稅整理簿ヲ備ヘ整理ヲナスヘシ

第六條 分任收入官吏ハ收入源ノ結果ニ依リ明治二十六年大藏省令第三十二號第四號書式ニ準シ收入報告書ヲ調製シ輸入金突合表其他ノ參照書類ヲ添ヘ翌月五日迄主任收入官吏ニ發送スヘシ

第七條 會計規則第三十條ノ報告書ハ翌月十五日迄大藏省ニ發送スヘシ

第八條 會計規則第九十五條及同第九十七條ニ依リ收入官吏ヨリ計算書ヲ提出スルニキハ稅關長ニ於テ收入計算書ハ收入額、現金出納計算書ハ現金出納簿ト對照調査シ其ノ符合及符合未済現存額ヲ認メタル保證書ヲ添付スヘシ

(書式略ス)

●關稅法及關稅法施行規則ニ依リ當事者ヨリ提供スル供託受領證整理ノ件 (明治三十二年八月 大藏省訓令 第五十七號)

關稅法及關稅法施行規則ニ依リ當事者ヨリ提供スル供託受領證ハ左記第一號書式供託受領證整理簿及第二號書式供託受領證出納簿ヲ備ヘ之ヲ整理スヘシ

(書式略ス)

●現金前渡官吏ノ仕拂證明書類等ニ關スル件 (明治三十二年七月六日 藏省訓令第三十五號)

林野整理支局長ニ於テ下検査ヲ執行シタル現金前渡官吏ノ仕拂證明書類及其仕拂ニ關シ該官吏ヨリ會計検査院ヘ報告ノ書類ハ林野整理局長ヲ經由スヘシ

●預金取扱規程、保管物取扱規程中改正 (明治三十二年七月六日 藏省令第三十八號)

明治二十六年大藏省令第十九號預金取扱規程第十五條第十六條第十七條第十八條及附屬第十一號第十二號書式ヲ左ノ如ク又第三號書式摘要中六月トアルヲ四月ト改正ス

明治二十六年大藏省令第二十號保管物取扱規程第十七條第十八條及附屬第七號書式ヲ左ノ如ク改正シ第八號書式ヲ削除ス

第十五條 預金ノ利子ハ毎年三月末日ヲ期トシテ

之ヲ計算シ其元金ニ組入ルヘシ

金庫ハ直ニ前項ノ利子ヲ日本銀行又ハ其支店代理店ヨリ領收スヘシ

日本銀行又ハ其支店代理店ハ前項利子ヲ金庫ヘ交付シ第十一號書式ノ領收證書ヲ發スヘシ

預金人ハ毎年四月預金通帳ヲ其預金入シタル金庫ヘ差出シ利子元加ノ記入ヲ受ケヘシ

第十六條 (二項)

預金人ニ於テ前項ノ利子ヲ受取ラトスルニキハ第十二號書式ノ請求書ヲ金庫ヘ差出スヘシ

第十七條 金庫ニ於テ前條第二項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ利子金額ヲ算出シ式ノ如ク之ヲ記入證明シ中央金庫ニ在ツテハ日本銀行ヘ本支金庫ニ在テハ日本銀行ノ支店代理店ヘ之ヲ回付スヘシ

第十八條 日本銀行又ハ其支店代理店ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ利子受取人ヲシテ式ノ如ク受領證書ヲ發シ其現金ヲ交付スヘシ

第十一號書式

領收證書

一金何圓也

但何年何月ヨリ預金利子元加額何ノ誰分

右金額正ニ領收候也

年月日

日本銀行本支店宛

又ハ其代理店宛

何金庫印

第十二號書式 (用紙寸法表遵照)

請求書

何等何號預金通帳ニ於ケル預金今般悉皆拂戻テ受ケ候ニ付右ニ對スル利子仕拂相成度此段請求候也

府縣郡市町村番地

年月日附

氏名 氏名 氏名

(社寺教會)

(會社ノ印)

(共同積立金ハ代理人二名共住所)

(正名簿式ノ如ク連署調印スヘシ)

何金庫宛

(利子記入證明ノ式)

一金何圓也

右之通ニ候也

年月日

(現金領收ノ式)

前得ノ利子金額正ニ領收候也

年月日附

氏名 氏名

(署名調印式請求書ニ同シ)

日本銀行本支店宛

又ハ其代理店宛

保管物取扱規程

第十七條 保管金ノ利子ハ毎年三月三十一日ヲ期

トシテ之レガ計算ヲ爲スヘシ又元金悉皆拂戻ニ對スル利子其元金拂戻シタルトキ計算ヲ爲ス

預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正 (明治三十二年七月大藏省訓令第五十二號)

明治二十六年大藏省訓令第三十二號預金保管物及供託物金庫出納事務規程第三條第四條第一項第二項第十七條及附屬第一號備考第二號書式ヲ左ノ如ク改正ス

第三條 金庫ハ預金受拂内際額ニ依リ毎年四月ニ於テ前年四月一日ヨリ其年三月三十一日ニ至ル一箇年間ニ元加ヘニ爲スヘキ各自ノ預金利子額及毎月前月中悉皆拂戻シ證明シタル各自ノ預金利子額ヲ大藏省ヘ報告(第一號書式)ニスヘシ又保管金供託金受拂内際額ニ依リ毎月前月中證明シタル各自ノ保管金及供託金ノ利子額ヲ大藏省ヘ報告(第一號書式)ニスヘシ

第四條(一項二項) 中央金庫ハ郵便貯金ニ係ル利子ハ逓信省ノ請求ヲ受ケタルトキ之レカ金額等ヲ大藏省ヘ報告シ同省ノ承認ヲ受ケタル上元加ヘテ爲シ又ハ記入證明シ取振ヲ爲スヘシ 金庫ハ官立學校及團體積資金ニ係ル利子ハ第三條元加ヘテノ例ニ準シ大藏省ヘ報告シ然ル上同省ノ通知ニ據リ元加ヘテ取振ヲ爲スヘシ 金庫ハ元加ヘテノ爲スヘキ預金ノ利子額ヲ領收シタルト同時ニ交付ヲ爲シタル日本銀行又ハ其支店代理店ヨリ其金額ノ證明ヲ受ケテ之ヲ受入ノ證明(第二號書式)ニ供スヘシ 第十七條(預金利子元加通知書)トアルヲ(預金利子元加受人領證明書)トス

臺灣ニ登錄稅法施行ノ件

(明治三十二年七月勅令第三百二十二號)

朕臺灣ニ登錄稅法ヲ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

登錄稅法中土地ノ登記ニ關スルモノ及第四條第五條第八條第九條第十四條ヲ除ク外之ヲ臺灣ニ施行ス

酒造組合規則

(明治三十二年七月勅令第三百四十一號)

朕酒造組合規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

酒造組合規則

第一條 酒類製造者酒造稅法第四十條ニ依リ設ケ

ヘキ酒造組合ニ關スル規定ハ本令ヲ以テ之ヲ定メ

第二條 酒造組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ

弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條 酒類製造者酒造稅法ヲ設置セムトスルト

キハ組合契約書ヲ作成シ地方長官ノ認可ヲ受ケ

ヘシ組合契約書ヲ變更シタルトキ亦同シ

第四條 組合契約書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

ヲ要ス

一 組合ノ名稱

二 組合設置ノ區域

三 組合事務所ノ所在地

四 組合ノ事業

五 組合役員ノ選任方法、任期及其ノ權限

六 組合總會召集ノ方法

七 組合ニ於ケル會議ノ方法

組合經營ノ負擔及其ノ取立方法

八 組合契約違反者處分ノ方法

九 契約書ノ變更ニ關スル手續

十 組合ニ於テ酒類製造者ノ造石稅納付ヲ擔

保スル場合ニ於ケル決議方法

十一 酒造稅法施行規則第三十一條第一項ノ通

知ヲ受ケタルトキノ處分方法

十二 組合契約書ニハ前各條ニ掲ケルモノノ外組合ニ

於テ必要トスル事項ヲ記載スルコトヲ得

第五條 酒造組合ハ諸般ノ事務ヲ處理スル爲メ左ノ

役員ヲ置クヘシ

一 組合長

二 組合評議員

三 組合員多數ナルトキハ便宜組合副長又ハ組合支

部長ヲ置クコトヲ得

役員ハ組合總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第六條 組合長ハ組合員ヲ代表ス

第七條 組合役員ノ選任及解任アリタルトキハ酒

造組合ヨリ其ノ氏名ヲ地方長官及稅務管理局長

ニ報告スヘシ

第八條 酒造組合ハ毎年少クトモ一回其ノ經費ノ

決算ヲ爲シ各組合員ニ報告スヘシ

第九條 酒造組合ハ營業ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 地方長官ハ酒造組合ノ決議又ハ其ノ役員

ノ行爲ニシテ法令ニ違背シ又ハ公益ヲ害スル認

ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ノ改選ヲ

命スルコトヲ得

製造煙草輸出交付金ニ關スル法律施行ニ關スル件 (明治三十二年七月勅令第三百四十一號)

朕明治三十二年法律第七十四號施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 明治三十二年法律第七十四號 明治三十二年八月一日ヨリ施行ス 明治三十二年法律第七十四號第一條ノ製造煙草輸出交付金ハ輸出煙草ノ價格ノ百分ノ二十トス

稅關官吏タル資格ヲ證明スル證明書樣式 (明治三十二年七月大藏省訓令第五十二號)

關稅法第八十七條ノ稅關官吏タル資格ヲ證明スル證明書樣式左ノ通相定ム

地質象皮 縦二寸 横一寸五分

Table with 2 columns: 表 (Table) and 何稅關支署之印 (Seal of the Tax Office). The table is mostly blank with some faint text.

Table with 2 columns: 表 (Table) and 稅關監督何某 (Tax Supervisor Name). The table is mostly blank with some faint text.

● 収容貨物敷料施行 (明治三十二年七月大藏)

省令第三十五號

閣議施行規則第五十條ニ依リ収容貨物敷料左ノ通相定メ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

収容貨物敷料定率表

番號	品名	毎立方尺十日敷料	番號	品名	毎立方尺十日敷料
一	第一類 布帛	0.05	一	絹織布	0.10
二	「フランゼット」	0.05	二	絹織天竺絨	0.10
三	旗布	0.05	三	支那絹織	0.10
四	吳呂	0.05	四	支那絹織子	0.10
五	地氈類	0.05	五	唐棧	0.10
六	純純子	0.05	六	浴巾	0.10
七	雲雲布	0.05	七	毛織羅紗	0.10
八	純帆布	0.05	八	毛織製旅氈	0.10
九	純「イタリヤンス」	0.05	九	毛製旅氈	0.10
一〇	更紗類	0.05	一〇	寒冷紗	0.10
一一	純天竺絨	0.05	一一	毛製襪	0.10
一二	柳條布	0.05	一二	毛製襪	0.10
一三	純護膜布	0.05	一三	第二類 絲織	0.10
一四	「フランゼル」	0.05	一四	絹織絲	0.10
一五	毛織「フランゼル」	0.05	一五	絹織絲	0.10
一六	「エニニー」布	0.05	一六	絹織絲	0.10
一七	綿製手巾	0.05	一七	絹織絲	0.10
一八	「イタリヤンス」	0.05	一八	絹織絲	0.10
一九	綾吳呂	0.05	一九	絹織絲	0.10
二〇	麻帆布	0.05	二〇	絹織絲	0.10
二一	縮編吳呂	0.05	二一	絹織絲	0.10
二二	「セルヤス」	0.05	二二	絹織絲	0.10
二三	金巾類	0.05	二三	絹織絲	0.10
二四			二四	絹織絲	0.10
二五			二五	絹織絲	0.10
二六			二六	絹織絲	0.10
二七			二七	絹織絲	0.10
二八			二八	絹織絲	0.10
二九			二九	絹織絲	0.10
三〇			三〇	絹織絲	0.10
三一			三一	絹織絲	0.10
三二			三二	絹織絲	0.10
三三			三三	絹織絲	0.10
三四			三四	絹織絲	0.10
三五			三五	絹織絲	0.10
三六			三六	絹織絲	0.10
三七			三七	絹織絲	0.10
三八			三八	絹織絲	0.10
三九			三九	絹織絲	0.10
四〇			四〇	絹織絲	0.10
四一			四一	絹織絲	0.10
四二			四二	絹織絲	0.10
四三			四三	絹織絲	0.10
四四			四四	絹織絲	0.10
四五			四五	絹織絲	0.10
四六			四六	絹織絲	0.10
四七			四七	絹織絲	0.10
四八			四八	絹織絲	0.10
四九			四九	絹織絲	0.10
五〇			五〇	絹織絲	0.10
五一			五一	絹織絲	0.10
五二			五二	絹織絲	0.10
五三			五三	絹織絲	0.10
五四			五四	絹織絲	0.10
五五			五五	絹織絲	0.10
五六			五六	絹織絲	0.10
五七			五七	絹織絲	0.10
五八			五八	絹織絲	0.10
五九			五九	絹織絲	0.10
六〇			六〇	絹織絲	0.10

番號	品名	毎立方尺十日敷料	番號	品名	毎立方尺十日敷料
一	丁香	0.10	一	時計彈器	0.10
二	阿仙樂檳榔膏	0.10	二	電燈線	0.10
三	屈里股林	0.10	三	鐘(箱入ノモノ)	0.10
四	亞拉瓦亞膠膜	0.10	四	同(箱入ノモノ)	0.10
五	沃皮	0.10	五	日耳曼銀	0.10
六	糖酸鉛(鉛糖)	0.10	六	鍍金銀器	0.10
七	靛羅銀(鉛糖)	0.10	七	鐵釘	0.10
八	靛羅銀(鉛糖)	0.10	八	鐵釘(箱入ノモノ)	0.10
九	規尼涅	0.10	九	鉛管	0.10
一〇	大黃	0.10	一〇	板鉛(卷キタルモノ)	0.10
一一	泊美蘭	0.10	一一	茶鉛	0.10
一二	曹達灰	0.10	一二	橋梁其他建築用材	0.10
一三	苛性曹達	0.10	一三	水銀	0.10
一四	苛性曹達	0.10	一四	鹽結晶	0.10
一五	第九類 染料、彩料及塗料	0.10	一五	散彈	0.10
一六	「アモニオン」染料	0.10	一六	鋼線索	0.10
一七	「アリザリン」染料	0.10	一七	葉鐵	0.10
一八	青銅粉	0.10	一八	金骨	0.10
一九	乾藍	0.10	一九	車輪車軸及彈機	0.10
二〇	「ロクワード」越後新	0.10	二〇	黃銅板	0.10
二一	樟皮	0.10	二一	板亞鉛	0.10
二二	色油	0.10	二二	鐵、軟鋼及鋼	0.10
二三	同(箱入ノモノ)	0.10	二三	塊	0.10
二四	紅花	0.10	二四	塊	0.10
二五	蘇木	0.10	二五	塊	0.10
二六	洋漆	0.10	二六	筒及管	0.10
二七	支那漆	0.10	二七	板	0.10
二八	朱	0.10	二八	軌條	0.10
二九	第十類 金屬及金屬製品	0.10	二九	線(箱入ノモノヲ除ク)	0.10
三〇	眞鍮管	0.10	三〇	電線	0.10
三一	「キヤプシユール」(螺ノ口ニ用ユル金具)	0.10	三一	鉛(塊)	0.10
三二			三二		
三三			三三		
三四			三四		
三五			三五		
三六			三六		
三七			三七		
三八			三八		
三九			三九		
四〇			四〇		
四一			四一		
四二			四二		
四三			四三		
四四			四四		
四五			四五		
四六			四六		
四七			四七		
四八			四八		
四九			四九		
五〇			五〇		
五一			五一		
五二			五二		
五三			五三		
五四			五四		
五五			五五		
五六			五六		
五七			五七		
五八			五八		
五九			五九		
六〇			六〇		

一七	熱皮	〇〇	一六	護眼製品	〇〇	二二	米、麥	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																
一八	海馬牙	〇〇	一七	鐵道客車	〇〇	二三	白糖	〇〇	一九	象牙	〇〇	一八	「セリニロイド」	〇〇	二四	靛藍	〇〇	二〇	漆	〇〇	一九	石炭	〇〇	二五	化粧石鹼	〇〇	二一	漆	〇〇	二〇	芋麻	〇〇	二六	洗濯石鹼(流動石鹼ヲ除ク)	〇〇	二二	漆	〇〇	二一	乾麻	〇〇	二七	黑糖	〇〇	二三	漆	〇〇	二二	革帶(機械用ノモノ)	〇〇	二八	「セルプ」	〇〇	二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇			
一九	象牙	〇〇	一八	「セリニロイド」	〇〇	二四	靛藍	〇〇	二〇	漆	〇〇	一九	石炭	〇〇	二五	化粧石鹼	〇〇	二一	漆	〇〇	二〇	芋麻	〇〇	二六	洗濯石鹼(流動石鹼ヲ除ク)	〇〇	二二	漆	〇〇	二一	乾麻	〇〇	二七	黑糖	〇〇	二三	漆	〇〇	二二	革帶(機械用ノモノ)	〇〇	二八	「セルプ」	〇〇	二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇												
二〇	漆	〇〇	一九	石炭	〇〇	二五	化粧石鹼	〇〇	二一	漆	〇〇	二〇	芋麻	〇〇	二六	洗濯石鹼(流動石鹼ヲ除ク)	〇〇	二二	漆	〇〇	二一	乾麻	〇〇	二七	黑糖	〇〇	二三	漆	〇〇	二二	革帶(機械用ノモノ)	〇〇	二八	「セルプ」	〇〇	二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																					
二一	漆	〇〇	二〇	芋麻	〇〇	二六	洗濯石鹼(流動石鹼ヲ除ク)	〇〇	二二	漆	〇〇	二一	乾麻	〇〇	二七	黑糖	〇〇	二三	漆	〇〇	二二	革帶(機械用ノモノ)	〇〇	二八	「セルプ」	〇〇	二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																														
二二	漆	〇〇	二一	乾麻	〇〇	二七	黑糖	〇〇	二三	漆	〇〇	二二	革帶(機械用ノモノ)	〇〇	二八	「セルプ」	〇〇	二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																							
二三	漆	〇〇	二二	革帶(機械用ノモノ)	〇〇	二八	「セルプ」	〇〇	二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																
二四	漆	〇〇	二三	自轉車	〇〇	二九	海底電線及地下電線	〇〇	二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																									
二五	漆	〇〇	二四	帆布管	〇〇	三〇	木材及板	〇〇	二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																		
二六	漆	〇〇	二五	「アルドランド、セメント」	〇〇	三一	紫糖	〇〇	二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																											
二七	漆	〇〇	二六	芋麻繩索(船用ノモノ)	〇〇	三二	礫石、砂	〇〇	二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																				
二八	漆	〇〇	二七	藤子	〇〇	三三	小麥	〇〇	二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																													
二九	漆	〇〇	二八	藤子	〇〇	三四	羊毛	〇〇	三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																						
三〇	漆	〇〇	二九	藤子	〇〇	三五	毛打組	〇〇	三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																															
三一	漆	〇〇	三〇	藤子	〇〇	三六	「アルミニウム」	〇〇	三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																								
三二	漆	〇〇	三一	藤子	〇〇	三七	珊瑚	〇〇	三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																	
三三	漆	〇〇	三二	藤子	〇〇	三八	金銀箔	〇〇	三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																										
三四	漆	〇〇	三三	藤子	〇〇	三九	金液及銀液	〇〇	三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																			
三五	漆	〇〇	三四	藤子	〇〇	四〇	金銀細類	〇〇	三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																												
三六	漆	〇〇	三五	藤子	〇〇	四一	「アラチナ」	〇〇	三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																					
三七	漆	〇〇	三六	藤子	〇〇	四二	寶石及眞珠	〇〇	三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																														
三八	漆	〇〇	三七	藤子	〇〇	四三	金銀時計	〇〇	三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																							
三九	漆	〇〇	三八	藤子	〇〇	四四	其他ノ貴重品	〇〇	四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																
四〇	漆	〇〇	三九	藤子	〇〇	四五	第十八類 危險品	〇〇	四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																									
四一	漆	〇〇	四〇	藤子	〇〇	四六	酒類(「アルコール」)	〇〇	四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																		
四二	漆	〇〇	四一	藤子	〇〇	四七	裝藥	〇〇	四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																											
四三	漆	〇〇	四二	藤子	〇〇	四八	古魯丹及意撒兒	〇〇	四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																				
四四	漆	〇〇	四三	藤子	〇〇	四九	「ナイナイ」	〇〇	四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																													
四五	漆	〇〇	四四	藤子	〇〇				四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
四六	漆	〇〇	四五	藤子	〇〇				四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																															
四七	漆	〇〇	四六	藤子	〇〇				四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																								
四八	漆	〇〇	四七	藤子	〇〇				四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																	
四九	漆	〇〇	四八	藤子	〇〇				五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																										
五〇	漆	〇〇	四九	藤子	〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

一	煙火	〇〇	一	稅關休日臨時開港手續料	五拾圓
二	氣油	〇〇	二	一午前十時ヨリ午後四時マテ	八拾圓
三	結火藥	〇〇	三	一午前十時ヨリ午後六時マテ	百四拾圓
四	火藥	〇〇	四	一午前十時ヨリ午後十二時マテ	百四拾圓
五	「マツチ」	〇〇	五	一午前十時ヨリ午後十二時マテ	百四拾圓
六	石油	〇〇	六	一但前日ヨリ午前十時マテ	四拾圓
七	松香油	〇〇	七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
八	格魯兒酸銅高亞斯	〇〇	八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
九	赤磷	〇〇	九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一〇	黃磷	〇〇	一〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一一	硝石	〇〇	一一	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一二	其他危險品	〇〇	一二	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一三	本表ニ掲ケサル物品ハ類似物品ノ定率ヲ準用ス其		一三	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一四	類似物品ヲキトキハ每立方尺十日間當該ノ物料ヲ		一四	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一五	徵收ス		一五	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一六	數料ハ十日毎ニ計算ス其十日未滿ノトキモ仍ホ十		一六	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一七	日分ヲ徵收ス		一七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一八	數料ノ總額ニ原位ヲ生スルトキハ切捨トス		一八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
一九	●稅關ニ納付スヘキ手数料		一九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二〇	(明治三十二年七月六)		二〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二一	(稅令第三十四號)		二一	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二二	關稅法施行規則ニ依リ稅關ニ納付スヘキ手数料左		二二	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二三	ノ通相定メ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス		二三	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二四	明治三十年七月六號令第十一號ハ本令施行ノ日		二四	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二五	ヨリ廢止ス		二五	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二六	稅關平日臨時開港特許手数料	參拾圓	二六	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二七	一午後四時ヨリ同六時マテ	九拾圓	二七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二八	一午後四時ヨリ同十二時マテ	百九拾圓	二八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
二九	一午後四時ヨリ同十二時マテ	百九拾圓	二九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三〇	一但前日ヨリ午前十時マテ	四拾圓	三〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三一	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三一	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三二	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三二	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三三	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三三	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三四	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三四	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三五	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三五	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三六	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三六	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
三九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	三九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四一	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四一	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四二	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四二	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四三	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四三	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四四	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四四	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四五	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四五	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四六	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四六	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四七	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四八	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
四九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	四九	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓
五〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓	五〇	一但前日ヨリ午後十時マテ	四拾圓



第十七條 委任仕務命令官ハ前條ノ豫算令示ニ基キ概算表ノ金額ヲ目途トシ現金前渡ノ仕務命令ヲ發スヘシ但シ委任仕務命令官所在地外ノ出納官吏ニ對シ電信ノ便アルモノハ必ズ電信送金ト爲スヲ要ス

第十八條 委任仕務命令官ハ演習召集ニ際シテハ其年度ノ經費豫算ニ基キ前條ニ準シ現金前渡ノ仕務命令ヲ發スヘシ

第十九條 出納官吏ハ前二條ノ仕務命令ニ對スル現金ヲ受領シ所要ノ仕務ヲ爲スヘシ其ノ下士卒ニ召集費ヲ支給スルトキハ海軍召集費領收證書氏名ノ下ニ捺印セシムヘシ若シ印章ヲ携帶セサル者アルトキハ捺印セシムルモ妨ナシ

領收證書ニ記載シタル者ニシテ召集セラルル者若クハ召集ニ應ゼサル者等ノ爲メ召集費ヲ支給セサルハアルトキハ其ノ氏名ニ朱ノ二線ヲ畫シ消印スヘシ

第二十條 出納官吏ハ召集終ルノ後一箇月以内ニ會計検査院ノ検査判決ヲ受ケル爲メ仕務證明規程ニ據リ仕務計算書ヲ作り附屬書類ヲ添ヘ當該委任仕務命令官ニ送付スヘシ其ノ仕務現金ハ當該委任仕務命令官ノ返納告知書ヲ得テ金庫ニ納付スヘシ

第二十一條 出納官吏ノ仕務計算書及附屬書類ハ主任出納官吏ニ提出シ該官吏ハ自己ノ計算ニ併算スルモノトス

第二十二條 出納官吏ノ分任出納官吏ニシテ海軍部外ノ官廳ニ屬スル者奉命ニ因リ代理ヲ要スルトキ其ノ代理者ノ命免、會計規則第九十一條第九十二條及第九十三條ニ據リ要スル検査員立會員、若シ計算書ヲ調整セシムヘキ者ノ任命ハ當該所屬長官之ヲ執行スヘシ

會計規則第九十三條ノ檢定書ハ海軍省ニ差出スヘシ

第二十二條 召集費受領シ得候其ノ他ノ事故ニ因リ出發セサル者アルトキハ該召集費ノ數額ヲ委任仕務命令官ヨリ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十三條 被召集員ニシテ召集費ノ支給ヲ受ケシテ直ニ召集地ニ參著シタル者アリタルトキハ海軍團ニ於テ支給ヲ給シ其ノ旨當該鎮守府經理部ニ報告シ鎮守府經理部長ハ之ヲ當該出納官吏ニ轉達スヘシ

第二十四條 簡閱點呼執行官吏ヲ出納官吏トシ委任仕務命令官ハ普通ノ手續ニ據リ之ニ現金前渡ノ仕務命令ヲ發スヘシ但シ簡閱點呼執行官ニ主計官ヲ附スルトキハ該主計官ヲ出納官吏ト爲スヘシ

第二十五條 郡市長ハ簡閱點呼召集所決定シタルトキハ該點呼者ノ現住地ヨリ簡閱點呼召集所ニ至ル里程ヲ計算シ置キ其ノ他旅費支給ノ準備ヲ整ヘ簡閱點呼執行官若ハ簡閱點呼執行官附主計官到達ノトキ其ノ用ニ供スヘシ

附則

第二十六條 此ノ規程中郡市長ノ職務ハ島司支廳長若クハ之ニ準スヘキ者、東京市京都市大阪市及市制町村制施行セサル地方ノ區ニ在テハ區長之ヲ行フ

第二十七條 明治二十七年海軍省令第八號海軍臨時召集費支出規程及同年海軍省令第一號ハ此ノ規程施行ノ日ヨリ廢止ス

本年ニ限リ第六條及第七條ノ期限ヲ十月十五日第八條ノ期限ヲ十一月三十日第九條ノ期限ヲ十二月二十八日ト定ム

●橫須賀軍港規則中追加

(明治三十二年七月)  
海軍省令第十四號

橫須賀軍港規則中ニ左ノ一條ヲ追加ス

第十五條ノ二 鎮守府司令官ハ軍港境域内ニ入リ兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ觀察スルモノト認メタルトキハ之ヲ軍港境域外ニ退去セシムルコトヲ得

●吳軍港規則中追加

(明治三十二年七月)  
海軍省令第十五號

吳軍港規則中ニ左ノ一條ヲ追加ス

第十六條ノ二 鎮守府司令官ハ軍港境域内ニ入リ兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ觀察スルモノト認メタルトキハ之ヲ軍港境域外ニ退去セシムルコトヲ得

●佐世保軍港規則中追加

(明治三十二年七月)  
海軍省令第十六號

佐世保軍港規則中ニ左ノ一條ヲ追加ス

第十五條ノ二 鎮守府司令官ハ軍港境域内ニ入リ兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ觀察スルモノト認メタルトキハ之ヲ軍港境域外ニ退去セシムルコトヲ得

●舞鶴軍港規則中追加

(明治三十二年七月)  
海軍省令第十七號

舞鶴軍港規則中ニ左ノ一條ヲ追加ス

第十四條ノ二 鎮守府司令官ハ軍港境域内ニ入リ兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ觀察スルモノト認メタルトキハ之ヲ軍港境域外ニ退去セシムルコトヲ得

●竹敷軍港規則中追加

(明治三十二年七月)  
海軍省令第十八號

竹敷軍港規則中ニ左ノ一條ヲ追加ス

第十一條ノ二 要港部司令官ハ要港境域内ニ入リ兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ觀察スルモノト認メタルトキハ之ヲ要港境域外ニ退去セシムルコトヲ得

●要塞地帶法

(明治三十二年七月)  
法律第五十號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經テ、要塞地帶法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一章 總則

第一條 要塞地帶トハ國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ノ周圍ノ區域ヲ云フ

第二條 要塞地帶ノ幅員ハ防禦營造物ノ各突出部ヲ連絡スル線ヲ基線トシ此ノ線ヨリ外方一定ノ距離以内ニ於テ之ヲ定ム

第三條 要塞地帶ハ陸地ト海面トチ同ハス之ヲ三區ニ分テ各區ノ幅員ハ左ノ區別ニ從ヒ陸軍大臣之ヲ定メ並ニ之ヲ告示ス其ノ之ヲ變更スル場合亦同シ但シ陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ハ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル力或ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係リ場合陸軍用地力海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上之ヲ定メ連署シテ告示ス

●第一區 禁煙

第一區 禁煙 禁煙ノ距離二百五十間以内及其禁煙ノ距離ニ對シテ禁煙ノ距離二百五十間以内

第二區 禁煙 禁煙ノ距離二百五十間以内

第三區 禁煙 禁煙ノ距離二百五十間以内

第四條 要港司令官鎮守府司令官要港部司令官及築城部本部長ハ要塞地帶ヲ劃スル爲メ其ノ他必要ト認ムル場合ニ於テ下部ノ官條ヲシテ要塞地帶内及第七條第二項ノ區域内何レノ地ヲ開ス出入セシムルコトヲ得但シ陸軍用地内ニ出入セシメントスルトキハ五ニ當該官廳ノ承認ヲ經ヘシ

第五條 陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ニ關聯セサル海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域内ニ關シテハ此ノ法律ニ規定スル陸軍大臣ノ職務ハ海軍大臣之ヲ行ヒ要港司令官ノ職務ハ鎮守府司令官要港部司令官之ヲ行フ

第六條 此ノ法律ハ防禦營造物ノ設ナシト雖之ヲ設ケルコトニ決定シタル箇所ニ於テ其ノ豫定防禦營造物ノ各突出部ヲ連絡スル線ヲ基線トシ第七條第三條及第七條第二項ニ定メタル區域ニ付テ亦之ヲ適用ス但シ其線以内ノ區域ハ第一區ニ準ス

第二章 禁止及制限

第七條 何人ハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サルニハ要塞地帶内水陸ノ形狀ヲ測量、攝影、採寫、録取スルコトヲ得ス

第八條 規定ハ要塞地帶外ト雖第三區ノ境界線ヨリ外方三百五十間以内ノ區域ニ於テ之ヲ適用ス

第九條 要塞司令官ハ要塞地帶内ニ入リ兵備ノ狀況其ノ他地形等ヲ觀察スル者ト認メタルトキハ之ヲ要塞地帶外ニ退去セシムルコトヲ得

●第一區 禁煙

第九條 要塞地帶ノ第一區ニ屬スル水面ニ在リテハ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サルハ漁獲、採掘及船舶ノ繫泊、土砂ノ採掘ヲ爲スルコトヲ得ス

第十條 第一區内ニ於テ新設スルコトヲ得サルモノノ左ノ如シ

一 不燃質物ヲ以テ築造セル家屋及倉庫

二 畜室及固定電燈

三 不燃質物ヲ以テ築造セル高さ二尺ヲ超ユル諸般ノ築造物

第十一條 第一區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サルハ新設スルコトヲ得サルモノノ左ノ如シ

一 埋葬地

二 水車及風車

三 井

四 容易ニ他ニ移動スヘカラサル器具ヲ備フル家屋

五 生垣及木造ノ圍牆

第六條 第一區ニ於テ禁煙セル家屋及倉庫

第七條 第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サルハ新設スルコトヲ得サルモノノ左ノ如シ

一 不燃質物ヲ以テ築造セル家屋及倉庫

二 埋葬地

三 不燃質物ヲ以テ築造セル高さ三尺ヲ超ユル諸般ノ築造物

第十三條 第一區第二區内ニ於テ要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サルハ屋内外ト屋外トト間ハ累積スルコトヲ得サルモノノ左ノ如シ

一 第一區内ニ於テハ高さ五尺、第二區内ニ於テハ高さ八尺以上ニ累積スル不燃質物及石炭類

二 第一區内ニ於テ高さ一丈三尺、第二區内ニ於テ高さ一丈二尺以上ニ異積スル積以テ竹木積

第十四條 第一區第二區内ニ於テハ要審用官官ノ許可ヲ得ルニ非サルハ家屋倉庫及附設ノ建築物ヲ改築増築セザルコトヲ得ス

第十五條 各區内ニ於テ要審用官官ノ許可ヲ得ルニ非サルハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

- 一 地裏ノ高低ヲ永久ニ變更スル土工即チ堆土開墾等
- 二 池田、鹽田、排水及灌水
- 三 公園、育樹場、竹木林、菓園及養茶畑
- 四 耕作地

第十六條 各區内ニ於テ陸軍大臣ノ許可ヲ得ルニ非サルハ新設若ハ變更スルコトヲ得サルモノ左ノ如シ

堤橋、運河、道路、橋梁、鐵道、隧道、永久橋樑

第十七條 本章ノ禁止制限ニ違背シ新設改築増築變更シタル家屋倉庫其ノ他ノ建築物又ハ異積物等ハ違背者ヲシテ期限ヲ定メテ之ヲ除去セシメ地形ノ變更ニ係ルモノハ之ヲ復舊セシメ期限内ニ除去復舊セザルコトハ其ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトモ又ハ其ノ方法宜シキヲ得サルコトハ官官ニ於テ自ラ之ヲ執行又ハ第三者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ルモノナリ

前項義務者ニ於テ負擔スル費用ハ同稅ノ額額分ニ關シテ稅額ニ依リテ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ政府ハ國稅ニ次キ先取權ヲ有ス

本章ノ處分ハ第十六條ノ違背者ニ對シテ陸軍大臣ノ之ヲ爲シ其ノ違背者ニ對シテハ要審用官官ノ之ヲ爲ス

之ヲ爲スルコト

第十八條 地帯ノ禁止制限ニ關シ官官ノ處分ニ服セサル者ハ其ノ處分ニ對シテ告示又ハ通告ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ陸軍大臣ニ既願スルコトヲ得但シ既願中處分ノ執行ヲ妨ケス

第十九條 陸軍大臣ハ場合ニ依リ或區域内ニ限リ特ニ本章禁止制限ノ全部若ハ一部ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示スルコトキ亦同シ

第二十條 本章ノ禁止及制限ハ陸軍軍又ハ陸海軍官官ノ行動又ハ施設ニ對シテハ之ヲ適用セズ但シ陸軍防禦施設ノ地帯及第七條第二項ノ區域ニシテ海軍防禦施設ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合若ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並陸軍用地力海軍防禦施設ノ地帯及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テ官官陸軍官官若ハ海軍官官力此ノ法律ニ據リテ許可又ハ承認ヲ爲シ若ハ第十九條ノ處分ヲ爲サントスルコトハ陸軍官官若ハ海軍官官ニ當リテ海軍官官ニ當リテ協議スルコトヲ要ス

第二十一條 陸海軍以外ノ官官ニ於テ第七條第九條第十一條乃至第十五條ニ據リテ事項ヲ爲サントスルコトキ要審用官官ノ承認第十六條ニ據リテ事項ヲ爲サントスルコトキ陸軍大臣ノ承認ヲ受ケルコトヲ要ス

第三章 罰則

第十二條 第七條及第九條ノ禁止シタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮又ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金又ハ第八條ニ依リ要審用官官ニ退去シ命ヲ受ケタル者ニ從ハサズ若シ同シ

第二十三條 第七條及第九條ノ禁止シタル者未ダ退去シタル者ハ未ダ退去シタル者ニ對シテ第六條ニ違犯シタル者ハ二圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第十四條ニ違犯シタル者ハ五圓以上一圓九十五圓以下ノ科料ニ處ス

第二十六條 要審地帯各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル爲ニ設ケタル標石標木標札ノ類ヲ移動シ又ハ之ヲ毀壞シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ過失ニ出テタル者ハ五圓以上一圓九十五圓以下ノ科料ニ處ス

第四章 雜則

第二十七條 要審地帯劃設告示ノ當時家屋倉庫築造物等ノ新設、變更、改築増築中ニ係ルモノハ此ノ法律ノ禁止制限ヲ適用セズ

第二十八條 要審地帯各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル標石、標木若ハ標札ノ類ヲ建設スル爲ニ要スル敷地ノ買収及使用ニ關シテハ明治二十三年法律第二十三號陸地測量條例ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 此ノ法律ヲ施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 此ノ法律ハ軍港規則及要審規則ノ效力ヲ妨ケルコトナシ

第三十一條 明治三十一年勅令第七十六號ハ此ノ法律ニ依リ第三條又ハ第六條ノ告示ヲ爲シタル箇所ニ限リ其ノ效力ヲ失フ

●要審地帯法ニ規定スル要審

司令官ノ職務ニ關スル佈告

(明治三十二年七月勅令)

(令第三百五十八號)

朕要審地帯法ニ規定スル要審用官官ノ職務ニ關スル條件ヲ總括シテ之ヲ公布セシム

要審地帯法ニ規定スル要審用官官ノ職務ハ要審司令官ヲ除ケサルニ在リテハ陸軍省司令官、衛戍司令官若ハ築城部支隊長ニ行フ

●要審地帯法施行規則 (明治三十二年八月陸軍省令)

第二十二號

要審地帯法施行規則左ノ通定ス

第一章 要審地帯法施行規則

第一條 本法第七條第九條第十一條乃至第十三條及第十五條ニ依リ許可ヲ得トスル者ハ左ノに掲ケル事項ヲ詳記シ所轄市町村長ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

- 一 市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 二 所轄市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 三 本法第七條ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ目録ノ區域及期限
- 四 本法第九條ニ掲ケルモノニ在リテハ海運、採掘ノ區域及期限、船舶積泊ノ位置及期限、土砂掘削ノ區域方法及期限
- 五 本法第十一條第六條及第十二條第一號ニ掲ケルモノニ在リテハ建築ノ位置、設計、建築材料ノ種類及落成ノ期日
- 六 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第二號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日
- 七 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第三號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日

以上ノ事項ハ要審用官官ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

第二章 要審地帯法施行規則

第二十三條 本法第七條第九條第十一條乃至第十三條及第十五條ニ依リ許可ヲ得トスル者ハ左ノに掲ケル事項ヲ詳記シ所轄市町村長ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

- 一 市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 二 所轄市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 三 本法第七條ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ目録ノ區域及期限
- 四 本法第九條ニ掲ケルモノニ在リテハ海運、採掘ノ區域及期限、船舶積泊ノ位置及期限、土砂掘削ノ區域方法及期限
- 五 本法第十一條第六條及第十二條第一號ニ掲ケルモノニ在リテハ建築ノ位置、設計、建築材料ノ種類及落成ノ期日
- 六 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第二號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日
- 七 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第三號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日

以上ノ事項ハ要審用官官ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

●要審地帯法施行規則

第二十四條 本法第七條第九條第十一條乃至第十三條及第十五條ニ依リ許可ヲ得トスル者ハ左ノに掲ケル事項ヲ詳記シ所轄市町村長ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

- 一 市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 二 所轄市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 三 本法第七條ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ目録ノ區域及期限
- 四 本法第九條ニ掲ケルモノニ在リテハ海運、採掘ノ區域及期限、船舶積泊ノ位置及期限、土砂掘削ノ區域方法及期限
- 五 本法第十一條第六條及第十二條第一號ニ掲ケルモノニ在リテハ建築ノ位置、設計、建築材料ノ種類及落成ノ期日
- 六 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第二號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日
- 七 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第三號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日

以上ノ事項ハ要審用官官ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

第三章 罰則

第二十五條 第七條及第九條ノ禁止シタル者未ダ退去シタル者ハ未ダ退去シタル者ニ對シテ第六條ニ違犯シタル者ハ二圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 要審地帯各區及第七條第二項ノ區域ヲ標示スル爲ニ設ケタル標石標木標札ノ類ヲ移動シ又ハ之ヲ毀壞シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ過失ニ出テタル者ハ五圓以上一圓九十五圓以下ノ科料ニ處ス

●要審地帯法施行規則

第二十七條 本法第七條第九條第十一條乃至第十三條及第十五條ニ依リ許可ヲ得トスル者ハ左ノに掲ケル事項ヲ詳記シ所轄市町村長ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

- 一 市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 二 所轄市町村長ノ署名及要審用官官ノ署名
- 三 本法第七條ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ目録ノ區域及期限
- 四 本法第九條ニ掲ケルモノニ在リテハ海運、採掘ノ區域及期限、船舶積泊ノ位置及期限、土砂掘削ノ區域方法及期限
- 五 本法第十一條第六條及第十二條第一號ニ掲ケルモノニ在リテハ建築ノ位置、設計、建築材料ノ種類及落成ノ期日
- 六 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第二號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日
- 七 本法第十一條第一號乃至第五號及第十二條第三號ニ掲ケルモノニ在リテハ其ノ位置、設計、許及落成ノ期日

以上ノ事項ハ要審用官官ノ署名ヲ得テ當該要審司令官ニ願出ヘシ

第四章 雜則

第二十八條 要審地帯劃設告示ノ當時家屋倉庫築造物等ノ新設、變更、改築増築中ニ係ルモノハ此ノ法律ノ禁止制限ヲ適用セズ

第二十九條 此ノ法律ヲ施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 此ノ法律ハ軍港規則及要審規則ノ效力ヲ妨ケルコトナシ

第三十一條 明治三十一年勅令第七十六號ハ此ノ法律ニ依リ第三條又ハ第六條ノ告示ヲ爲シタル箇所ニ限リ其ノ效力ヲ失フ

得テ其ノ地所管ノ領守府司令長官(要港ニ在テハ要港部司令官)ニ出願スヘシ但シ府縣、郡、市、町村、水利組合其ノ他公共團體ヨリ出願スル場合ハ第三條ノ場合ニ依リ所轄市町村長ノ與テ出願セズ

- 一 第七條ニ掲グルモノニ在テハ其ノ目的、區域及期限
- 二 第九條中漁獵、採藻ニ在テハ其ノ區域及期限、艦船繫泊ニ在テハ其ノ位置及期限、土砂掘鑿ニ在テハ其ノ區域方法及期限
- 三 第十一條第六條及第十三條第一號ニ掲グルモノニ在テハ建築ノ位置、設計、建築材料ノ種類及落成ノ期日
- 四 第十一條第一號乃至第五號第十二號第二號ニ掲グルモノニ在テハ其ノ位置設計及落成ノ期日但シ第十二條第四號ニ掲グルモノニ在テハ之ニ備フル機器器具ノ位置及設計ヲ詳細ニシテ要ス
- 五 第十二條第三號ニ掲グルモノニ在テハ其ノ目的、位置、設計及落成ノ期日
- 六 第十三條ニ掲グルモノニ在テハ其ノ目的、位置、高さ及期限並ニ掘鑿ノ種類
- 七 第十五條ニ掲グルモノニ在テハ其ノ目的、位置、設計及落成ノ期日

要港地帯法第十四條ニ依リ許可ヲ得ントスル者ハ前項ニ準ジテ要ス

第二條 要港地帯法第十六條ニ依リ許可ヲ得ントスル者ハ工事ノ種類、位置、設計及落成ノ期日ヲ詳細ニシテ地方長官ノ證明ヲ受ケ其ノ地所管ノ要港部司令官及領守府司令官ヨリ出願スル由シ海軍大臣ニ出願スヘシ

第三條 海軍大臣領守府司令官長官(要港部司令官)ノ許可ヲ受ケルニシテ別ニ法律命令ノ規定ニ依リ主務官廳ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノハ先ヅ其ノ許可ヲ受ケ其ノ許可書ノ原本ヲ添ヘ出願スヘシ

第四條 府縣都市町村水利組合其ノ他公共團體並ニ社團法人ニ在テハ其ノ代表者ヨリ出願スヘシ

第五條 海軍大臣領守府司令官長官(要港部司令官)ノ許可ヲ得タル事項ヲ變更セントスルトキハ前條ニ準ジテ要ス

第六條 海軍大臣領守府司令官長官(要港部司令官)ニ於テ許可ヲ與ヘタルトキハ許可證ヲ交付スルニ依リ實施スル者ハ常ニ前項ノ許可證ヲ携帶シ其ノ地所管ノ警備スル軍人軍艦、憲兵及警察官吏ノ要求アルトキハ其ノ閲覧ニ供スヘシ又許可證ノ期限滿クハ直ニ之ヲ返却スヘシ

第七條 許可ヲ受ケタル作業者ハ作業ノ場所ニ於テ可測ノ旨ヲ記載シタル標札ヲ懸ケ掲グルヘシ但シ要港地帯法第七條及第九條ニ掲グルモノニ在テハ此ノ限ニテ要ス

第八條 許可證ヲ所持スヘキ者ニシテ當該官ノ閲覧ヲ拒ムル者ハ二回以上十回以下罰金ニ處ス許可ノ期限滿了後七日以内ニ許可證ヲ返却セザル者亦同シ

第九條 要港地帯法第七條ニ掲グルモノノ中航行ニ必要ナル橋樑ヲ許可受ケルヲ要セス

第十條 要港地帯法中不燃貨物ノ家屋倉庫及其ノ他ノ建築物ヲ建スルハ金屬製ノ煉瓦造ノ石造及土造ノ類ヲ用フベシ

第十一條 要港地帯法中道路ヲ建スルハ國道縣道及道幅三間以上ノ道路ヲ用フ橋樑ト稱スルハ此等ノ道路式交差式並ニ之ヲ用フ

附 則

第十二條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

●要港地帯各區内ニ於ケル新設及變更届出ノ件 (明治三十二年八月)

陸軍省令第一二一號

本年當省告示第七號及陸海軍省告示要港地帯各區内ニ於ケル新設及變更届出ノ件左ノ通定ス

第一條 本年當省告示第七號及陸海軍省告示要港地帯各區内ニ於ケル各區内(海軍ノ主管ニ屬スル分ヲ除ク)ニ於テ本年八月二十日以前ニ左ノ各號ニ掲グル物件ノ新設若クハ變更ニ着手シタルモノハ本年八月三十一日迄ニ所轄市町村長ノ證明ヲ受ケ當該要港部司令官ニ届出ヘシ但シ本年八月二十日以前ニ新設若クハ變更ヲ終ルルモノハ此ノ限ニテ要ス

一 不燃貨物ヲ以テ築造スル家屋及倉庫

一 埋葬地

一 以上第一區及第二區内

一 浴室及固定電燈

一 不燃貨物ヲ以テ築造セル高さ二尺ヲ超ユル積

一 一般ノ築造物

一 水車及風車

一 井

一 容易ニ他ニ移動スヘカラサル機器器具ヲ備フル家屋

一 生垣及木柵ノ圍柵

一 不燃貨物ヲ以テ築造セル家屋及倉庫

一 高さ五尺以上ニ果積スル不燃貨物及石炭類

一 高さ一丈三尺以上ニ果積スル薪炭及竹木材

一 以上第一區内

一 不燃貨物ヲ以テ築造セル高さ三尺ヲ超ユル積

第二十一類

●京都帝國大學法科大學及醫科大學講座ノ件 (明治三十二年七月)

- 勅令第四十二號
- 朕京都帝國大學法科大學及醫科大學講座ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
- 第一條 京都帝國大學法科大學及醫科大學ニ置ク(キ)講座ノ種類及其ノ數左ノ如シ
- |           |     |
|-----------|-----|
| 憲法        | 一講座 |
| 民法        | 一講座 |
| 商法、破産法    | 三講座 |
| 民衆訴訟法     | 二講座 |
| 民法、刑事訴訟法  | 二講座 |
| 經濟學       | 二講座 |
| 統計學       | 一講座 |
| 政治學、政治史   | 一講座 |
| 行政法       | 一講座 |
| 國際公法      | 一講座 |
| 國際私法      | 一講座 |
| 法制史、比較法制史 | 一講座 |
| 羅馬法       | 一講座 |
| 英吉利法      | 一講座 |
| 佛蘭西法      | 一講座 |
| 獨逸法       | 一講座 |
| 法理學       | 一講座 |
| 醫科大學      | 一講座 |

- 第二條 明治三十二年九月ヨリ開始スヘキ講座ノ種類及其ノ數左ノ如シ
- |          |     |
|----------|-----|
| 解剖學      | 二講座 |
| 胎生學      | 一講座 |
| 生理學      | 一講座 |
| 化學       | 一講座 |
| 病理學      | 一講座 |
| 病理解剖學    | 一講座 |
| 藥物學      | 一講座 |
| 內科學      | 三講座 |
| 產科學      | 一講座 |
| 婦人科學     | 一講座 |
| 小兒科學     | 一講座 |
| 外科學      | 三講座 |
| 眼科學      | 一講座 |
| 皮膚病學、數毒學 | 一講座 |
| 精神病學     | 一講座 |
| 衛生學      | 二講座 |
| 法醫學      | 二講座 |
| 耳鼻咽喉科學   | 一講座 |
| 齒科學      | 一講座 |
| 齒科大學     | 一講座 |
| 憲法       | 一講座 |
| 民法       | 一講座 |
| 商法       | 二講座 |
| 民事訴訟法    | 一講座 |
| 刑法、刑事訴訟法 | 一講座 |
| 行政法      | 一講座 |
| 國際私法     | 一講座 |
| 羅馬法      | 一講座 |
| 醫科大學     | 一講座 |

一般ノ築造物

- 一 高さ八尺以上ニ果積スル不燃貨物及石炭類
- 一 高さ一丈七尺以上ニ果積スル薪炭及竹木材
- 一 以上第二區内
- 一 地表ノ高低ヲ永久ニ變更スル土工即チ地土、開墾等
- 一 溝渠、運河、排水及溜水
- 一 耕作地
- 一 堤堰、運河、道路、橋樑、鐵道、陸道、水久橋樑
- 一 以上三區内

第二條 前條ニ依リ届出ヲ爲ス者ハ土地及築造物等ノ位置、設計、築造物ノ材料及落成ノ期日ヲ詳細ニシテ

第三條 府縣、都市、町村、水利組合其他公共團體ノ作業ニ係ルモノハ前二條ニ準ジ其代表者ヨリ届出ヘシ但シ市町村長ノ證明ヲ要ス

第四條 第一條ノ届出ヲ受ケタル者ハ二十五圓以内ノ罰金若クハ二十五日以下ノ禁錮ニ處ス

第五條 要港部司令官ノ許可ニ於テ本令ニ規定スル要港部司令官ノ職務ハ對馬ニ在リテハ警備隊司令官其ノ他ニ在リテハ衛戍司令官、衛戍司令官アヲサルトキハ築城部支部長之ヲ行フ

第六條 本令中「不燃貨物」及「道路橋樑」トアルハ本年當省令第二十二號ノ規定ヲ準用ス

附 則

第七條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第八條 本年當省告示第八號ニ依リ家屋倉庫其他築造物等ノ新設變更ノ禁止制限ヲ解除シタル部分ニ於テ其ノ解除シタル事項ニ關シテハ本令ヲ適用セス



解剖學 一講座  
生理學 一講座  
衛生學 一講座  
化學 一講座  
物理學 一講座  
內科學 二講座  
外科學 二講座

○文部省令 明治三十二年七月 京都帝國大學法  
科大學及醫科大學ハ本年九月十一日ヨリ開設シ法  
科大學ニハ法律學科及政治學科醫學科大學ニハ醫學  
科ヲ設ク

○小學校設備標準則 (明治三十二年七月文部省令第三十號)

第一條 小學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ  
開校前ニシテ衛生ニ適シ且兒童ノ進歩ニ便利  
ナル場所ヲ擇ブヘシ

第二條 校地ハ道徳上健全スヘキ場所所屬ニシテ授業ニ  
妨ケル場所及危險ナル場所ニ接近スヘカラス

第三條 校地ノ面積ハ左ノ規定ニ依ルヘシ  
一 尋常小學校ニ於テハ生徒百名未滿ハ百坪以  
上トシ生徒百名以上ハ二名ニ付一坪以上ノ  
割合トス

二 高等小學校ニ於テハ生徒百名未滿ハ百坪以  
上トシ生徒百名以上ハ三名ニ付一坪以上ノ  
割合トス

生徒一名ニ付一坪マテニ減スルコトヲ得

第三條 校地内ニハ給水ナル飲料水ヲ供給スルノ  
備ヲ爲シ又下水渠ヲ設クヘシ

第四條 校舍ノ建築ハ授業上管理上衛生上ノ便ヲ  
圖リ宜ク堅牢ナルコトヲ要ス

第五條 特別ノ事情アル場合ニ於テハ外平屋建ト爲  
スヘシ

第六條 校舎ニハ各學級ニ應ル通常教室及教員  
室ヲ設クヘシ

第七條 前項ノ外唱歌・裁縫等ヲ課スル學校ニ於テハ便  
宜特別教室ヲ設ク又必要アル場合ニ於テハ講  
堂・生徒控所・雨中體操場・宿直室・湯沸所・小使  
室・物置等ヲ設クヘシ

第八條 教室ノ構造ハ左ノ各項ニ準ズヘシ  
多級學校ノ教室ハ幅三間以上四間以下長四間以  
上五間以下單級學校ノ教室ハ幅及長各四間以上  
五間以下ヲ常例トシ其大ハ生徒一人ニ付三尺平  
方ノ割合ヨリ小ナルヘカラス

第九條 天井ハ柱間距離九尺以上トス  
天井ハ柱間距離九尺以上トス  
柱ノ高ハ二尺以上トシ柱下ノ四方ニ風抜ヲ設ク  
ヘシ

第十條 採光窓ノ面積ハ床面積ノ六分ノ一以上トシ其  
下縁ノ位置ハ柱上凡二尺五寸ニ定メ其上縁ハ牀  
上八尺五寸以上トシ窓ノ構造ハ柱間距離ノ比  
ハ一ニ但採光窓ノ上部ハ欄間ヲ以テ之ニ代フル  
コトヲ得

第十一條 窓ハ生徒座席ノ前面ニ設クヘカラス  
教室内ノ壁ハ中性色(灰色・淡黄色・類トスヘシ)  
土地ノ性質ニ依リ成ルベク燈障ヲ設クヘシ又  
ハ燈障ヲ備フヘシ

第十二條 各級教室ノ門ハ開口ヲ設クヘシ

第七條 廊下ハ片廊下ヲ常例トシ其幅六尺以上ナ  
ルコトヲ要ス

第八條 階造ノ校舎ニ於テハ二階以上ノ階造ヲ設クヘ  
シ

第九條 階段ハ幅四尺五寸以上上縁上ケ五寸乃至六寸踏面  
八寸乃至一尺トシ成ルヘク曲折階造ト爲シ中間  
ニ階段ヲ設ケ且手欄ヲ附スヘシ

第十條 昇降口ハ成ルヘク男女別別シテ風ノ方  
向ヲ避ケヘシ

第十一條 便所ハ別棟トシ夏季常風ノ方向ニ注意シ  
井ヲ距ルコト四間以上ノ位置ニ之ヲ設クヘシ

第十二條 糞尿・尿・注等ハ不潔物ヲ以テ之ヲ造ル  
ヘシ

第十三條 便所ハ男女別別シ男兒百名ニ付大便所二以上  
小便所四以上女兒百名ニ付五以上ノ割合ヲ以テ  
之ヲ設クヘシ

第十四條 尋常小學校ニ於テハ教科用圖書・地圖・度  
量衡・算術ノ機・時計・算盤計其他必要ナル  
器具及參考用圖書等ヲ備フヘシ

第十五條 高等小學校ニ於テハ前項ノ外理科教授用具體操  
器ヲ備フヘシ

第十六條 生徒用機及履掛ノ寸法ハ別表ノ標準ニ  
依リ兒童ノ身長ニ適應セシムルコトヲ要ス

第十七條 土地ノ情況ニ依リ成ルベク教員ノ住宅  
ヲ設クヘシ

第十八條 校地及體操場ヲ選定シ校舎ノ建築スル  
ニハ地方官ノ認可ヲ受ケンヘシ

第十九條 本令ノ規定中校舎ノ建築器具ノ新調等  
ニ應ルベクアラサレハ適用シシテモノハ其時  
待テ之ニ依ルコトヲ得

小學校用機及履掛寸法表

機名	身長	機長	機幅	機高	機重	履掛寸法
第一機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第二機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第三機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第四機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第五機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第六機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第七機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第八機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第九機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
第十機	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上

○幼稚園保育及設備規程 (明治三十三年六月文部省令第三十二號)

幼稚園保育及設備規程ヲ定ムルコト左ノ如ク

第一條 幼稚園ハ滿三年ヨリ小學校ニ就學スルマ  
テノ幼児ヲ保育スル所トス

第二條 保育ヲ時數(食事時間ヲ含ム)ハ一日五時

第三條 校舎内ニハ給水ナル飲料水ヲ供給スルノ  
備ヲ爲シ又下水渠ヲ設クヘシ

第四條 校舎ノ建築ハ授業上管理上衛生上ノ便ヲ  
圖リ宜ク堅牢ナルコトヲ要ス

第五條 特別ノ事情アル場合ニ於テハ外平屋建ト爲  
スヘシ

第六條 校舎ニハ各學級ニ應ル通常教室及教員  
室ヲ設クヘシ

第七條 前項ノ外唱歌・裁縫等ヲ課スル學校ニ於テハ便  
宜特別教室ヲ設ク又必要アル場合ニ於テハ講  
堂・生徒控所・雨中體操場・宿直室・湯沸所・小使  
室・物置等ヲ設クヘシ

第八條 教室ノ構造ハ左ノ各項ニ準ズヘシ  
多級學校ノ教室ハ幅三間以上四間以下長四間以  
上五間以下單級學校ノ教室ハ幅及長各四間以上  
五間以下ヲ常例トシ其大ハ生徒一人ニ付三尺平  
方ノ割合ヨリ小ナルヘカラス

第九條 天井ハ柱間距離九尺以上トス  
天井ハ柱間距離九尺以上トス  
柱ノ高ハ二尺以上トシ柱下ノ四方ニ風抜ヲ設ク  
ヘシ

第十條 採光窓ノ面積ハ床面積ノ六分ノ一以上トシ其  
下縁ノ位置ハ柱上凡二尺五寸ニ定メ其上縁ハ牀  
上八尺五寸以上トシ窓ノ構造ハ柱間距離ノ比  
ハ一ニ但採光窓ノ上部ハ欄間ヲ以テ之ニ代フル  
コトヲ得

第十一條 窓ハ生徒座席ノ前面ニ設クヘカラス  
教室内ノ壁ハ中性色(灰色・淡黄色・類トスヘシ)  
土地ノ性質ニ依リ成ルベク燈障ヲ設クヘシ又  
ハ燈障ヲ備フヘシ

第十二條 各級教室ノ門ハ開口ヲ設クヘシ

第一條 幼稚園保育及設備規程ヲ定ムルコト左ノ如ク

第二條 保育ヲ時數(食事時間ヲ含ム)ハ一日五時

第三條 校舎内ニハ給水ナル飲料水ヲ供給スルノ  
備ヲ爲シ又下水渠ヲ設クヘシ

第四條 校舎ノ建築ハ授業上管理上衛生上ノ便ヲ  
圖リ宜ク堅牢ナルコトヲ要ス

第五條 特別ノ事情アル場合ニ於テハ外平屋建ト爲  
スヘシ

第六條 校舎ニハ各學級ニ應ル通常教室及教員  
室ヲ設クヘシ

第七條 前項ノ外唱歌・裁縫等ヲ課スル學校ニ於テハ便  
宜特別教室ヲ設ク又必要アル場合ニ於テハ講  
堂・生徒控所・雨中體操場・宿直室・湯沸所・小使  
室・物置等ヲ設クヘシ

第八條 教室ノ構造ハ左ノ各項ニ準ズヘシ  
多級學校ノ教室ハ幅三間以上四間以下長四間以  
上五間以下單級學校ノ教室ハ幅及長各四間以上  
五間以下ヲ常例トシ其大ハ生徒一人ニ付三尺平  
方ノ割合ヨリ小ナルヘカラス

第九條 天井ハ柱間距離九尺以上トス  
天井ハ柱間距離九尺以上トス  
柱ノ高ハ二尺以上トシ柱下ノ四方ニ風抜ヲ設ク  
ヘシ

第十條 採光窓ノ面積ハ床面積ノ六分ノ一以上トシ其  
下縁ノ位置ハ柱上凡二尺五寸ニ定メ其上縁ハ牀  
上八尺五寸以上トシ窓ノ構造ハ柱間距離ノ比  
ハ一ニ但採光窓ノ上部ハ欄間ヲ以テ之ニ代フル  
コトヲ得

第十一條 窓ハ生徒座席ノ前面ニ設クヘカラス  
教室内ノ壁ハ中性色(灰色・淡黄色・類トスヘシ)  
土地ノ性質ニ依リ成ルベク燈障ヲ設クヘシ又  
ハ燈障ヲ備フヘシ

第十二條 各級教室ノ門ハ開口ヲ設クヘシ

ナルヘカラス  
 二 遊園ハ幼児一人ニ就キ一坪ヨリ小ナルヘカ  
 ス  
 三 恩物、繪画、遊嬉道具、樂器、黒板、机、腰掛、  
 時計、寒暖計、燈房器其ノ他須要ナル器  
 ナ備フヘシ  
 四 敷地、飲料水及採光窓ニ關シテハ小学校ノ  
 例ニ依ルヘシ  
 附 則  
 第八條 此規程ハ明治三十二年九月一日ヨリ施行  
 ス  
 第九條 既設幼稚園ニシテ第四條及第七條ノ規定  
 ニ依リ雖キ事情アルトキハ明治三十五年三月三  
 十一日マテハ之ニ依ラサルコトヲ得但府縣立ニ  
 アラサシモソハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

● 中學校生徒入退學及表簿

關スル規則 (明治三十二年六月文)

中學校生徒入退學及表簿ニ關スル規則ヲ定ムルコ  
 ト左ノ如シ  
 中學校生徒入退學及表簿ニ關スル規則  
 第一條 生徒ノ募集ハ毎年一回トシ其時期ハ學則  
 ニ於テ之ヲ定ムヘシ但學期ノ始ニ於テ補缺員ヲ  
 募集スルコトヲ得  
 第二條 第一級入學者ノ學力ノ檢定ハ高等小學  
 校第二學年ノ課程ヲ卒業シタル志願者ニ對シテハ  
 其修業證書ニ依リ其他ノ志願者ニ對シテハ試驗  
 ニ依リシ  
 高等小學校第二學年ノ課程ヲ卒業シタル志願者ハ  
 其他ノ志願者ニ先テ入學ヲ許スヘシトシ得但高等  
 等小學校第二學年ノ課程ヲ卒業シタル志願者ノ數

募集人員ニ超過スル下キハ初試驗ニ依リテ入學  
 者ヲ選拔スルヘシ  
 第三條 第一級ノ入學試驗ハ高等小學校第二學  
 年ノ課程ヲ卒業シタル者ニ對シテハ讀書、作文、習  
 字、算術ニ就キ其他ノ志願者ニ對シテハ尙日本  
 歴史、日本地理ヲ加ヘ高等小學校第二學年卒業ノ  
 程度ニ依リテ之ヲ行フヘシ  
 第四條 第二級以上ニ入學セシムヘキ者ハ相當  
 年齡ニ達シ前各年級ノ課程ヲ卒業シタル者ト同等  
 ノ學力ヲ有スル者タルヘシ  
 前項入學者ノ學力ハ前各年級卒業ノ程度ニ於テ  
 其各學科ニ就キ試驗ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ  
 第五條 止ムコトヲ得サル事故ニ依リ他ノ中學校  
 ニ轉學シ志望スル生徒アルトキハ其學校長、學  
 校長ノ許可ヲ得テハ其學校代表者ハ在學證及試驗成  
 績表ヲ移轉先學校ニ送附スヘシ  
 第六條 移轉先學校ニ於テハ缺員アル場合ニ限り  
 前項生徒ノ轉學ヲ許可スヘシ  
 前項ニ依リ轉學ヲ許可スル試驗ヲ行ハシメテ同  
 一年級ニ編入スヘシ但前學校ト學科ノ配當ニ差  
 異アルトキハ其學科ニ限リ試驗ヲ行フコトヲ得  
 第七條 生徒ハ一學年ノ課程ヲ修了スルニアラサ  
 レハ其全級ヲ進ムルコトヲ得ス  
 第八條 生徒ニシテ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラ  
 ス引續キ一箇年以上缺席シタル者又ハ正當ノ理  
 由ナクシテ引續キ二箇月以上缺席シタル者ハ除  
 名スルヘシ  
 第九條 生徒ニシテ退學ヲ志望スル者ハ學校長、  
 學校長ノ許可ヲ得テハ其學校代表者ノ許可ヲ受ケヘ  
 シ  
 第十條 中學校ニハ左ノ表簿ヲ備フヘシ  
 一 中學校ニ關アル官廳命令及往復書類

地方長官ノ監督ニ屬スル  
 第三條 私立學校ヲ設立セシムル者ハ監督官廳  
 ノ認可ヲ受ケヘシ  
 私立學校ノ廢止及設立者ノ變更ハ監督官廳ニ開  
 申スルヘシ  
 第三條 私立學校ニ於テハ校長若シテ學校代表者  
 校務ヲ掌理スル者ヲ定ム監督官廳ノ認可ヲ受ケ  
 第四條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ私立學校ノ  
 校長又ハ教員ト爲ルコトヲ得ス  
 一 重罪ヲ犯シタル者但シ同罪犯ニシテ復讐シ  
 タル者ハ此ノ限ニ在ラス  
 二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者  
 三 破産者ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復讐セサル  
 者又ハ身體限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終  
 ヘサル者  
 四 徵戒ニ依リ免職ニ處セラレ二箇年ヲ經過セ  
 又ハ徵戒ヲ免除セラレサル者  
 五 教員免許狀發給ノ處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過  
 セサル者  
 六 品行不良ト認ムヘキ者  
 第五條 私立學校ノ教員ハ相當學校ノ教員免許狀  
 ナ有スル者ヲ除ク外其ノ學力及國語ニ通達スル  
 コトヲ證明シ小學校、盲啞學校及小學校ニ類ス  
 ル各種學校ノ教員ニ在リテハ地方長官其ノ他ニ  
 在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケヘシ但シ專ラ外  
 國語専門學科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員  
 及專ラ外國人ヲ入學セシムル爲ニ設立シタル學  
 校ノ教員ハ國語ニ通達スルコトヲ證明スルコト  
 ナ要セス

前項ノ認可ハ當該學校在職間有效ナルコトヲ  
 第六條 前條ノ證明ヲ不充分ト認ムルトキハ監  
 督官廳ハ米入ノ志望ニ依リ試驗ヲ施スコトアル  
 第七條 私立學校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當  
 ナコトヲ證明スルコトヲ得監督官廳ハ其ノ與ヘタル認  
 可ヲ取消スルコトヲ得  
 第八條 私立學校ニ於テハ公立學校ニ代用スル私  
 立小學校ヲ除ク外學齡兒童ニシテ未ダ就學ノ後  
 小學校ヲ卒業シ入學セシムルコトヲ得但シ  
 小學校令第二十一條及第二十二條ニ依リ市町村  
 長ノ許可ヲ受ケテ之ヲ兒童ヲ入學セシムルハ此ノ  
 限ニ在ラス  
 第九條 私立學校ノ設備、授業及其ノ他ノ事項ニシ  
 テ教育上有害ナリト認メタルトキハ監督官廳ハ  
 之ヲ變更シ命ズルコトヲ得  
 第十條 左ノ場合ニ於テハ監督官廳ハ私立學校ノ  
 閉鎖ヲ命ズルコトヲ得  
 一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ  
 二 治安秩序ヲ紊亂シ又ハ風俗ヲ壞亂スルノ虞  
 ナコトアルトキ  
 三 六箇月以上規定ノ授業ヲ爲ササルトキ  
 四 第九條ニ依リ監督官廳ノ爲セル命令ニ違反  
 シタルトキ  
 第十一條 監督官廳ニ於テ學校ノ事業ヲ爲スル  
 下認メタルトキハ其ノ旨ヲ關係者ニ通告シ本令  
 ノ規定ニ依リシムヘシ  
 第十二條 第十條ニ依リ處分ニ對シテハ訴訟法ニ  
 依リ訴願スルコトヲ得  
 第十三條 第十一條ノ通告ヲ受ケ第二條第一項ノ  
 手續ヲ爲ササル者及第二條第二項ノ規定ニ違反  
 シタル者違第十條ニ依リ閉鎖ヲ命ゼラレタル後

二 學則  
 三 日課表、各教員受持學科及時問表、教科書配  
 當表  
 四 職員名簿及履歷書  
 五 生徒名簿  
 六 入學試驗及學年試驗ノ問題及成績表  
 七 職員出勤簿、生徒出席簿  
 八 徵兵令ノ猶豫ニ關スル在學證明書及之ニ  
 關スル書類  
 九 公立學校ニアリテハ生徒身體檢査ニ關スル  
 統計表簿、出納簿及經費ノ豫算決算ニ關ス  
 ル帳簿  
 十 資產原簿、出納簿及經費ノ豫算決算ニ關ス  
 ル帳簿  
 十一 圖書器機器具藥品標本ノ目錄  
 生徒名簿ニハ生徒ノ姓名、族籍、住所、生年月  
 日、入學年月日、入學前ノ學歴、轉學退學ノ年月日及  
 事故卒業ノ年月、徵兵事故、保證人ノ姓名及住  
 所ヲ記載スヘシ  
 第十一條 前條ノ表簿ハ千箇年以上保存スヘシ但  
 同條第一項第三號及第七號ノ表簿ハ三箇年以上  
 生徒名簿ハ永久保存スヘシ  
 附 則  
 第十二條 本令ハ明治三十二年七月十五日ヨリ施  
 行ス  
 第十三條 明治二十七年文部省令第二十四號等常  
 中學校入學規程ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス  
 ● 私立學校令 (明治三十二年八月勅)  
 朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立學校令ヲ裁可シ茲ニ  
 之ヲ公布セシムルヘシ  
 一 私立學校令  
 第一條 私立學校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外

● 私立學校令施行規則 (明治三十二年)

八月文部省令  
 第三十八號  
 明治三十二年勅令第三百五十九號私立學校令第十  
 七條ニ依リ私立學校令施行規則ヲ定ムルコトヲ左ノ  
 如シ  
 私立學校令施行規則  
 第一條 私立學校令第二條ニ依リ私立學校設立ノ

認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ニ校地、校舎、寄宿舎ノ圖面ヲ添ヘ監督官廳ニ申請スルシ

一 目的

二 名稱

三 位置

四 學則

五 經費及維持方法

前項第一號乃至第三號及校地、校舎、寄宿舎ノ圖面ハ監督官廳ニ附シ第四號ノ變更ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケルベシ

第二條 學則ニ左ノ事項ヲ規定スルベシ

一 修業年限、學年、學期、休日ニ關スル事項

二 學科課程、授業時間ニ關スル事項

三 試験ニ關スル事項

四 入學退學ニ關スル事項

五 授業料、入學料等ニ關スル事項

六 寄宿舎ニ關スル事項

七 寄宿舎ニ關スル事項

八 職員ノ職務ニ關スル事項

第三條 私立學校令第三條第一項又ハ第五條第一項ニ依テ私立學校ノ校舎、學校代表者又ハ職員タル者ノ認可ヲ受ケントスル者ハ履歷書ヲ添ヘ監督官廳ニ申請スルベシ

第四條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

第五條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

第六條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

第七條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

第八條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

第九條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

第十條 私立學校令第六條ニ依リ施行スルベシ

附則 明治三十二年七月十五日ヨリ施行スル

第六條 明治十四年文部省達第十五號本令施行ノ旨ニ依リ之ヲ廢止ス

第七條 公立私立學校認定ニ關スル規則 (明治三十二年六月文部省令第三十四號)

公立私立學校認定ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第二條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第三條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第四條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第五條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第六條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第七條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第八條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第九條 公立私立學校認定ニ關スル規則

第十條 公立私立學校認定ニ關スル規則

學校及高等女學校設置廢止規則第二條ヲ準用ス

第二條 前條ノ申請ニ基キ文部大臣ニ於テ認定ヲ爲スルベキ學校ハ其管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルベキ相當ノ教員及設備ヲ具ヘ左ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一 專門學校ニ在リテハ其入學者ハ中學校卒業生若シテ明治二十七年文部省令第七號第一條ノ條ノ學科ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ入學試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニシテ修業年限三箇年以上ノモノ

二 實業學校ニ在リテハ甲種實業學校若シテ同等以上ノ學科程度ヲ具ヘ修業年限三箇年以上ノモノ

三 其ノ他ノ學校ニ在リテハ其學科程度、入學規則、編制及設備等中學校ノ規定ニ準シ且其教員全數ノ三分一以上ハ專任ニシテ中學校ノ教員免狀ヲ有スルモノ

第三條 文部大臣又ハ地方長官ハ必要ト認メタル場合ニ主査官吏ヲシテ認定ヲ受ケル學校ノ入學試験ニ適合スルモノ又ハ入學試験問題及其答案ヲ査閱セシムルベシ

第四條 認定ヲ受ケル學校ニ於テ學則、生徒定員、校地、校舎及寄宿舎ノ方法ヲ變更セントスルベキハ公立學校ニ在リテハ其管理若シテ私立學校ニ在リテハ其學校代表者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケルベシ但特別ノ規定ニ依リテ文部大臣ノ認可ヲ受ケルベキ事項ニ付テハ其規定ニ依リ施行スルベシ

第五條 認定ヲ受ケル學校ニ於テ前項ノ規定ニ依リ施行スルベシ

第五條 明治三十二年文部省令第三十三號中學校生徒入學及退學ノ規則第七條乃至第十條ノ規定ヲ受ケル學校ニ於テ準用ス

第六條 認可ヲ受ケル學校ニ於テ第二條ノ規定ニ該當セザル生徒ヲ入學セシムルベキハ其生徒ニ特別ノ名稱ヲ附シ且其學籍簿ヲ別冊トナスルベシ但認定ノ效力ハ本文ノ生徒ニ及ハス

第七條 認定ヲ受ケル學校ハ公立學校ニ在リテハ其管理若シテ私立學校ニ在リテハ其學校代表者ニ於テ毎年六月三十日ノ期至リ依リ翌月申シ左ノ事項ヲ文部大臣ニ附申スルベシ但特別ノ規定ニ依リ文部大臣ニ附申スルベキ事項ニ付テハ其規定ニ依リ施行ス

一 學校長及教員ノ氏名、資格、分擔學科及專任兼任ノ區別

二 現在生徒學年及學級別員數

三 前學年中ノ卒業生員數及卒業後ノ情況

四 當該學年ニ於ケル入學生徒數

五 當該年度經費預算ノ細目

六 教科書目録

第八條 認定ヲ受ケル學校ニシテ此規則ニ違背シ又ハ其成績不其ナリト認メラルトキハ文部大臣ハ將來ニ向テ其認定ヲ取消スルコトアルベシ

第九條 此規則ニ依リ文部大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スルベシ

第十條 本令ハ明治三十二年七月十五日ヨリ施行ス

第十一條 明治三十二年文部省令第十五號本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十二條 本令施行ノ期ニ至リテ認定ニ向テ其效力ヲ有スル本令ニ該當スル事項アルトキハ當該學校ニ於テ本令施行ノ日ヨリ六箇月内ニ文部大臣ノ認可ヲ受ケルベシ

改正條約實施ニ付學校ノ風紀規律ニ關スル件 (明治三十二年七月文部省令)

本大臣就任ノ初ヨリ學校ノ風紀ニ關シ衷心痛ニ憂慮スル所アリ是ヲ以テ本年四月地方長官召集ノ機ニ際シ本大臣ハ學校ノ風紀ヲ正シ規律ヲ嚴ニスルベキコトヲ反覆披瀝シテ其注ヲ促シタリ

今ヤ改正條約實施ノ期僅ニ數日ヲ出テサラトシ茲ニ新ニ

詔勅ヲ下シテマヤテ查將來外人ノ内地ニ來住居住スル者滋々多キヲ致スルニ際シ時ニ際シ若シ學校生徒ヲシテ放浪自ラ制セズ或ハ禮節ヲ觀望シ或ハ粗野ノ行爲ヲ致テ奇矯甚レ喜フ如キ陋習ヲ長セシムルコトアラフハ編リ教育上ノ失體タルノミナラス廷イテ國家ノ威信ヲ失墜シ其ノ體面ヲ汚濁スルコトナキヲ保セシムルニ至リテ

教育ヲ奉體シ此ノ際前ニ層學校長及教員ヲ奮勵シ能ク戒慎ヲ加ヘ篤ク本分ヲ守リ以テ生徒教養ノ方ヲ限ルコトナキヲ期セシムルニ努ムベシ

○文部省訓令 明治三十二年七月三十一號 本省直轄學校ハ全國ノ公私諸學校ニ對シ規模タルベキ地位ニ在ルガ故ニ特ニ風紀節制ヲ嚴ニシ以テ其ノ地位ニ副フベキ實ヲ舉ゲンコトハ本大臣ノ切望スル所ナリ

改正條約實施ノ期目録ノ間ニ切迫シ茲ニ新ニ

詔勅ヲ下シテマヤテ查將來外人ノ内地ニ來住居住スル者滋々多キヲ致スルニ際シ時ニ際シ若シ學校生徒ヲシテ放浪自ラ制セズ或ハ禮節ヲ觀望シ或ハ粗野ノ行爲ヲ致テ奇矯甚レ喜フ如キ陋習ヲ長セシムルコトアラフハ編リ教育上ノ失體タルノミナラス廷イテ國家ノ威信ヲ失墜シ其ノ體面ヲ汚濁スルコトナキヲ保セシムルニ至リテ

教育ヲ奉體シ此ノ際前ニ層學校長及教員ヲ奮勵シ能ク戒慎ヲ加ヘ篤ク本分ヲ守リ以テ生徒教養ノ方ヲ限ルコトナキヲ期セシムルニ努ムベシ

●師範學校中學校高等女學校教員免許規則中追加 (明治三十二年七月文部省令第三十六號)

明治二十九年文部省令第十二號師範學校中學校高等女學校教員免許規則第一條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ追加ス

一 東京美術學校圖書講習科ニ入學シ繪畫用器畫及教育學ヲ修メ二箇年ノ課程ヲ卒リタル者

●農會法 (明治三十二年六月法律第三號)

農會法

第一條 農、ハ農事ノ改良發達ヲ計ル爲メニ設立スルモノトス

第二條 農會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 農商大臣ハ其ノ定ムル所ノ條件ヲ具備スル農會ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第四條 農會ニ補助スル金額ハ北海道又ハ一府縣ニテ一箇年四千圓ヲ超スルコトヲ得ス

第五條 農會補助ノ爲メ國庫ヨリ支出スル金額ハ一箇年十五萬圓ヲ超スルコトヲ得

第六條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

●府縣農事試驗場國庫補助法  
(明治三十二年八月)  
(月法律第百二號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經テ府縣農事試驗場國庫補助法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 府縣農事試驗場補助法

第一條 府縣農事試驗場ノ事業ヲ獎勵確實ナラシムル爲メ國庫ハ毎年度金十五萬圓以內ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助ス

第二條 農商大臣ハ定ムル府縣農事試驗場規程ニ依リ農商大臣ノ認可ヲ經タル府縣農事試驗場ニ付農商大臣必要ノ補助金ヲ付スルコトヲ得

第三條 各試驗場ニ交付スル補助金ハ其ノ設立者ノ負擔者ト同ク以テ之ヲ限ル

第四條 此ノ法律ニ依リ補助金ヲ受ケル試驗場ノ設立者ハ補助期間其ノ試驗場經費ヲ繼續支出スル義務アルモノトス

第五條 試驗場ニ補助金ヲ交付スルハ五箇年ヲ以テ一期トシ滿期ノ後尙必要ノ補助金ヲ之ヲ繼續受ケルコトヲ得但シ農商大臣ニ於テ試驗場ノ管理不適當ナリト認メタルトキ又ハ府縣農事試驗場規程ニ違背シタルトキ又ハ第四條ノ義務ヲ盡スコト不能ハザルトキハ補助期間中ト雖モ其ノ補助金若シ停止スルコトヲ得

第六條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ農商大臣之ヲ定ム

附則

第七條 此ノ法律ハ農商大臣ノ定ムル府縣農事試驗場規程ニ依リ農商大臣ノ認可ヲ經タル府縣農事試驗場ニ付農商大臣必要ノ補助金ヲ付スルコトヲ得

但シ其ノ補助金ハ第一條ニ定ムル金額以內ニ於テ支出スルモノトス

第八條 此ノ法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

●府縣農事試驗場國庫補助法  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第十九號)

府縣農事試驗場國庫補助法施行規則左ノ通相定ム

第一條 府縣農事試驗場補助法施行規則

第一條 明治三十二年法律第百二號府縣農事試驗場國庫補助法ニ規定セル補助金ハ本則ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 府縣農事試驗場補助金ノ交付ヲ受ケンストルコトハ地方長官ハ申請書ニ其試驗場ノ收支豫算書ヲ添附シテ農商大臣ニ提出ス

第三條 府縣農事試驗場補助金ノ交付ニ對シテ比較増減ヲ示シ且其細目ニ付テ詳細ナル説明ヲ附スルコトヲ要ス

第三條 農商大臣ハ其ノ定ムル規則ニ依リ補助金ヲ受ケルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

●府縣農事講習所規程  
(明治三十二年八月)  
(農商務省令第二十一號)

府縣農事講習所規程左ノ通相定ム

第一條 本規程ニ於テ府縣農事講習所ト稱スルハ府縣ノ費用ヲ以テ設立スル農事講習所ヲ謂フ

第二條 府縣農事講習所ハ一府縣一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得但分所ヲ設ケルコトヲ妨ケス

第三條 府縣農事講習所ハ農事ニ從事スル者ヲシテ農事ニ必要ナル講習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

府縣農事講習所ハ丈量、氣象、物理、化學、博物等ノ補助科目ヲ設ケルコトヲ得

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ニ於テ取替又ハ附設ニ關スル講習ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 地方長官必要ト認ムルトキハ府縣農事講習所ノ職員ヲシテ農事ニ關スル巡回講話ヲ爲サシムルコトヲ得

農務講習所規程（本規程施行の日ヨリ之ヲ廢止ス）

第十三條 本規程施行前ニ設立シタル府縣農務講習所ニ付テハ地方長官ハ明治三十二年十月三十一日ヨリ第七條ニ掲ケタル事項ヲ農務大臣ニ届出ルコトヲ要ス

●府縣水産試驗場規程（明治三十二年八月）

農商務省令第二十二號

府縣水産試驗場規程左ノ通相定ム

府縣水産試驗場規程

第一條 本規程ニ於テ府縣水産試驗場ト稱スルハ府縣水産講習所ヲ以テ設立スル水産試驗場ヲ謂フ

第二條 府縣水産試驗場ハ一府縣ニ一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得

第三條 府縣水産試驗場ハ其府縣内ノ水産業ノ改良ニ關スル事項ニ付キ試驗ヲ行フモノトス

第四條 府縣水産試驗場ハ毎年一回以上試驗ノ成績ニ關シテ報告書ヲ發行スルコトヲ要ス

第五條 府縣水産試驗場ハ左ノ業務ヲ行フコトヲ得

- 一 漁業講習
- 二 漁業改良其他ノ分析及ヒ鑑定
- 三 水産製法其他ノ分析及ヒ鑑定
- 四 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 五 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 六 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 七 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査

地方長官ハ左ノ事項ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

- 一 名稱及ヒ位置
- 二 業務ノ項目
- 三 試驗用地ノ種類及ヒ其面積
- 四 職員ノ職名、其員數及ヒ俸給額
- 五 職員ノ職名、其員數及ヒ俸給額
- 六 費支預算書

府縣水産講習所規程左ノ通相定ム

府縣水産講習所規程

第一條 本規程ニ於テ府縣水産講習所ト稱スルハ府縣水産講習所ヲ以テ設立スル水産講習所ヲ謂フ

第二條 府縣水産講習所ハ一府縣ニ一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得

第三條 府縣水産講習所ハ其府縣内ノ水産業ノ改良ニ關スル事項ニ付キ講習ヲ行フモノトス

第四條 府縣水産講習所ハ毎年一回以上講習ノ成績ニ關シテ報告書ヲ發行スルコトヲ要ス

第五條 府縣水産講習所ハ左ノ業務ヲ行フコトヲ得

- 一 漁業講習
- 二 漁業改良其他ノ分析及ヒ鑑定
- 三 水産製法其他ノ分析及ヒ鑑定
- 四 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 五 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 六 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 七 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査

第二十三號

●鐵業警察規則（明治三十二年八月）

農商務省令第二十八號

明治三十五年農務省令第七號鐵業警察規則中左ノ通改正シ明治三十三年一月一日ヨリ施行ス

第一條 左ノ如ク改ム

第一條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第二條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第三條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第四條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第五條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第六條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第七條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第八條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第九條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十一條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十二條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十三條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十四條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十五條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十六條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十七條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十八條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十九條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第二十條 鐵業警察官ハ其分所ヲ廢止セントスルトキハ地方長官ハ其事由ヲ具シ農務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

十二月廿二日第七條ニ掲ケタル事項ヲ届出ルコトヲ要ス

●府縣水産講習所規程（明治三十二年八月）

農商務省令第二十三號

府縣水産講習所規程左ノ通相定ム

府縣水産講習所規程

第一條 本規程ニ於テ府縣水産講習所ト稱スルハ府縣水産講習所ヲ以テ設立スル水産講習所ヲ謂フ

第二條 府縣水産講習所ハ一府縣ニ一箇所ヲ限リ設立スルコトヲ得

第三條 府縣水産講習所ハ其府縣内ノ水産業ノ改良ニ關スル事項ニ付キ講習ヲ行フモノトス

第四條 府縣水産講習所ハ毎年一回以上講習ノ成績ニ關シテ報告書ヲ發行スルコトヲ要ス

第五條 府縣水産講習所ハ左ノ業務ヲ行フコトヲ得

- 一 漁業講習
- 二 漁業改良其他ノ分析及ヒ鑑定
- 三 水産製法其他ノ分析及ヒ鑑定
- 四 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 五 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 六 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 七 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査

●鐵業ニ關シ差出ス書留郵便

封筒表面朱書記載ノ件（明治三十二年七月）

鐵業人鐵山係員又ハ鐵夫カ本則ニ違反シタルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

●社寺保管林規則（明治三十二年六月十一號）

社寺保管林規則

第一條 本規則ニ於テ社寺保管林ト稱スルハ社寺保管林規則ヲ制定スル所ノ林ヲ謂フ

第二條 社寺保管林ハ一社寺ニ一箇所ヲ限リ設置スルコトヲ得

第三條 社寺保管林ハ其社寺内ノ水産業ノ改良ニ關スル事項ニ付キ講習ヲ行フモノトス

第四條 社寺保管林ハ毎年一回以上講習ノ成績ニ關シテ報告書ヲ發行スルコトヲ要ス

第五條 社寺保管林ハ左ノ業務ヲ行フコトヲ得

- 一 漁業講習
- 二 漁業改良其他ノ分析及ヒ鑑定
- 三 水産製法其他ノ分析及ヒ鑑定
- 四 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 五 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 六 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査
- 七 水産ノ養殖及ヒ漁撈等ニ關スル調査

第一條 社寺土地ノ森林保管ヲ其ノ社寺ノ願出ニ依リ許可スルハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ

第二條 保管林ノ區域ハ農商務大臣ノ指定ム

第三條 保管林ノ保管期間ハ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第四條 社寺ニシテ保管林ヲ使用セントスルトハ大林區署長ノ許可ヲ受クヘシ但シ祭典又ハ法用ノ爲一時之ヲ使用スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

社寺ハ保管林ノ使用ニ付林地ノ實質ヲ侵害シ又ハ風致ヲ損スルコトヲ得ス

第五條 社寺ハ保管林ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

- 一 火災ノ預防及消防
- 二 盜伐ノ防止
- 三 有害動物ノ預防及驅除
- 四 境界標其ノ他ノ標識ノ保存
- 五 雜樹ノ保育
- 六 大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スル
- 七 大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ保管林ノ植樹ノ補植ノ手入れ其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲ス

第六條 社寺ハ伐採量ノ二分ノ一ニ相當スル主産物ヲ採取スルコトヲ得

根株ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非ザルニテ採取スルコトヲ得ス

第七條 社寺ハ林地ノ實質ヲ爲サザル副産物ヲ採取スルコトヲ得

第八條 社寺ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ採取産物ノ搬出ヲ終ルベシ

前項ノ期間内ニ搬出ヲ終ラザルトキハ其ノ産物

ヲ採取スル權利ヲ失フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ保管林ノ解除スルコトヲ得

- 一 社寺ノ管理者第四條ノ規定ニ違背シタルトキ
- 二 社寺ノ管理者第五條ノ義務ヲ怠ラタルトキ
- 三 社寺ノ管理者其ノ保管林ニ關シテ犯罪シタルトキ
- 四 保管林ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生ズルコトキ

前項ノ規定ニ依リテ保管林ノ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セシム

第十條 社寺ノ管理者許可ヲ得シテ保管林地ヲ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス社寺ノ管理者保管林ヲ他人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附則

第十一條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル土地官林ハ從前ノ例ニ依ル

第十二條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル土地官林ハ其ノ社寺ノ出願ニ依リ本令ニ定ムル保管林ト爲スコトヲ得

●國有林野部分林規則(明治三十年八月二十六號)

附則(第三百)

第六十二號

朕樞密顧問ノ諮問ヲ經テ國有林野部分林規則ヲ擬可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 國有林野部分林ノ設定スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國有林野部分林ノ設定ノ部合ハ地代及造林費

ヲ差附シ農商務大臣ノ指定ム

造林者ノ分收部合ハ十分ノ八ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條 造林者ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非ザルニテ其ノ權利ヲ處分スルコトヲ得ス

第四條 造林者ハ部分林ノ植樹ノ補植ノ手入れ其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲スヘシ

第五條 造林者ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ植樹ヲ終ルベシ

大林區署長ハ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ限リ造林者ノ請求ニ依リ二年以内ニ於テ植樹期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第六條 造林者植樹準備又ハ手入れノ爲部分林ニ耕作ヲ爲サントスルトキハ大林區署長ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 造林者ハ左ノ事項ニ關シ部分林ヲ保護スル義務ヲ負フ

- 一 火災ノ預防及消防
- 二 盜伐ノ防止
- 三 有害動物ノ預防及驅除
- 四 境界標其ノ他ノ標識ノ保存
- 五 雜樹ノ保育
- 六 大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スル
- 七 大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ保管林ノ植樹ノ補植ノ手入れ其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲ス

第八條 造林者ハ左ノ產物ヲ採取スルコトヲ得

- 一 下草ノ採集及落枝
- 二 樹皮及落葉ノ類
- 三 部分林設定後天然ニ生育シタル雜木
- 四 植樹後二十年以内ニ於テ手入れノ爲伐採スル樹木

第九條 部分林設定後天然ニ生育シタル樹木ニシ

テ雜木ニ非ザル限リ之ノ部分林ノ樹木ト看做ス

第十條 根據ハ特別ノ契約アル場合ヲ除ク外國有所有トス

第十一條 部分林ノ收益ハ其ノ樹木ノ賣拂代金ヲ以テ分收ス但シ國有分收スヘキ樹木ヲ保存スル必要アリト認ムル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ以テ分收スルニキハ樹木ノ賣拂代金ニ相當額内ニ行フ

第十二條 部分林ノ分收樹木ハ造林者ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ分收樹木ヲ搬出シ終ルベシ

前項ノ搬出期間ハ三年ヲ超ユルニテ不得ス

大林區署長ハ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ於テハ二年以内ニ限リ搬出期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ

第十三條 造林者搬出期間内ニ分收樹木ノ搬出ヲ終ラザルトキハ其ノ搬出セザル樹木ハ國有所有ト爲ス

第十四條 大林區署長ハ森林經濟上利益ナリト認ムル場合ニ限リ造林者ノ請求ニ因リ十年以内ニ於テ部分林ノ存續期間又ハ伐期ヲ變更スルコトヲ得

第十五條 部分林ノ損害ヲ加ヘタル第三者ヨリ賠償トシテ得タル金額ハ分收部合ニ依リ之ヲ分收ス

第十六條 天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因リ契約無效ト爲リタル場合ニ於テハ現在ノ樹木ハ分收部合ニ依リ之ヲ分收シ已ムヲ得サル事由ニ因リ造林者契約ノ解除ヲ願出テ之ヲ許可シタル場合亦同シ

第十七條 造林者左ノ事項ニ違背スルトキハ農商務大臣ハ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

- 一 此ノ限ニ在ラス
- 一 植樹期間ノ始期ヨリ一年ヲ經過スルモ植樹ノ着手セザルトキ
- 二 植樹期間内ニ植樹シタル面積ノ面積ノ二割以下ニ達スルコトキ
- 三 植樹期間内ニ計画ヲ得タル場合ニ於テ其ノ期間内ニ植樹シタル面積ノ面積ノ見込額ノ十分ノ一以下ニ達スルコトキ
- 四 植樹シタル樹木ノ成林ノ見込額ノ十分ノ一以下ニ達スルコトキ
- 五 造林者其ノ部分林ニ關シテ犯罪シタルトキ
- 六 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ
- 七 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ
- 八 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ
- 九 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ
- 十 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ
- 十一 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ
- 十二 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ

第十八條 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ

第十九條 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ

第二十條 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ

第二十一條 造林者其ノ部分林ノ規定ニ依リテ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スル場合ニ於テハ延長期間ニ對シテ分收代金ヲ分納セシムヘシ

第二十二條 國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依リ部分林ニシテ存續期間ノ定ナキモノ又ハ其ノ期間未令施行ノ日ヨリ起算シテ八十年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ部分林ノ存續期間及伐期ハ現存スル樹木ノ年齡ヲ參照シテ農商務大臣ノ指定ム

第二十三條 國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依リ部分林ニシテ天然ニ生育シタル雜木ノ分收ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ雜木ハ部分林

●國有林野產物ノ隨意契約ノ依リ賣拂ノ關スル件(明治三十年八月二十六號)

附則(第三百)

第六十三號

朕國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂ノ關スル件ヲ擬可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣拂フコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ爲必要ナルトキ
- 二 非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ對シテ救濟ノ爲必要ナルトキ
- 三 從來ノ慣行ニ因リ產物材又ハ副産物ヲ地元人民ニ賣拂フトキ
- 四 委託林野ノ產物ヲ受託者ニ賣拂フトキ
- 五 部分林ノ產物ヲ造林者ニ賣拂フトキ
- 六 社寺ノ建築費補給ノ材料トシテ社寺土地ノ森林ノ產物ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ
- 七 國有林野ノ事業ノ請負人又ハ國有林野ノ產物ノ買受人ニ其ノ事業ニ必要ナル產物ヲ賣拂フトキ
- 八 採取季節アル副産物ヲ賣拂フトキ
- 九 國有林野法第十九條第一項ノ規定ニ依リ賣拂フコトキ
- 十 國有林野法第三條第八條第十一條及第十二條ニ依リ組織ノ賣拂賣付又ハ讓與ヲ爲シタル林野ノ產物ヲ其ノ土地ノ管理者買受人買受人又ハ讓與人ニ賣拂フトキ
- 十一 農地官木林ノ產物ヲ其ノ土地ノ所有者ニ賣拂フトキ
- 十二 農地官木林ノ用ニ供ス可キ土石ヲ發見シ

官有森林原野及產物特別區分規則ハ之ヲ廢止ス

●國有林野委託規則(明治三十二年八月)

第一條 國有林野委託規則ニ依リテ之ヲ公布スシテ之ヲ施行スルニ付...

三 自家用用途林...

●國有林野法施行規則(明治三十二年八月)

第一條 國有林野法施行規則ニ依リテ之ヲ公布スシテ之ヲ施行スルニ付...

第二條 國有林野ノ境界査定ヲ施行セントスルト...

●國有林野法施行規則(明治三十二年八月)

第一條 國有林野法施行規則ニ依リテ之ヲ公布スシテ之ヲ施行スルニ付...

第一條 國有林野法第九條ノ規定ニ依リテ國有林野ノ實地調査ヲ出願セントスル者ハ...

第十四條 國有林野ノ引渡シ受ケタル日ヨリ十日以内ニ境界線ヲ確定スベシ...

第二十四條 貸付ノ許可アリタルトキハ契約擔任官吏ハ借受人ト共ニ貸借契約書ヲ作り...

馬放牧ノ爲ニ有林野ノ使用ヲ出願セントスル者ハ願書ニ見取圖ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第三十四條 大林區署長ニ必要ト認ムルトキハ使用ノ區域ヲ制限スルコトヲ得

第三十五條 第十五條、第十九條、第二十條、第二十四條乃至第二十六條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ林野ノ使用ニ之ヲ準用ス

第六章 交換

第三十六條 國有林野法第十四條ノ規定ニ依リ交換ヲ爲サントスルトキハ林野整理支局長ハ相手方ト立會テ以テ左ノ事項ヲ調査スヘシ

一 交換地ノ實測面積及價格

二 產物ノ種類、材積又ハ數額及價格

三 第三者ノ權利ノ有無

第三十七條 林野整理支局長交換ナリハントスルトキハ見取圖ヲ作リ之ニ調査書、實測圖及位置圖ヲ添附シテ農商務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第三十八條 第二十四條ノ規定ニ交換ニ之ヲ準用ス

第七章 讓與

第三十九條 國有林野法第十五條ノ規定ニ依リ國有林野ノ讓與ヲ出願セントスル者ハ願書ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ實測圖ヲ添附シテ大林區署長ニ差出スヘシ

第四十條 讓與セントスル林野ノ使用ノ方法、始期又ハ繼續期間ヲ指定スル必要アルトキハ之ヲ讓與ノ許可書ニ記載スヘシ

第八章 保管

第四十一條 社寺國有林野法第十七條ノ規定ニ依リ其ノ上地ノ森林ノ保管ヲ出願セントスルトキハ願書ニ實測圖及保護方法書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第四十二條 社寺其ノ保管林ニ看守人ヲ置キタル

トキ又ハ看守人ヲ變更シタルトキ其ノ氏名、住所及年齡ヲ大林區署長ニ届出スヘシ

第四十三條 左リ場合ニ於テハ社寺ハ直ニ大林區署長ニ届出スヘシ

一 保管林又ハ其ノ木竹ニ異狀ヲ生ジタルトキ

二 採取スヘキ主産物ノ届出ヲ終ハリタルトキ

三 保管林ノ植樹、補植、手入れノ他造林ニ必要ナル行為ヲ爲サントスルトキ

第四十四條 保管林ノ主産物ヲ採取スル場合ニ於テハ大林區署長ハ社寺ノ採取スヘキ産物、其ノ伐採ノ方法及撤出期間ヲ指定スヘシ

第四十五條 第十三條及第十四條ノ規定ハ林野ノ保管ニ之ヲ準用ス

第九章 委託

第四十六條 國有林野法第十八條ノ規定ニ依リ國有林野ノ委託ヲ受ケントスル者ハ願書ニ見取圖ハ保護方法書及契約書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第四十七條 規約書ニハ左リ事項ヲ記載スヘシ

一 林野保護ニ關スル負擔方法

二 產物ノ採取及分配ノ方法

三 違約者ノ罰則又ハ犯罪者ニ對スル處分方法

四 其ノ他必要ナル事項

第四十八條 大林區署長ニ必要ト認ムルトキハ產物ノ採取人ニ入林許可書ヲ交付スヘシ

第四十九條 受託者其ノ林野ノ管理者ヲ選定シタルトキ、其ノ氏名、住所ヲ大林區署長ニ届出スヘシ

第五十條 受託者ニ讓與シタル產物ノ材積又ハ數額、其ノ種類、其ノ採取ノ時期、受託者其ノ補足ヲ請求スルコトヲ得ス

第五十一條 第十三條及第四十二條乃至第四十四條ノ規定ハ林野ノ委託ニ之ヲ準用ス

第十章 部分林

第五十二條 國有林野法第十九條ノ規定ニ依リ部分林ノ設定ヲ出願セントスル者ハ願書ニ實測圖、造林讓與圖及造林設計書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第五十三條 造林者其ノ權利ヲ處分セントスルトキハ當事者願書ニ連署連印シ契約書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

第五十四條 造林者左ノ事業ヲ爲サントスルトキハ其ノ方法ヲ記載シタル願書ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

一 手入間伐

二 防火線又ハ道路ノ廢置又ハ修繕

第五十五條 造林者規約書ヲ作リタルトキハ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ

大林區署長ニ必要ト認ムルトキハ造林者ヲシテ規約書ヲ作ラシムルコトヲ得

第五十六條 材積ヲ以テ分收ヲ爲ストキハ大林區署長ハ造林者ノ會ヲ以テ其ノ分收スヘキ樹木ヲ指定スヘシ

第五十七條 第十四條、第十九條、第二十四條、第二十五條、第四十二條、第四十三條及第四十九條ノ規定ハ部分林ニ之ヲ準用ス

第五十八條 大林區署長ニ部分林讓與ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ登錄ス

一 部分林ノ所在、字及面積

二 造林者其ノ氏名、住所

三 部分林設定ノ年月日、其ノ存續期間及伐採期

四 收益分收ノ割合

五 樹木ノ種類及數

六 造林者ノ權利ノ處分及其ノ事由

七 第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項ノ變更又ハ消滅及其ノ事由

第五十九條 部分林設定契約ヲ解除シタルトキ又ハ契約消滅シタルトキハ大林區署長ニ登錄ヲ抹消スヘシ

第六十條 左リ場合ニ於テハ造林者ハ直ニ大林區署長ニ届出スヘシ

一 造林者其ノ氏名、住所ヲ變更シタルトキ

二 造林者其ノ權利ヲ處分シタル事由カ消滅シタルトキ

三 部分林ノ樹木ノ數ニ變更ヲ生ジタルトキ

第六十一條 何人ト雖モ部分林一箇所ニ付手数料金十錢ヲ納付シテ部分林讓與ノ願書又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十一章 雜則

第六十二條 本則ノ規定ニ依リ差出スヘキ書類ニシテ書式ヲ定アルモノハ其ノ書式ニ依リテ之ヲ作り差出人署名捺印スヘシ

第六十三條 神社ノ出願ニ付テハ神職及氏子(氏子トシテハ信徒)總代願書ニ連署連印スヘシ

寺院ノ出願ニ付テハ住職及檀徒(檀徒トシテハ信徒)總代願書ニ連署連印シ之ニ管長ノ添書ヲ附スヘシ

佛堂ノ出願ニ付テハ受持僧侶及信徒總代願書ニ連署連印スヘシ

第六十四條 市町村ノ出願ニ付テハ願書ニ市町村會ノ決議書ノ體本ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ市町村以外ノ公共團體ノ出願ニ之ヲ準用ス

第六十五條 公用又ハ公益事業ノ爲出願スル場合ニ於テ監督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事項ニ關スルトキハ願書ニ其ノ許可書ノ體本ヲ添附スヘシ

第六十六條 出願人數人アルトキハ總代ヲ選定ス

願書ニハ總代署名捺印シ之ニ委任狀ヲ添附スヘシ

第六十七條 本則ノ規定ニ依リ出願セントスル者國有林野ヲ測量スル必要アルトキハ其ノ事由ヲ申立テ大林區署長又ハ林野整理支局長ノ許可ヲ受クヘシ

附則

第六十八條 本則施行前ニ生シタル事項ニ關シテハ從前ノ例ニ依リテ之ヲ施行ス

本則施行前ヨリ存スル部分林ニ付テハ造林者及利害關係人ハ本則施行ノ日ヨリ一年以内ニ第五十八條ニ掲ケタル事項ヲ登錄シ大林區署長ニ申請スヘシ

第一號書式

境内編入願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)測量面積何程(ノ内)

一 實測面積何程

右ハ當神社(寺院、佛堂)ノ上地ノ森林(原野)ニ候處左記ノ事由有之候ニ付當神社(寺院、佛堂)ノ境内ニ編入許可相成度實測圖相添此段相願候也

(出願ノ事由)

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)何神社神職(何寺院住職、何佛堂受持僧侶)

氏子(信徒)總代 氏 名 印

信徒總代 氏 名 印

年月日

内務大臣氏名 農商務大臣氏名

第二號書式

貸拂條約願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)測量面積何程(ノ内)

一 實測面積何程

素地相當代價何程 但一町步ニ付金何程

成功期限何年 但至明治何年何月

右ハ前記ノ代價ヲ以テ貸拂ノ條約御許可相成度別紙事業方法書、收支豫算書及實測圖相添此段相願候也

住所

年月日 開墾者 氏 名 印

林野整理局何支局長氏名 印

第三號書式

貸付願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何番森林(原野)測量面積何程(ノ内)

一 實測面積何程

用途 何々

期間 何年月日 但至明治何年何月何日

貸付料 一年金何程(一時貸付) 但一町步ニ付金何程

右ハ前記ノ料金を以テ貸付御許可相成度別紙實測圖相添此段相願候也

住所

年月日 借受人 氏 名 印

大林區署長氏名 印



第四號書式

使用願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何香森林原野

一見取面積何程(ノ内) 松 凡何本 竹 凡何本 雜木 凡何本

右ノ左記ノ事由有之候ニ付讓與御許可相成度別紙見取面積相添此段相願候也

第五號書式

使用願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何香森林原野

一見取面積何程(ノ内) 松 凡何本 竹 凡何本 雜木 凡何本

右ノ左記ノ事由有之候ニ付讓與御許可相成度別紙見取面積相添此段相願候也

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何香森林

第七號書式

委託願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何香森林原野

一見取面積何程(ノ内) 松 凡何本 竹 凡何本 雜木 凡何本

右ノ左記ノ事由有之候ニ付讓與御許可相成度別紙見取面積相添此段相願候也

第八號書式

部分林設定願

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何香森林(原野)

一見取面積何程(ノ内) 松 凡何本 竹 凡何本 雜木 凡何本

右ノ左記ノ事由有之候ニ付讓與御許可相成度別紙見取面積相添此段相願候也

何國何郡(市)何村(町)大字何字何何香森林

第九號書式

造林設計書

Table with 5 main columns: 年度, 樹種, 面積, 苗數, 第一植, 第二植, 植四, 手入, 防火線, 道, 路, 造林成. Sub-headers include 全數, 歩合, 年數, 幅, 長, 功年限.

備考

出願地ノ地勢、地質、毛上ノ状況、地帯ノ方...

國有林野及產物賣拂規則

明治三十二年八月 (農商務省令第二十六號)

國有林野及產物賣拂規則 左ノ通定ム

第一章 通則 第一條 國有林野及產物賣拂ノ競争契約(公賣)及...

契約保證金額ハ代金ノ百分ノ十以上トシ其ノ部...

第五條 賣買契約ヲ結ハントスル者ハ契約保證金...

第六條 現金ヲ以テ納付シタル契約保證金ハ之ヲ...

第七條 公債賣買書ヲ以テ契約保證金ヲ納メタル場...

第八條 買受人ハ物件引渡前ニ在リテハ當該官廳...

第九條 契約書其ノ他契約ニ關スル書類ニ記載シ...

第十條 買受人、落札人又ハ買受人ノ代理人ハ其...

第二章 競争契約

第十一條 公賣チ行ハントスル時キハ入札期日...

第十二條 公賣ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

一 公賣物件ノ所在

二 公賣物件ノ賣拂番號、種類、面積、材積、數量

三 入札及開札ノ場所

四 入札及開札ノ年月日時

五 公賣物件ノ搬出期間

六 入札保證金額又ハ之ヲ定ムルノ準則

七 公賣物件ノ明細書、標本、契約書案等閲覧ノ場所

八 契約ノ取結チ擔任スル官吏ノ官、氏名

第十三條 公賣物件ノ標定價格ハ之ヲ封書トシ入...

第十四條 入札人ノ請求ニ因リ標定價格ヲ示スコトヲ...

第十五條 入札人ハ賣拂番號毎ニ第一號書式ニ依...

第十六條 入札人ハ入札封書時刻ニ之ヲ開封スヘ...

第十七條 開札ハ契約擔任官吏入札人ノ面前ニ於...

第十八條 入札後ハ入札人其ノ入札ヲ取消スコト...

ナ之行フヘシ  
開札行フニハ入札者ト入札人トテ照合シテ入  
札書ヲ開封シ賣拂番號ヲ入札金額及氏名ヲ讀上  
ケ之ヲ筆記スヘシ  
第十八條 入札人開札ニ立會ハサルトキハ其ノ入  
札ハ無効トス  
第十九條 落札人定マラサルトキハ契約擔任官吏  
直ニ開札所ニ於テ其ノ氏名ヲ讀上クヘシ  
落札人ハ決定價格以上ノ最高額入札人トス其ノ  
最高額ハ賣拂番號ノ合計額ニ依ル  
第二十條 左ノ場合ニ於テハ入札ハ無効トス  
一 賣拂番號、入札金額又ハ氏名ヲ認知シ難キ  
二 捺印セザルトキ  
三 入札保證金不足ナルトキ  
第二十一條 入札金額決定價格ニ達セザルトキハ  
契約擔任官吏開札所ニ於テ其ノ旨ヲ報告シ直チ  
ニ入札人ヲシテ再入札ヲ爲サシムルコトヲ得  
第二十二條 決定價格以上ノ最高額入札人二人以  
上アルトキハ契約擔任官吏ハ其ノ入札人ヲシテ  
直チニ増額ノ再入札ヲ爲サシムヘシ此ノ場合ニ  
於テハ入札保證金ノ増額ヲ爲スコトヲ要セス  
前項入札人ノ全員カ再入札ヲ爲ササルトキ又ハ  
再入札ヲ爲シタル者ノ入札金額同額ナルトキハ  
抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムヘシ  
第二十三條 落札人契約ヲ結ハサルトキハ決定價  
格以上ノ入札人中入札金額ニ應シテ遞次繰下ケ  
落札人ヲ定ムヘシ  
前條ノ規定ハ前項ノ場合ニテ準用ス  
第二十四條 落札人定マラサルトキハ保證金取扱  
官吏ハ直チニ契約保證金ヲ徵收スヘシ  
保證金ヲ徵收シタルトキハ契約擔任官吏ハ落札

人ト共ニ第三號書式ニ依リ賣買契約書ヲ作り雙  
方署名捺印シテ各一遺テ領收シ置クヘシ  
第二十五條 保證金取扱官吏ハ左ノ區別ニ從ヒ入  
札保證金ヲ入札人ニ還付スヘシ  
一 公費ヲ取消シタルトキハ入札人全員ノ入札  
保證金  
二 決定價格以上ノ入札人アリタルトキハ其ノ  
他ノ入札人ノ入札保證金  
三 落札人契約ヲ結ヒタルトキハ決定價格以上  
ノ入札人ノ入札保證金  
第七條第二項ノ規定ハ入札保證金還付ノ場合ニ  
テ準用ス  
第二十六條 左ノ場合ニ於テハ入札保證金ハ之ヲ  
還付セズ  
一 入札人開札ニ立會ハサルトキ  
二 第二十二條第二項又ハ第二十三條第二項ノ  
規定ニ依リテ抽籤ヲ爲スヘキ場合ニ於テ抽  
籤ヲ爲ス者ナキトキ  
三 落札人契約ヲ結ハサルトキ  
第二十七條 前條ノ規定ニ依リ入札保證金ヲ還付  
セザル場合ニ於テ公債證書ヲ以テ入札保證金ヲ  
納メタル者ハ入札ノ日ノ翌日ヨリ起算シテ七日以  
内ニ保證金ト同額ノ現金ヲ當該官吏ニ差出シ公  
債證書ヲ返還テ請求セザルトキハ當該官吏ハ其  
ノ公債證書ヲ賣却シ其ノ代金ヲ以テ保證金ニ充  
當シ剩餘アルトキハ之ヲ入札人ニ還付シ不足ア  
ルトキハ之ヲ追徴スヘシ  
第二十八條 契約擔任官吏ハ入札人ノ連合、不穩  
ノ舉動其ノ他ノ事由ニ依リ正當ニ公費ヲ行フコ  
ト能ハスト認ムルトキハ開札前其ノ公費ヲ取消  
スヘシ  
第三章 隨意契約

第二十九條 特賣ヲ受ケントスル者ハ第四號乃至  
第七號書式ニ依リ願書ヲ作り之ヲ當該官吏ニ差  
出スヘシ  
林野ノ特賣ヲ受ケントスルトキハ其ノ賣渡園、  
建築又ハ土木工事ノ爲ニ用材ノ特賣ヲ受ケント  
スルトキハ其ノ工事ノ設計書ヲ前項ノ願書ニ添  
附スヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ設計書ヲ省  
略スルコトヲ得  
第三十條 神社ノ出願ニ付テハ神職及氏子(氏子  
ナキトキハ信徒)總代願書ニ連署捺印スヘシ  
寺院ノ出願ニ付テハ住職及檀徒(檀徒ナキトキ  
ハ信徒)總代願書ニ連署捺印シ之ニ管長ノ添書  
ヲ附スヘシ  
第三十一條 市町村ノ出願ニ付テハ願書ニ市町村  
會ノ決議書ノ副本ヲ添附スヘシ  
前項ノ規定ハ市町村以外ノ公共團體ノ出願ニ之  
テ準用ス  
第三十二條 公用若ハ公益事業ノ爲又ハ公立小學  
校ノ基本財産ニ充テラレ爲出願スル場合ニ於テ監  
督官廳ノ許可ヲ受クヘキ事項ニ關スルトキハ願  
書ニ其ノ許可書ノ副本ヲ添附スヘシ  
第三十三條 特賣ノ許可アリタルトキハ保證金取  
扱官吏ハ契約保證金ヲ徵收スヘシ但シ特賣物件  
ノ代金百圓ニ滿タサルトキハ之ヲ徵收セザルコ  
トヲ得  
第三十四條 契約擔任官吏ハ買受人ト共ニ第三號  
書式ニ依リ賣買契約書ヲ作り雙方署名捺印シテ  
各一通ヲ領收シ置クヘシ  
特賣物件ノ代金五百圓ニ滿タサル場合ニ於テハ  
第八號書式ニ依リ願書ヲ以テ契約書ニ代用スル  
コトヲ得  
第三十五條 契約ヲ結ヒタル後ト雖己ムコトヲ得

サル事由アルトキハ當該官吏ハ買受人ノ請求ニ  
依リ其ノ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲シタルトキ  
ハ契約保證金ハ之ヲ還付セズ買受人既ニ代金ノ  
全部又ハ一部ヲ納メタルトキハ其ノ中ヨリ契約  
保證金ニ相當スル金額ヲ控除シ其ノ殘額ヲ還付  
スヘシ  
第二十七條 規定ハ契約保證金ヲ還付セザル場  
合ニテ準用ス但シ七日ノ期間ハ其ノ契約ノ解  
除ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス  
第三十六條 特定ノ目的ヲ以テ特賣ヲ受ケタル者  
ハ當該官吏ノ許可ヲ得ルニテ再賣シ其ノ目的  
以外ニ物件ヲ使用若ハ消費シ又ハ之ヲ轉賣賣與  
若ハ交換スルコトヲ得ズ  
買受人前項ノ規定ニ違反シタルトキハ違約金  
トシテ賣拂代金ノ半額ニ相當スル金額ヲ徵收ス  
ヘシ  
第四章 物件ノ引渡及搬出  
第三十七條 物件ハ代金完納ノ後ニテアサレハ其  
ノ引渡ヲ爲ササルモトス  
買受人物件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ第九號書式  
ニ依リ領收證書ヲ作り之ヲ當該官吏ニ差出スヘシ  
第三十八條 物件ノ引渡ハ買受人ノ立會ヲ以テ之  
ヲ爲スヘシ  
買受人物件ノ引渡ニ立會ハサルトキト雖當該官  
吏引渡ノ手續ヲ爲シタルトキハ物件ノ引渡アリ  
タルモノト看做ス  
第三十九條 產物ノ年期賣拂ノ場合ニ於テ主產物  
ノ引渡又ハ副產物ノ採取ノ各年度ノ代金完納ノ  
後ニテアサレノ之ヲ爲スコトヲ得  
買受人採取ノ許可ヲ得タルトキハ第十號書式ニ  
依リ請書ヲ作り之ヲ當該官吏ニ差出スヘシ

第四十條 物件ノ搬出期間ハ特別ノ事情アル場合  
ヲ除ク外其ノ物件ノ引渡又ハ採取許可ノ日ヨリ一  
年ヲ越スルコトヲ得ズ  
買受人物件ノ搬出ヲ終ハラサルトキハ運滞ナク  
其ノ旨ヲ當該官吏ニ届出ツヘシ  
第四十一條 買受人契約ヲ以テ定メタル期間内ニ  
代金ヲ完納セザルトキハ契約ハ其ノ效力ヲ失フ  
但シ不可抗力ニ因リテ場合ハ此ノ限ニテアラス  
前項ノ規定ニ依リテ契約ノ效力ヲ失ヒタルト  
キハ契約保證金ハ之ヲ還付セズ  
第二十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニテ準用ス但  
シ七日ノ期間ハ代金完納期日ノ翌日ヨリ之ヲ起  
算ス  
第四十二條 買受人契約ヲ以テ定メタル搬出時期  
間内ニ物件ノ搬出ヲ終ハラサルトキハ其ノ期間  
ノ半ニ越セザル期間ヲ定メ搬出ノ延期ヲ請求ス  
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ買受人ハ違約金トシ  
テ左ノ金額ヲ納ムヘシ  
一 賣拂代金百圓以上ナルトキハ一日ニ付其ノ  
千分の一  
二 賣拂代金百圓未滿ナルトキハ一日ニ付金十  
錢  
買受人契約ヲ以テ定メタル搬出期間ヲ過キテ延  
期ノ請求ヲ爲シタルトキハ其ノ間ノ日數ニ應ジ  
違約金トシテ前項ニ定メタル金額ノ二倍ヲ納ム  
ヘシ  
前項ノ規定ハ買受人延期ノ請求ヲ爲ササル場合  
ニテ準用ス  
第四十三條 買受人前條ノ延期期間内ニ尙ホ物件  
ノ搬出ヲ終ラサルトキハ其ノ延期期間ノ半ニ越  
セザル期間ヲ定メ再延期ヲ請求スルコトヲ得此  
ノ場合ニ於テハ買受人ハ違約金トシテ前條第一

項ニ定メタル金額ノ二倍ヲ納ムヘシ  
前條第二項及第三項ノ規定ハ再延期ノ場合ニ之  
テ準用ス  
第四十四條 不可抗力ニ因リテ物件ヲ搬出スルコ  
ト能ハサル日及第四十八條ノ規定ニ依リ搬出中  
止中ノ日ハ搬出期間ニ之ヲ算入セス  
第四十五條 左ノ場合ニ於テハ買受人ハ搬出セザ  
ル物件ヲ抛棄シタルモノト看做ス  
一 買受人搬出期間經過ノ後三十日以内ニ延期  
又ハ再延期ノ請求ヲ爲ササルトキ  
二 再延期期間内ニ物件ノ搬出ヲ終ハラサルトキ  
第四十六條 買受人物件ノ搬出ヲ終ハラサル前ニ  
於テ之ヲ轉賣賣與若ハ交換スルコトスルトキハ第  
十一號書式ニ依リ願書ヲ作り當該官吏ノ許可ヲ  
受クヘシ  
第四十七條 前條ノ規定ニ依リテ物件ノ一部ヲ轉  
賣、讓與若ハ交換シタル場合ニ於テ第四十二條  
及第四十三條ノ規定ニ依リ違約金トシテ徵收ス  
ヘキ金額ハ搬出ヲ終ハラサル者各自ヨリ之ヲ徵  
收スヘシ  
前項ノ金額ハ當初比拂代金ノ總額ニ依リテ之ヲ  
算出スルモノトス  
第四十八條 物件ノ搬出ニ當テリ買受人ハ不正ノ  
行為アリト認ムルトキハ當該官吏ハ其ノ物件ヲ  
差押ヘ又ハ搬出ノ中止ヲ命スルコトヲ得此ノ場  
合ニ於テハ買受人ハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコト  
ヲ得  
第四十九條 買受人ノ家族、傭人又ハ代理人物件  
ノ伐採、採取、蒐集、加工又ハ運搬ニ當テリ國有  
林野又ハ產物ノ損害ヲ與ヘタルトキハ買受人ノ  
賠償スヘシ  
附 則

第五十條 本則施行前二種ヒタル契約ニハ本則施行ノ後ト雖從前ノ規定ヲ適用ス  
第五十一條 明治二十三年農商務省告示第四號林產物公賣規程及明治二十四年農商務省告示第八號官有森林原野及產物特賣規程ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號書式 入札書  
第何號  
一 林野  
此代金何程  
一 產物  
此代金何程  
合計金何程  
右代金ヲ以テ買受申度國有林野及產物實拂規則及明治何年何月何日ノ公告(又ハ特別契約ノ條項)ヲ承諾シ保證金相添入札書送附候也  
住所(何國何郡何村大字何字何番地) 氏 名  
何大(小)林區署(大林區署ノ管轄ニ屬セサルヲハ官廳官廳名ヲ記載スヘシ)以下之ニ同シ  
官氏名宛(公告ニ示シタル契約擔任官) 氏 名  
備考  
國有林野及產物實拂規則第二十二條又ハ第二十三條ニ依リ增加ノ再入札ヲ爲ス場合ニ於テハ最前ノ入札金額ニ對シ增加スヘキ金額ヲ記載スルモノトス  
第三號書式 契  
契凡五寸橫凡六寸

第何號	住所	氏 名
一 金何程	納人 氏 名	
右何々入札保證金受入ヲ要ス	何大林區署何小林區署	契約擔任官吏
契約擔任官吏	官氏名印	
年月日		
第何號	住所	氏 名
一 金何程	納人 氏 名	
但何々入札保證金封藏ノ儀	何大林區署	
右預リ候也	保證金取扱官吏	
年月日		
前書之命員御選付相成正ニ受取候也	官氏名印	
年月日		
第三號書式 契		
契凡五寸橫凡九寸		
第何號	住所	氏 名
一 何公債證書額面何程 納人 氏 名		
何號 何番 何圓券 一枚(無記名)		
何號 何番 何圓券 一枚(記名)		
右何々入札(契約) 保證金何程ノ代用トシテ受入ヲ要ス	何大林區署何小林區署	
契約擔任官吏	官氏名印	
年月日		
保證金取扱官吏印		

第何號	住所	氏 名
一 何公債證書額面何程 納人 氏 名		
何號 何番 何圓券 一枚(無記名)		
何號 何番 何圓券 一枚(記名)		
但何々入札(契約) 保證金何程ノ代用トシテ受入ヲ要ス	何大林區署	
右預リ候也	保證金取扱官吏	
年月日		
前書之公債證書御選付相成正ニ受取候也	官氏名印	
年月日		
第三號書式 契		
契凡五寸橫凡九寸		
第何號	住所	氏 名
一 何公債證書額面何程 納人 氏 名		
何號 何番 何圓券 一枚(無記名)		
何號 何番 何圓券 一枚(記名)		
但何々入札(契約) 保證金何程ノ代用トシテ受入ヲ要ス	何大林區署何小林區署	
契約擔任官吏	官氏名印	
年月日		
保證金取扱官吏印		

年月日 實受人 官氏名印  
住所 氏 名  
一 代金何程(内何々即納現金何程)ハ納入告知書ニ依リ何年何月何日限何地本(支)金庫へ納付  
一 物件引渡何年何月何日限  
一 物件引渡ヲ請求スヘキ官廳名  
一 物件引出期限何年何月何日限  
一 何々(契約)要スル條件ヲ列記スヘシ  
(入札書ハ當該官廳へ留置クヘキ契約書ニ合意シテ締約者雙方契約シ置クヘキモノトス)  
第四號書式 (用材)拂下願ノ例  
立木(造材)拂下願  
何國何郡何村大字何字何番地(原野)(面積何程ノ内)  
一 何々(樹種及造材)ナレハ其名稱ヲ(記載スヘシ)以下之ニ同シ  
此尺ノ何程 但一尺ノ二付  
此代金何程  
一 何々 何本  
此尺ノ何程 但同上  
此代金何程  
合本數何程  
此尺ノ何程  
此代金何程  
右ハ何々爲入用ニ候處何々(特賣ヲ受)ニ付御拂下被成下度國有林野及產物實拂規則ヲ遵守シ

此段相願書也  
住所 氏 名  
第五號書式 (造材)拂下願ノ例  
立木(造材)拂下願  
何國何郡何村大字何字何番地(原野)(面積何程ノ内)  
一 何々 何本  
此尺數何程 但一樹ニ付  
此代金何程  
何國何郡何村大字何字何番地(原野)(面積何程ノ内)  
一 何々 何本  
此尺數何程 但一樹ニ付  
此代金何程  
右ハ云々(第四號書式ニ準)シ調整スヘシ  
第六號書式 (副產物)拂下願ノ例  
何國何郡何村大字何字何番地(原野)(面積何程ノ内)  
一 何々(物件)名稱ヲ(何程)數量  
一 何々(記載スヘシ)何程(數量)

此代金何程 但一東賣(筒)切(石)ニ付  
一 何々 何程 明治何年何月何日何箇年期  
此代金何程 但一東ニ付  
右一箇年分何程  
此代金何程  
右ハ云々(第四號書式ニ準)シ調整スヘシ  
第七號書式 (林野)拂下願ノ例  
何國何郡何村大字何字何番地(原野)(面積何程ノ内)  
一 何々(地目)拂下願  
此實測面積何程 但一町步ニ付  
此代金何程  
一 何々 何本  
此尺ノ何程 但一尺ノ二付  
此代金何程  
何國何郡何村大字何字何番地(原野)(面積何程ノ内)  
一 國有林(原野)(面積何程ノ内)  
實測面積何程 但一町步ニ付  
此代金何程  
一 何々(產物)アルトキハ前例  
合計金何程  
右ハ云々(第四號書式ニ準)シ調整スヘシ

第八號書式

何國何市何町何字何國有林(原野)(面積何)
一何(物件ノ名稱)何(面積)
此代金何程
(二種以上ノトキハ列記シテ代金ノ合計)

右御引渡相成候後也

何大(小)林區署長官氏名宛
年 月 日 買受人 氏 名
何國何市何町何字何國有林(原野)(面積何)

住 所

何大(小)林區署長官氏名宛
●不要存置國有林野賣拂規則
(明治三十二年八月號)
(商務省令第二十七號)

第十號書式

前項ノ事由ニ關スル證據書類アルトキハ其ノ遺類ヲモ添附スヘシ

第九號書式

揭ケタル者出願セシ又ハ其ノ者ニ特賣ヲ許可セサル場合ニ於テ其ノ林野ニ對スル出願競合スルトキハ調査價格以上ニ於ケル出願代金ノ額ニ依リテ特賣ノ順位ヲ定ム

第八號書式

一 入札保證金トシテ受領シタルモノ
二 契約保證金トシテ受領シタルモノ
三 第一條ノ場合ニ於テハ保證金取扱官吏ヲ送入處出外現金出納官吏トシ公賣施行ノ時時之ヲ命スヘシ



船免狀遺失又ハ毀損シタル場合ニテ準用スル  
第二十八條 第二十四條第二十六條又ハ第二十七  
條ニ依リ申請書ヲ添付シテ二差出スルハ水先船ノ  
所在地ヲ管轄スル管海官廳ニ經由スルコト  
前項ノ申請書ハ管海官廳ニ封入シテ納付スルコト  
第十條ノ規定ハ前項ノ手数料ヲ納付スル場合ニ  
テ準用スル  
第二十九條 通信省ハ何時ニモ當該官吏シテ  
水先船ニ檢査セシメ現狀完全アラスト認ムルト  
キハ其使用ヲ停止シシテ必要ナル修理又ハ設備ヲ  
命スルコトヲ得  
水先船前項ノ命令ニ違反シテ水先船ヲ使用シ又  
ハ其修理若クハ設備ヲ爲ササルトキハ水先船免  
狀ハ效力ヲ失フ  
第三十條 水先船使用スヘカフナルニ至リタルト  
キ又ハ其使用ヲ廢シタルトキハ水先人ハ其事實  
アリタル日ヨリ七日以内ニ事由ヲ具シテ第二十八  
條ノ管海官廳ヲ經由シテ水先船免狀ヲ通信省ニ  
返還スル  
第六十條 水先法令書  
第三十一條 水先法令書ハ通信省ヨリ之水先人  
ニ交付スル  
第三十二條 水先法令ニ改正アリタルトキハ通信  
省ハ改正ニ係ル條項ノシテ記載シタル書類又ハ  
改訂シタル水先法令書ヲ水先人ニ交付スル  
第三十三條 水先法令改正ニ係ル條項ノシテ記載シ  
タル書類ノ交付ヲ受ケタルトキハ之水先法令  
書ニ根據スルコト  
水先人前項ノ水先法令書ヲ交付ヲ受ケタル  
トキハ舊法令書ヲ返還スルコト  
第三十四條 第八條第二項第九條及第十二條ノ規  
定ハ水先法令書遺失又ハ毀損シタル場合ニテ準

準用ス  
第三十五條 水先法令書ハ通信省ノ印ヲ捺シタル  
モノニテ之ヲ用スルコトヲ得  
第七十條 水路標識ノ規則  
第三十六條 水先人水路ノ標識ヲ終リタルトキハ  
左ノ事項ヲ記載シ得ヘキ標識シタル書面ニ署名  
捺印シテ之ヲ船長ニ提出スル  
一 船舶ノ名稱、國籍、所有者、積量及噸水  
二 水路ヲ標識シタル區域  
三 水路ノ標識ヲ始メ及之ヲ終リタル日時  
四 水先案内ノ別  
船長ハ前項ノ書面ニ前項ノ事項ヲ記入シ且署名  
捺印シテ之ヲ水先人ニ交付スルコト若シテ文字ヲ  
削除、訂正又ハ挿入シタルトキハ之ニ認印スル  
シ  
水先人水先法第三十三條但書ノ規定ニ依リ二艘以  
上ノ船舶ハ水路ヲ標識シタルトキハ各船ノ船長  
ニ對シテ第一項ノ手續ヲ爲シ各船ノ船長ハ前項ノ  
手續ヲ爲スルコト此場合ニ於テ運航ノ自由ヲ得ズ  
又ハ水先人ヲ得ル能ハサル船舶ノ船長ハ其自由  
ヲ前項ノ書面ニ附記スルコト  
第三十七條 水先法第三十六條ニ依リ水先人水先修  
業生ハ前項ノ標識シタル水先人水先修業生  
ノシテ前項ノ標識シタル水先人水先修業生  
載シ得ヘキ標識シタル書面ニ署名捺印シタル  
之ヲ船長ニ提出スルコト  
船長ハ前項ノ標識シタル水先人水先修業生  
署名捺印シテ之ヲ水先人ニ交付シ水先人ハ之ヲ  
水先修業生ニ交付スルコト  
第三十八條 水先人水先修業生ノ請求ニ依リ其  
修業ニ關シテ證明書ヲ交付スルコト  
第八十條 水先法令書

第三十九條 水先人組合ハ當該水先區ノ水先人ヲ  
以テ組合員トス  
第四十條 通信大臣ニ於テ水先人組合ヲ設リヘキ  
コトヲ命ジタルトキハ當該水先區ノ水先人三名  
ニ創立委員ヲ命ス  
第四十一條 創立委員ハ組合規約ヲ起草シテ之ヲ  
當該水先區ノ水先人ノ會議ニ附スルコト  
創立委員ハ會議日ヨリ二週間前ニ各水先人ニ組合  
規約案ヲ送付シ及會議ヲ通知スルコト  
組合規約ハ當該水先區ノ水先人組合員ノ三分ノ二  
以上ノ同意ヲ得ルニテラサレハ之ヲ議決スルコ  
トヲ得ス  
水先人ハ代理人ヲ以テ意見ヲ表示スルコトヲ得  
第四十二條 會議ノ通知ヲ受ケタル水先人會議ニ  
出席セズ者クハ代理人ヲ出席セシメサルトキハ  
規約ノ成立ニ同意シタルモノト看做ス  
第四十三條 組合規約ヲ議決シタルトキハ創立委  
員ハ運海省ニ其草案ヲ通信大臣ニ送付シ其認可  
ヲ申請スルコト  
第四十四條 第四十一條ノ場合ニ於テ意見數就ニ  
分レ定數ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ創立委  
員ハ各意見ヲ具シ通信大臣ノ裁決ヲ申請スルコト  
第四十五條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト  
一 組合ノ名稱  
二 組合員及組合員ノ選舉、任期及職務ニ關  
スルコト  
三 組合員ノ營業ニ關スルコト  
四 組合ノ風紀秩序ニ關スルコト  
五 組合ノ會計ニ關スルコト  
六 組合ノ會議ニ關スルコト  
七 水先修業生ノ資格等ニ關スルコト  
八 其他組合ノ處理ニ關シテ必要ナルコト

第四十六條 水先人組合ニ組合長副組合長各一名  
ヲ選ビ其任期ハ二年以内トス  
第四十七條 組合長ハ本則及組合規約ニ依リ其職  
務ヲ履行スルコト  
組合長ハ組合員ニ補佐シ其事務ニ依リ職務ヲ  
履行シ得ヘキハ之ヲ代表ス  
第四十八條 通信大臣組合規約ヲ認可シタルトキ  
ハ其旨ヲ創立委員ニ通知ス  
創立委員ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以  
内ニ組合長組合員ノ選舉ヲ行ヒ其上任確定シ  
タルトキハ運海省ニ其姓名ヲ通信大臣ニ報告ス  
ヘシ  
創立委員ノ職務ハ前項ノ届出ヲ爲スニ依リ之ヲ  
終了スルコト  
第四十九條 組合長ハ上任後運海省ニ組合ノ事務  
所ヲ定ムルコト  
組合長ハ事務所ヲ定ムタル日ヨリ三日以内ニ其  
所在地ヲ通信省ニ届出シ且事務所ノ所在地ヲ  
變更シタルトキハ同シ  
第五十條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ組合  
長ハ其草案及變更案ヲ委員會ニ提出シ通信大臣  
ノ認可ヲ申請スルコト  
第四十二條乃至第四十四條ノ規定ハ組合規約ヲ  
變更セントスル場合ニテ準用ス  
第五十一條 組合長組合副組合長及交通シタルトキハ新  
任者ノ氏名及交通ノ事由ヲ具シテ通信大臣ニ  
届出スルコト  
前項ノ届出ハ組合長ノ交通シタル場合ニ在リテ  
ハ新舊組合長ノ運署ヲ以テ之ヲ爲シ組合副組合長  
及交通シタル場合ニ在リテハ組合長ノ爲スルコト  
第五十二條 組合長ハ毎年一月前一年間ニ於ケル  
組合員ノ營業ニ關シテ狀況及組合ノ會計ニ關ス

ル事項ヲ通信省ニ報告スルコト  
第五十三條 第四十九條第二項第五十條第一項第  
五十一條第一項及第五十二條ノ申請、届出又ハ  
報告ヲ爲スルハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル管海  
官廳ヲ經由スルコト  
第五十四條 通信大臣ハ組合規約ノ改正ヲ命ジ水  
路ノ標識ニ關スル事項ヲ組合ニ諮問シ必要ト認  
ムルトキハ其事項ヲ審議スル爲メ組合會議ヲ開  
クヘキコトヲ命ジ又ハ當該官吏シテ之ヲ組合ノ會  
議ニ諮問セシムルコトヲ得  
第五十五條 水先人第四十五條第三號又ハ第四號  
ニ依リ組合規約ノ記載シタル事項ニ違反シタル  
トキハ海員裁判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フ  
水先人前項ノ所爲アリタルトキハ組合長ハ組合  
ノ事務所ヲ管轄スル管海官廳ニ其始末ヲ報告ス  
ヘシ  
第五十六條 前項第二項ノ報告ヲ爲ス場合ニハ申  
告者ハ成ルルヘキ證據及事實書ヲナルヘキ事務  
ヲ提出スルコト  
第九十條 罰則  
第五十七條 水先人其業務ニ從事スルニ當リ海難  
ニ罹リタルトキハ運海省ニ報告スルコト  
第五十八條 船長ハ其使用シタル水先人水先法第  
十九條第一項ノ各號ニ該當スト認ムルトキハ航  
海日誌及機關室日誌ノ寫ヲ添ヘ前條ノ官廳又ハ  
官署ニ其始末ヲ報告スルコト  
第五十九條 水先人業務ヲ開始セントスルトキハ  
書面ヲ以テ其住所ヲ通信省ニ届出シ且  
水先人其住所ヲ變更シタルトキハ其事實アリタ  
ル日ヨリ十日以内ニ新任住所及變更ノ年月日ヲ記  
載シタル届書ヲ通信省ニ送付スルコト

第六十條 規定ハ前二項ノ場合ニテ準用ス  
第六十一條 水先人水先區ニ於テ左ノ事項アルコト  
ヲ認メタルトキハ運海省ニ其狀況ヲ通信省又ハ管海  
官廳ニ報告スルコト  
一 航路、航路標識、異變アルコト  
二 航路ノ妨害ナルモノノ存在アルコト  
三 其他航行上危險ノ虞アル事項アルコト  
第六十二條 水先人ハ毎年一月其住所ヲ管轄スル  
管海官廳ヲ經由シ前一年間ニ於テ水路ヲ標識ス  
タル船舶ニ關シテ第三十六條第一項ノ事項ヲ記載  
シタル書面ヲ通信省ニ送付スルコト  
前項ノ書面ニハ第三十六條第二項ノ書面ヲ添附  
スルコト  
第十條 罰則  
第六十三條 第三條第四條第二項第五條第七條第  
一項及第三條第八條第一項第九條第二項第十二  
條第一項第十九條第二十條第二十六條第二十七  
條第三十三條第三十四條第三十六條第四  
十四條第四十八條第四十九條及第五十  
九條第五十五條第五十七條乃至第五十九  
條第一項第二項第六十條又ハ第六十一條ニ違反  
シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス  
ルコト  
附則  
第六十四條 本則ハ水先法施行ノ日ヨリ之ヲ施行  
ス  
第六十四條 水先法第三十條第一項ニヨリ同法ニ  
依リテ授與スル水先免狀ト交換スヘキ舊水先免  
狀ヲ有スル者ハ同法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ  
其住所ヲ管轄スル管海官廳ヲ經由シ舊免狀ノ寫  
ヲ添ヘ書面ヲ通信省ニ送付シテ免狀ト交換ヲ申  
請スルコト

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ記載シ第一號ノ事項ニ付テハ本籍市町村長第二號乃至第四號ノ事項ニ付テハ月籍吏、外國人ニ在リテハ第一號乃至第四號ノ事項ニ付テハ本國領事ノ證明ヲ受ケタル書面ヲ申請書ニ添付スヘシ

一 水先法第三條第二號及第三號ノ事項ニ該當セザルコト

二 氏名

三 本籍地

四 出生ノ年月日

第六十五條 通信官ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ト認メタル水先人名簿ニ登錄シ移シ水先免狀及水先法令書ヲ申請人ニ授與ス

申請人前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ前條ノ管海官廳ヲ經由シ之ヲ引換ニ替免狀ヲ通信官ニ返還シ且其住所ヲ届出シヘシ

第六十六條 水先法第三十一條ノ場合ニ於テハ第六十六條ノ規定ヲ適用セス

第六十七條 本則施行前ヨリ引續キ水先人タル者ハ本則施行ノ翌年一月第六十一條ノ手續ヲ爲ス

下同時ニ其前年ノ初ヨリ本則施行ノ前日ニ至ル間及本則施行前ヨリ施行後マテ引續キ水先人タル者ハ本則施行ノ翌年一月第六十一條ノ事項ニ記載シタル書面ニ同條第二項ノ書面ニ相當スルモノヲ添付シテ通信官ニ送付スヘシ

第六十二條 前項ノ違反シタル者ニモ亦之ヲ適用ス

(舊式免狀)

●水先人試驗規定 (明治三十二年七月通信官令第三十二號)

水先人試驗規程左ノ規定ニ依リ施行ス

第一條 水先人試驗ハ通信大臣ノ定ムル場所及期日ニ於テ之ヲ行フ

通信大臣ハ試驗期日三十日前迄ニ試驗ヲ行フ管海官廳ノ名稱、試驗期日及水先區ノ名稱ヲ告示ス

第二條 水先法第三條又ハ第四條ニ該當スル者ハ水先人試驗ヲ受ケルコトヲ得

第三條 左ニ掲ケル履歷ハ一サ有スル者水先人試驗ヲ受ケルコトヲ得

一 一年以上通船數五百噸以上ノ航海船ニ乗組シタル者

二 六月以上通船數五百噸以上ノ航海船ニ乗組シタル者

三 船長ノ職ヲ執リ且六月以上試驗ノ目的タル水先區ニ於テ水先修業生ト爲リ實務ヲ練ル者

第四條 水先人試驗ヲ受ケントスル者ハ試驗期日七日前(休暇日ヲ算入セス)迄ニ其履歷書及身分書ヲ添付シ受檢申請書ヲ試驗ヲ行フ管海官廳ニ送付スヘシ

第五條 履歷ハ左ニ掲ケル事項ヲ以テ證明スヘシ

一 商船ニ乗組シタル履歷船員手帳又ハ之ニ準スル書類

二 海軍艦船其他官廳所屬船ニ乗組シタル履歷書

三 水先修業生トシテ履歷書水先人及船長トシテ證明書

第六條 身分書ハ左ノ事項ヲ記載シ第一號乃至第三號ノ事項ニ付テハ月籍吏第一號ノ事項ニ付テハ本籍市町村長ノ證明ヲ受ケタル書面ニ添付ス

第七條 水先法第三十二條ノ規定ニ依リ施行ス

三 出生ノ年月日

四 水先法第三條第二號及第三號ノ事項ニ該當セザルコト

外國人ノ身分書ハ前項第一號乃至第四號ノ事項ヲ記載シ本國領事ノ證明シタルモノナルコトヲ要ス

第七條 水先人試驗ハ體格検査及學術試驗ト體格検査ニ合格シタル者ニアラザレバ學術検査ヲ受ケルコトヲ得ス

第八條 學術試驗ハ試驗官吏ノ見込ニ依リ筆記試驗又ハ口述試驗トシテ左ノ事項ニ就キ之ヲ行フ

一 航海常識、潮流、地勢、水路、障礙、編地及危險物ノ説明

二 船舶ノ構造及運航方法

三 船舶検査ノ檢定方法

四 船舶衝突ノ預防、水路障礙ノ救護其他水先人本分ノ職務ニ關スル法

筆記試驗及口述試驗ヲ併セ行フ場合ニハ筆記試驗ニ合格シタル者ニアラザレバ口述試驗ヲ受ケルコトヲ得

第九條 受験申請人ハ體格検査ニ付テハ其體格學術試驗ニ付テハ水先區ニ該當スル者ニ限リ之ヲ納付ス

手数料ハ手数料附書ニ相當ノ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納付ス

前項ニ依リ貼付シタル印紙ハ管海官廳ニ於テ消印ス

第十條 海軍試驗規程第十二條第十三條第十五條乃至第十八條ノ規程ハ水先人試驗ニ之ヲ準ジテ之ヲ施行ス

第十一條 此規程ハ水先法施行之日ヨリ之ヲ施行ス

●海員名稱其他書類ニ關スル可申請方 (明治三十二年六月通信官令第三十三號)

本年五月通信官令第十九號第二條ニ依リ海員名稱其他書類ニ關シテ申請書ヲ提出シタル者其住所ヲ管轄スル海軍局ニ之ヲ送付ス

●開港港則中改正 (明治三十二年八月通信官令第三十二號)

一 四日市ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内

二 下ノ關ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内

三 東端マテ夫ヨリ北東北北三向ニ引キタル一線内

四 西端マテ夫ヨリ北東北北三向ニ引キタル一線内

五 門司ノ港界ハ白木崎ヨリ北西四號ノ所ヨリ門司塔ニ引キタル一線ト正南ニ引キタル一線トノ二線ヲ結線トシタル面積内

六 博多ノ港界ハ燈臺ヨリ北端ヨリ南端ニ引キタル一線及小戸鼻ヨリ燈臺ヨリ南端ニ引キタル一線以內

七 唐津ノ港界ハ高島ノ北端ヨリ正東及正西ニ引キタル二線以內

八 山口ノ港界ハ宮崎島ヨリ正南ニ引キタル一線ト白崎島ヨリ正東ニ引キタル一線トノ二線トノ二線トノ面積内

九 三ノ宮ノ港界ハ瀨戸ノ鼻ヨリ大矢野島コンビナ

●水先人試驗規程

第一條 水先人試驗ハ通信大臣ノ定ムル場所及期日ニ於テ之ヲ行フ

通信大臣ハ試驗期日三十日前迄ニ試驗ヲ行フ管海官廳ノ名稱、試驗期日及水先區ノ名稱ヲ告示ス

第二條 水先法第三條又ハ第四條ニ該當スル者ハ水先人試驗ヲ受ケルコトヲ得

第三條 左ニ掲ケル履歷ハ一サ有スル者水先人試驗ヲ受ケルコトヲ得

一 一年以上通船數五百噸以上ノ航海船ニ乗組シタル者

二 六月以上通船數五百噸以上ノ航海船ニ乗組シタル者

三 船長ノ職ヲ執リ且六月以上試驗ノ目的タル水先區ニ於テ水先修業生ト爲リ實務ヲ練ル者

第四條 水先人試驗ヲ受ケントスル者ハ試驗期日七日前(休暇日ヲ算入セス)迄ニ其履歷書及身分書ヲ添付シ受檢申請書ヲ試驗ヲ行フ管海官廳ニ送付スヘシ

第五條 履歷ハ左ニ掲ケル事項ヲ以テ證明スヘシ

一 商船ニ乗組シタル履歷船員手帳又ハ之ニ準スル書類

二 海軍艦船其他官廳所屬船ニ乗組シタル履歷書

三 水先修業生トシテ履歷書水先人及船長トシテ證明書

第六條 身分書ハ左ノ事項ヲ記載シ第一號乃至第三號ノ事項ニ付テハ月籍吏第一號ノ事項ニ付テハ本籍市町村長ノ證明ヲ受ケタル書面ニ添付ス

第七條 水先法第三十二條ノ規定ニ依リ施行ス

●開港港則施行細則 (明治三十二年七月通信官令第三十二號)

一 四日市ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内

二 下ノ關ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧内

三 東端マテ夫ヨリ北東北北三向ニ引キタル一線内

四 西端マテ夫ヨリ北東北北三向ニ引キタル一線内

五 門司ノ港界ハ白木崎ヨリ北西四號ノ所ヨリ門司塔ニ引キタル一線ト正南ニ引キタル一線トノ二線ヲ結線トシタル面積内

六 博多ノ港界ハ燈臺ヨリ北端ヨリ南端ニ引キタル一線及小戸鼻ヨリ燈臺ヨリ南端ニ引キタル一線以內

七 唐津ノ港界ハ高島ノ北端ヨリ正東及正西ニ引キタル二線以內

八 山口ノ港界ハ宮崎島ヨリ正南ニ引キタル一線ト白崎島ヨリ正東ニ引キタル一線トノ二線トノ面積内

九 三ノ宮ノ港界ハ瀨戸ノ鼻ヨリ大矢野島コンビナ

●小包郵便法施行細則中改正 (明治三十二年七月通信官令第三十六號)

明治三十一年十月通信官令第二十五號小包郵便法施行細則第七章中左ノ通改正シ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第五十九條 小包郵便物檢査ニ關スルハ其ノ通知書ヲ受取人ニ送付ス

受取人ハ通知書ノ日附ヨリ三十日以内ニ税金ニ相當スル收入印紙ヲ通知書ニ貼付シテ郵便局ニ提出シ其ノ郵便物ヲ受取ルヘシ

受取人此規定ヲ履行セザルトキハ該郵便物ハ差

出入に違付スヘシ  
關稅賦課ニ關スル稅關長ノ處分ニ對シ其議ノ  
申立ヲ爲ス者ハ直ニ稅關ニ申立且其ノ事實ヲ郵  
便局ニ申告スヘシ此場合ニ於テ前項規定ノ日  
限ニ拘限ス異議ノ判定ヲ得ル迄又尙大藏大臣ニ  
訴願スルヲキハ其ノ訴願ノ判決ヲ得ル迄前項期  
間ノ経過ヲ中止スルモノトス  
第六十條中「及前項ノ郵便料ヲ供徴ス」ヲ「及徴收  
ス」ニ改メ

●電信取扱規則中改正(明治三十  
二年六月  
二十三日)

電信取扱規則第十八條中「若シ」以下ヲ同條ノ第二  
項トシ且其第二項ハ左ノ但書ヲ加ヘ本月三十一日  
日施行ス  
但和文電報ニ限リ其電報配達ノ際發信人名所ヲ  
送達紙ノ外部ニ表ハサムトスルモノハ受信人名  
所ノ下ニ之ヲ記スヘシ

○遞信省令(明治三十二年八月) 電信取扱規則第  
百十六條第二項左ノ通改正シ明治三十二年八月二  
十五日日施行ス

居所不明其他ノ事故ニ依リ返信料前納證書ヲ受  
信人ニ交付スルコト能ハサルトキハ之ヲ著信局  
ニ留置スルモノトシ  
前項ノ證書ハ發行ノ日ヨリ六十日以内ハ受信人  
ヨリ其交付ヲ請求スルコトヲ得此期限ヲ過ル  
トキハ更ニ六十日以内ハ返信料前納證書ヲ發信人  
ヨリ其交付ヲ請求スルコトヲ得

●加入登記料及電話使用料ノ  
項中追加(明治三十三年七月  
二十三日)

明治三十年十二月通信省令第三十二號加入登記  
料及電話使用料ノ項中赤間ノ次ニ左ノ通追加ス  
小 樽 金五圓 金四十八圓  
大 樽 金五圓 金四十八圓

明治三十年十二月通信省令第三十二號加入登記  
料及電話使用料ノ項中赤間ノ次ニ左ノ通追加ス  
小 樽 金五圓 金四十八圓  
大 樽 金五圓 金四十八圓

編年目錄

明治元年

- 三月 禁御用等ノ會符標札及菊御紋ヲ  
蓄キタル提灯器物等ヲ禁ス (一五) 四七
  - 神佛混淆廢止ニ關スル件 (一八) 三一
  - 神社ノ別當社僧等復飾セシムル件 (一八) 三一
  - 太政官達(神佛混淆廢止ニ關スル  
件) (一八) 三一
  - 六月 年號改元ノ詔勅 (二二) 九一
  - 十月 太政官達(神佛混淆廢止ニ關スル  
件) (一八) 三一
  - 十二月 宮內省行ヲ禁ス (一七) 二六
  - 産婆取締方 (一七) 二〇
- 明治二年
- 二月 菊御紋附ノ品々密附禁止ノ件 (一八) 八
  - 三月 菊ノ輸出ヲ許ス (一九) 四八
  - 八月 社寺蓋ニ菊章ヲ用ルヲ禁ス (一八) 八
  - 十月 親王家以下ヨリ社寺へ密附セシ物  
品ノ菊章ヲ改メシムル件 (一八) 九

明治四年

- 三月 太政官布告(菊御紋附ノ品密附廢  
止ノ件) (一八) 八
- 一月 社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外上地  
セシム (一八) 三三
- 二月 華族ハ東京府實屬タルヘキ件 (二二) 一一
- 心願ト稱シ社頭ニテ神樂奉納ヲ禁  
ス (一八) 三三
- 五月 貸座敷租増殖禁止及番番検査方  
施設 (一七) 一〇二
- 宮社以下定額及神官職員規則 (一八) 一一
- 伊勢兩宮ヲ始メ神官世襲ヲ廢ス (一八) 三三
- 六月 養兒養育米給與方 (二二) 三三
- 踏寺院下馬下乘禁止ノ件 (一八) 八
- 皇族ノ外菊御紋ヲ禁止シ給數品ハ  
改メシム (一八) 九
- 七月 諸寺院院制 (二二) 三三
- 八月 布修好通商條約 (二二) 三五
- 神宮改革ノ件 (一八) 四
- 神社條例ヲ定メ神社境内外地ヲ論  
セシムル件 (一八) 三三
- 八月 屠牛場並牛肉賣買取給方 (一七) 一〇三
- 九月 屠牛場並牛肉賣買取給方 (一七) 一〇三

明治五年

- 號砲執行ノ件 (二二) 九二
  - 十月 普化宗廢止ノ件 (一八) 四四
  - 十二月 道路橋梁等通行費徵收ノ件 (二四) 五二
  - 皇太后宮大藏卿布ノ件 (一八) 一一
  - 舊銅貨ノ品位ヲ定ム (一九) 二七五
  - 紙幣 (一九) 二七七
- 明治五年
- 一月 太政官布告第四號(密留ニ關スル  
規程) (三二) 一四九
  - 二月 銃砲取締規則 (一五) 一三
  - 三月 僧位僧官等永官廢止ノ件 (一八) 三九
  - 神社佛閣女人格界ヲ廢シ登山參詣  
ヲ許ス (一八) 三二
  - 一向宗名ヲ漢宗ト稱ス (一八) 四四
  - 四月 僧侶肉食妻帯等ヲ許ス (一八) 三九
  - 五月 密石類調合ノ風取締取締ノ販賣禁  
止 (一七) 二五
  - 六月 外國人ヨリ銃砲買入手續 (一五) 一五
  - 諸社祭典ノ簡便化參詣ヲ許ス (一八) 一〇
  - 神社祭典死罪ニ預ル者當日ノミ修  
カシム (一八) 一〇
  - 各宗教厚職管長ヲ選キ末派寺院ノ



取締ヲ爲サシムル件……………	二八	四二
○自辨ヲ禁シ神官僧侶ニ依頼セシム……………	二八	四七
○神官チシテ神祭祭儀ヲ取扱ハシム……………	二八	四七
○僧尼服忌ノ件……………	二八	四九
○八月……………	二八	四九
○寺院附屬ノ佛器什物等取捨ノ件……………	二八	二九
○僧官廢止ノ件……………	二八	三九
○九月……………	二八	三九
○銃砲取締規則違犯者處分方……………	二五	一四
○神宮神職大字自今大字ヲ用シム……………	二八	一
○僧侶階級廢止ノ件……………	二八	三九
○僧侶階級ヲ設ケシム……………	二八	三九
○法相華嚴律、兼學、融通、念佛ノ五宗其他宗ノ宗内總本山ノ所轄トス……………	二八	四四
○修檢宗廢止天台真言兩本宗ヘ編入……………	二八	四五
○舊鐵線ノ價位ヲ定ム……………	一九	二七六
○道路持除法……………	一四	四九
○十一月……………	一四	四九
○大禮服及通常禮服ヲ定メ衣冠ヲ禁服下爲シ直衣袴上下等ヲ廢ス……………	一九	三〇
○無禮無住ノ寺院廢止方……………	一九	九二
○改府ノ詔……………	一九	九二
○神武天皇御即位ヲ紀元ト定ム……………	一九	九二
明治六年		
○地所買入書入規則……………	三	七〇
○公園設置ニ付地所選擇ノ件……………	二四	四
○法政院法等總テ執教ト唱フ……………	二八	四三
○梓巫市子並遷新橋狐下ト唱ル玉占口符等禁止……………	二八	四七
○二月……………	二八	四七
○太政官布告第四十八號(大禮服ニ關スル件)……………	一九	二三〇
○校服廢止……………	二六	九
○官幣附屬社官祭地方官ニ於テ執行ノ件……………	二八	九
○狩衣直垂淨衣等ヲ祭服ニ用ルヲ許ス……………	二八	九
○除服出仕ノ禮祭典ノ節儉ルニ及ハス……………	二八	一〇
○鄉村社祠官祠費給料民費課出ノ廢止……………	二八	三八
○硝石輸出ノ禁ヲ解ク……………	一九	二四八
○三月……………	一九	二四八
○三子養育ノ件……………	二二	二四
○齋會田園墾墾ノ爲メ賣買ノ件……………	二七	二〇三
○官國幣社府縣社制札……………	二八	八
○鐵道犯罪罰則……………	二五	七
○四月……………	二五	七
○官吏及二新聞紙掲載ヲ禁ス……………	一九	二二四
○養兒養育米被下年限及年齢見定方……………	二二	二四
○官命ヲ御祭文ト改稱ス……………	二八	一〇
○五月……………	二八	一〇
○渡船(八ノ八)ト出船セシムル件……………	二四	五三
○牛豚類糞糞取締……………	二七	一〇三
○六月……………	二七	一〇三
○年曆二千支配紀ノ件……………	二二	九二
○七月……………	二八	一〇一
○神佛祭禮閉關等ノ節奇怪ノ打扮等ヲ爲スヲ禁ス……………	二八	一一
○社寺境内ノ樹木根ニ伐採スルヲ禁ス……………	二八	二六
○社寺ノ什物類神官僧侶等恣ニ處分スルヲ禁ス……………	二八	三〇
○府縣社神官ノ月給ヲ廢ス……………	二八	三八
○參無稅輸出ノ件……………	一九	二四八
○八月……………	一九	二四八
○危害品積置罰則……………	二五	六五
○浮標ニ舟ヲ繋キ或ハ礁標ノ階梯ニ上ルヲ禁ス……………	二五	一〇〇
○九月……………	二五	一〇〇
○官幣中社順序改定……………	二八	四
○諸神祭禮神輿渡御ノ節粗暴ノ所業ヲ禁ス……………	二八	一一
○教部省費外遺(日蓮宗徒喧嘩)ヲ行差止ノ件……………	二八	一一
○十月……………	二八	一一
○獵ニ基地ヲ設ケルヲ禁ス……………	二五	四四
○官國幣社ヨリ伐木出願ノ節輕便處分ノ件……………	二八	二六
○官國幣社古文書等點檢帳簿二記載ノ件……………	二八	二七
○教部省違第三十一號(同上ノ件)……………	二八	二七
○神官ノ大禮服用用ニ及ハズ……………	二八	三三
○神官免職ノ節被下物規則……………	二八	三八
○十一月……………	二八	三八
○米麥粉無稅輸出ノ件……………	一九	二四八
○十二月……………	一九	二四八
○神社改正規則更定……………	二八	三

明治七年

○牛豚類糞糞制限罰則方……………	二七	三〇
○神社遺物等ヲ名トシ配札勸財取締方……………	二八	七
○教部省違第一號(同上ノ件)……………	二八	八
○二月……………	二八	八
○社務所稱呼ヲ定ム……………	二八	三四
○社務所總會宗特立許可ノ件……………	二八	三四
○神官中階級階級ヲ宗名トシ黃線派ハ付ケシム……………	二八	四五
○三月……………	二八	四五
○神官官國幣社皇族御祭拜ノ節下馬下乘場所……………	二八	八
○神官及僧侶禮服ヲ定ム……………	二八	三八
○銅錢輸出ノ件……………	一九	二四八
○四月……………	一九	二四八
○官幣社社殿ノ裝飾、社頭ノ燈提灯ニ限リ御祭儀ヲ用ルヲ許ス……………	二八	九
○日蓮宗徒喧嘩等ノ禁差止ノ件……………	二八	一一
○教部省違乙第五號(同上ノ件)……………	二八	一一
○五月……………	二八	一一
○古墳ト見ユル地ハ獵ニ強擧ヲ禁ス……………	二五	四六
○諸國同族等ニ管長捺印ノ件……………	二八	三二
○諸宗寺院中輪流住職廢止未住職ヲ置カシム……………	二八	三九
○六月……………	二八	三九
○舊修験三派ノ向寺院號ヲ稱スル者取調方……………	二八	二二
○舊社寺領餘地上地ノ内百姓地ヲ讓取調方……………	二八	二二
明治八年		
○一月……………	二八	二二
○神社分社建拜所建設出願方……………	二八	三三
○受文ノ買得セシ分處分方……………	二八	二六
○禁厭祈禱ヲ以テ醫藥ヲ止ムルヲ禁ス……………	二八	四六
○教部省違乙第三十三號(同上ノ件)……………	二八	四六
○七月……………	二八	四六
○銃砲類外國ト賣買出願取扱方……………	二五	一五
○僧尼族籍編入方……………	二八	三九
○教院設置閉關社寺出願手續……………	二八	四三
○教部省違第三十號(教院教會社數所等ニ於テ祭儀執行等ヲ許ササル件)……………	二八	四三
○八月……………	二八	四三
○山陵及皇后御陵等寺院地下區分……………	二八	三三
○九月……………	二八	三三
○司法警察規則附錄……………	二七	三二
○官國幣社御祭代不經何拜見ヲ禁ス……………	二八	三二
○十月……………	二八	三二
○皇族大禮儀制……………	一九	三三〇
○忌服ハ武家ノ制ヲ用ヒ東京家ノ制ヲ廢ス……………	二八	四七
○十一月……………	二八	四七
○地所名稱區別……………	二四	一
○社寺領地上地跡處分規則……………	二八	二三
○僧侶神祭儀執行ヲ禁ス……………	二八	四七
○十二月……………	二八	四七
○恤救規則……………	二二	二三
○社寺ノ私有並町村買得ノ樹木伐採方……………	二八	二七
明治九年		
○一月……………	二八	二二
○神社分社建拜所建設出願方……………	二八	三三
○比丘尼等齋食肉食雜付懸俗等ヲ許ス……………	二八	三九
○二月……………	二八	三九
○行政警察規則……………	二五	一
○米無稅輸出ノ件……………	一九	二四八
○三月……………	一九	二四八
○官吏商業制……………	一九	二四
○官役人夫死傷手當規則……………	一九	一七五
○勸業ヲ定ム……………	二二	三
○恤救米糶免養育米等支給方……………	二二	二四
○神社祭式……………	二八	九
○神社境内社人居屋敷處分及時貸渡方……………	二八	二三
○五月……………	二八	二三
○樺太千島交換條約……………	二一	四六
○條約ニ屬スル公文……………	二一	四七
○市街町村ニ屬スル揭示場地官有地ニ編入方……………	二四	二
○御歴代天皇及皇后皇妃皇子女御遺骸地等有地ニ編入方……………	二四	二
○別格官幣社順序……………	二八	四
○教部省違第十六號(同上ノ件)……………	二八	四
○官國幣社配札差止ノ件……………	二八	八
○教部省違第十七號(同上ノ件)……………	二八	八
○府縣社以下祠官祠筆進退手續……………	二八	三七
○神官免職ノ節滿年賜金下期ニ付神職奉職ノ年月通算方……………	二八	三八
○新舊公債證書發行條約……………	一九	二八三
○西洋形船ハ大小砲設備ヲ許ス……………	二五	三九
○六月……………	二五	三九
○銃砲彈藥類取締管理方……………	二五	一四
○大級式廢止神祭式ノ通心得シム……………	二八	九

○社寺境内外取調規則	(一八) 二四	○國稅地方稅ノ區別	(一九) 二七二	○處分方	(一八) 二六
○延喜式内政ニ關連ニ見在神社境内	(一八) 二七	○寺院等廢止跡修驗者居屋敷地拂	(一八) 二五	○寺院諸願何届出共宗名記載ノ件	(一八) 三二
○教部省達第七號(官國幣社所藏古文書什器等取調ノ件)	(一八) 二七	○宮司交替社務受渡成規	(一八) 三三	○内國郵船ニ乘組旅行ノ者姓名登記	(三五) 六八
○貨幣條例	(一九) 二七四	○僧尼編籍處分方	(一八) 四〇	○四月	
○官吏新聞紙等ニ政務ヲ叙述スルヲ禁ス	(一九) 二四	○徵兵ノ訓書	(二〇) 一八	○娼妓徵査檢査方法	(一七) 二〇二
○救助筋中請ノ切調査與議簡條	(二二) 二二	○道路敷地新ニ貸渡サテサス	(一四) 四九	○教部省達第十三號(同上ノ件)	(一八) 四
○私設道路、橋梁渡津ノ賃銀指示ノ件	(一四) 五二	○官國幣社所藏ノ古書、祭具等取調計方	(一八) 三七	○社寺學校病院ニ寄附ノ土地建物等契約ナキ分處分方	(一八) 三〇
○元會遊覽配下百僧ヲ天台宗所轄トス	(一八) 三九	○捕魚採藻ノ爲メ海面使用ノ件	(二二) 二七	○日蓮宗中不受不施派再興布教ヲ許ス	(一八) 四六
○寺名テ一山ノ總稱トシ無住ノ向住職設置	(一八) 三九	○海面借用願ニ關スル件	(二二) 二七	○贖借金銀銅貨紙幣等取調規則	(一九) 二七六
○八月		○同漕貨物取扱條例	(二五) 六七	○五月	
○官地官林不用物品公賣ノ節其官廳ニ關スル官吏投票ヲ禁ス	(一九) 二四	○社寺持添ノ田畑山林寄附金古文書等處分方	(一八) 三〇	○社寺赤黒印地等ノ内賣買又ハ賃地處分方	(一八) 二五
○樺太千島交換條約附錄	(二二) 四八	○黄旗派復舊制立テサス	(一八) 四五	○諸寺院副住職差置出願臨時ノ件	(一八) 三九
○耕地ノ用水溜池等耕作ノ分借地料及功方利ノ課メ	(一四) 一	○日蓮宗一致派ハ日蓮宗ト單獨ト隣旁派ハ五派別立テサス	(一八) 四六	○變遷無償取扱方	(一九) 二七七
○町村社以下神社地民有地ニ編入方	(一四) 二	○公文書ニインキヲ用ヒルヲ禁ス	(二〇) 二八	○大藏省達乙第四十號	(一九) 二七七
○府縣社以下祭典執行方	(一八) 九	○日韓修好條約	(二二) 二	○道路等級ヲ廢シ關道里道ヲ定ム	(一四) 五〇
○度量衡檢査規則	(二二) 五六	○日韓修好條約	(二二) 二	○僧尼住職中居住心得	(一八) 四〇
○地方廳賦金ヲ以テ股タル修習所等ノ地所官有地ニ編入方	(一四) 二	○他救米及養兒養育米石代相場立方	(二二) 二四	○諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀差許ス	(一八) 一〇
○公文ヲ新聞紙ニ掲載スルヲ禁ス	(二五) 四九	○私設道路橋梁渡津ニ於テ賃銀請求ヲ許ササル件	(一四) 五二	○社寺領上地内開墾ノ保護アル分無代價下付ノ件	(一八) 二五
○官國幣社府縣郷社其古來ノ制式保存ノ件	(一八) 五	○帶刀禁止及違犯者處分方	(二五) 四七	○大藏省達乙第六十八號	(一九) 二七七
○聯合寺院跡地建物處分規則	(一八) 二五	○諸神社社務所等建設出願ノ節區別說明ノ件	(一八) 三三	○捕魚採藻者ニ府縣稅ヲ賦シ糞糞取締ノ件	(二二) 二七

○八月		○警察署同分署門牌ノ件	(二五) 四	○社寺ニ於テ地所建物什器等抵當金發借入方	(一八) 三〇
○内國製ノ西洋紙及土産無稅輸出ノ件	(一九) 二四八	○教部省達乙第二號(同上ノ件)	(一八) 三三	○附屬ヲ廢スル者届出ニ及ハス	(一八) 三九
○金銀公債證書發行條例	(一九) 二八二	○内務省達乙第一號(同上ノ件)	(一八) 三三	○社頭諸品紛失ニ付取締方	(一八) 一一
○國立銀行條例	(四) 七三	○内務省達乙第一號(同上ノ件)	(一八) 三三	○各社非常準備金方法	(一八) 一一
○朝鮮宗各派ニ管長設置ノ件	(一八) 四五	○内務省達乙第四號(同上ノ件)	(一八) 三三	○内務省達乙第五十七號(同上ノ件)	(一八) 七
○眞宗本寺末派與正寺別立テサス	(一八) 四五	○民事上管領納金手續	(五) 六一	○府縣社以上神社什物取締方	(一八) 三〇
○淨土宗中山山派別立許可ノ件	(一八) 四六	○官營ノ倉庫家屋等地種編入方	(四) 二	○神官管内旅行給費支給ニ關スル件	(一八) 三八
○十月		○檢視上變更者解制ノ件	(一五) 四四	○内務省達乙第十號(同上ノ件)	(一八) 三九
○皇族大禮服制	(九) 三〇	○賣藥規則則施行日限	(一七) 一〇	○外國ハ渡航ノ日本形商船國旗掲揚ノ件	(二五) 三九
○日韓修好條約附錄	(二二) 二	○社寺現境内坪敷取調方	(一八) 二六	○八月	
○朝鮮國貿易ヲ一般人民ニ許ス	(二二) 二	○官國幣社神官一身上ノ願何届差出方	(一八) 三三	○奉職履歷ニ依リ免狀授與ノ件	(一七) 一九
○神道黑住派別派差許ノ件	(一八) 四四	○内務省達乙第二十二號(同上ノ件)	(一八) 三三	○内務省達乙第十一號(官國幣社非常準備金方法)	(一八) 七
○神道修成派別派差許ノ件	(一八) 四四	○買上地拂下地濱地等收稅除稅區分	(一九) 八一	○利息制限法	(三) 六九
○捕魚採藻ノ爲メ湖川池沼所用ノ件	(二二) 二七	○三月		○大體服替用方及、フロッツコート、及羽織袴換用方ノ件	(九) 三三〇
○内國製ノ土産無稅輸出ノ件	(一九) 二四八	○煉製取取藥ノ販賣禁止	(一七) 二五	○十月	
○十一月		○賣藥規則取扱手續書及表式	(一七) 二〇	○兵子其他ヨリ金殺借入ヲ禁ス	(一八) 一一
○十二月		○内務省達乙第四號(官幣中社順序ノ件)	(一八) 四	○内務省達乙第一百號(同上ノ件)	(一八) 一一
○幕府ノ類取締方	(一八) 一	○内國製ノ摺附木無稅輸出ノ件	(一九) 二四八	○社寺領上地ノ内自費開墾ノ分下付ノ件	(一八) 二六
○神廟佛堂ノ一般社寺ニ比シ難キ者等處分方	(一八) 三二	○官國幣社例禁等ノ外平常日供獻供ニ及ハス	(一八) 九	○十二月	
○私邸内神廟佛堂ニ乘席參拜停止等ノ件	(一八) 三二	○内務省達乙第四十四號(同上ノ件)	(一八) 九	○傳染病預防救濟ニ備使スル醫師以下感症及死亡手續	(九) 一七四
○寺用ノ借財ハ私財ト混淆セザラン	(一八) 三三	○眞宗五派管長別置ノ件	(一八) 四五	○大勳勳式並大勳章以下勳章ヲ定ム	(二二) 三
○教部省達第十五號(同上ノ件)	(一八) 三〇	○官國幣社本殿改修等ノ外遷座ニ及ハス	(一八) 五		
○北海道地租額定率	(一九) 八一				

○内國製木綿メーナス襪股引無稅輸出ノ件	(一九)二〇八
○内國勸業博覽會開期ノ件	(三三)一
<b>明治十一年</b>	
○一月	○通用貨幣解除及雙傷スルヲ禁ス (一九)二七六
○二月	○海外旅行規則 (一一)二四四
	○僧侶肉食妻帯公布ノ宗規ニ關スル (二八)三九
	○眞宗出雲寺派外二派公稱別立ヲ許ス (二八)四五
○三月	○内務省達戊辰第三號(同上ノ件) (二八)四五
	○離末本寺換出ノ件 (二八)四六
○神宮大廳受不受ノ人民ノ自由トス (二八)一	
○内務省達乙第二十一號(神興渡御ノ節) (二八)一〇	
○舊儀宗廟合寺院建物處分方 (二八)二五	
○官國幣社宿直員ニ關スル件 (二八)三四	
○轉宗改式ノ節承認書授受ヲ廢シ通知及届出ノ件 (二八)四六	
○部分木仕付條例 (二八)五三	
○部分木仕付條例頒布ノ趣意告諭ノ件 (二八)五五	
○四月	○アヒリンニ其他鐵製製給具染料ヲ以テ飲食物ニ着色取締ノ件 (二七)二〇三
	○内國勸業博覽會ニ於テ授與ノ賞牌寫テ製品其他ノ意載ノ件 (三三)一
○五月	○海外旅行手續 (一一)二四四
○純國製藥類賣買免許商人外國人ト統砲賣買出願取扱方 (二五)一五	
○官有地社寺境内外區畫決定ノ分下渡方ノ件 (二八)二六	
○天台宗眞盛派管長設置許可ノ件 (二八)四五	
○内務省達戊辰第五號(同上ノ件) (二八)四六	
○貿易銀一般通用ヲ許ス (一九)二七六	
○六月	○部分木仕付出願ノ者心得方 (二五)五四
○七月	○神道部分廢止ノ件 (二八)四四
○八月	○製水検査方法 (二七)一〇三
	○社寺取扱規則 (二八)二二
	○内國製「フランネル」絨羽織木綿無稅輸出ノ件 (一九)二四八
○十一月	○内務省乙第七十號達(寶藥取扱手續) (二七)一〇二
	○府縣博覽會へ審査官派出ノ件 (三三)一
○十二月	○飲食物ノ中毒藥物ノ誤用等ニテ死ヲ至ス者通罪方 (二七)一〇三
	○眞宗三門徒派派名公稱別立ヲ許ス (二八)四五
	○内務省達戊辰第八號(同上ノ件) (二八)四五
<b>明治十二年</b>	
○一月	○無賴無任ノ寺廢止處分方 (二八)二二
○二月	○各縣技術工藝者就業上死傷手當内規 (一九)二七六
○三月	○日英離破船費用償還約定 (一一)二八
○四月	○太政官達第二十號(官幣社社頭等ニ對御教ヲ用ニルヲ許スノ件) (二八)九
	○眞宗各部派別廢止ノ件 (二八)四六
	○内務省達乙第二十號(同上ノ件) (二八)四六
○五月	○菊御紋禁止ノ布告前神佛堂ニ對飾ノ菊御紋存置ノ件 (二八)九
	○社寺寶物古文書等目錄編製差出方 (二八)二八
	○大社古社名山巨利等ニ設置ノ文庫經藏及圖書等取調書式 (二八)三〇
	○内務省達第一號(同上ノ件) (二八)三一
○六月	○東京招魂社靖國神社ト改稱官幣社ニ列シ管理祭典其他取扱方ヲ定ム (二八)四
	○内務省達海軍三番達甲第十號(同上ノ件) (二八)四
○七月	○木綿織物陶器等無稅輸出ノ件 (一九)二四八
○八月	○社寺ノ什物紙幣ノ節取扱方 (二八)二九
○九月	○内務省達乙第六十六號(官國幣社府縣社札ノ件) (二八)八
	○府縣社以下官國幣身分取扱方 (二八)三七
	○府縣社以下官國幣身分取扱許可ノ件 (二八)三七
<b>明治十三年</b>	
○一月	

○朝鮮國成鐵道元山津開港 (一一)一〇	
○公立小學校中學校專門學校設置地所無代下渡ノ件 (二四)四	
○二月	○罰則ノ違犯者ヲ訴出ル者賞與給付方 (二六)二五
	○官廳内工場等ニテ墮死傷ノ者檢視處分ノ件 (二五)四四
○三月	○陸海軍武官所有ノ軍用銃賣買取取扱規則 (二五)一五
	○給具染料販賣ノ件 (二七)二五
	○官司交替社務受渡ニ地方官立會等ニ關スル件 (二八)三四
○四月	○内務省達丁第一號(同上ノ件) (二八)三四
	○陸軍准士官以上銃器彈藥買收順序 (二五)一五
	○海軍准士官以上銃器彈藥買收順序 (二五)一五
	○菊御紋草子諸キタル賣品取扱方 (二五)四七
	○地方稅規則 (一九)二六七
	○營業稅雜種稅ノ種類制限 (一九)二六八
○五月	○石炭酸等傳染病流行ノ際販賣方 (二七)二五
○六月	○内務省達第二十九號(諸寺院ニ於テ下馬下乘ノ件) (二八)八
	○臨濟宗永源寺派公稱別立ヲ許ス (二八)四五
	○内務省達戊辰第一號(同上ノ件) (二八)四五
	○舊儀等無稅輸出ノ件 (一九)二四八
○七月	○刑法 (二六)一
○官衙禁示ヲ廢シ非官衙者官衙營業	
<b>明治十四年</b>	
○一月	○府縣立學校幼稚園書籍等設置廢止規則 (二二)三
	○漁業保護水產警備ヲ計ル件 (二二)二七
○三月	○公立農學校商業學校職工學校設置地所無代下渡ノ件 (二四)四
	○監獄警備規則 (二六)八
	○集治監ニ入ルヘキ囚徒並費用區分 (二六)一四
○四月	○銀行儲蓄社及人民等ヨリ巡查配座請願取計方 (二五)五
	○内務省乙第二十五號達(寶藥規則取扱手續ニ關スル件) (二七)一〇二
	○寶藥請願書、行商鑑札製作費支辨方 (二七)一〇二
	○娼妓檢査検査方施設 (二七)一〇二
	○硫黃無稅輸出ノ件 (一九)二四九
○五月	○官吏會社ノ株主トナルヲ得ルノ區
○六月	○町村立私立學校設置認可ノ節教則開申方 (二二)三
○七月	○社寺總代人選擧社寺財產取調ニ關スル件 (二八)三一
○八月	○地方巡警目録相出方 (二六)二五
	○太政官達第七十四號 (二八)二九
	○僧侶托鉢解藥 (二八)四〇
	○僧侶托鉢解藥方並托鉢者心得 (二八)四〇
	○内務省達乙第三十八號(同上ノ件) (二八)四〇
○九月	○司法官吏ヨリ巡查兵員要求使用手續 (二七)二二
	○日本離破船費用償還約定 (二二)三三
	○各地ニ鳴フル字名ハ漫ニ改稱變更スルコト勿カラム (二四)二
○十月	○司法警察事務上巡查警部代理ヲ爲スノ件 (二七)二二
	○司法省丙第十三號達(同上ノ件) (二七)二二
	○勾引狀ヲ以テ引致セシ者夜間留置方 (二七)二三
	○公廷取締、被告入看護ノ爲メ巡查押丁使用ノ件 (二七)二三
○十一月	○憲兵職掌中行政警察事務規程 (二五)二
	○集治監ニ入ルヘキ囚徒並其費用管理ノ件 (二六)一三
	○教院教會就教所等ニ於テ葬祭執行衆庶ノ參拜ヲ許サス (二八)四三

○內務省遠成第三號(同上ノ件).....	(一八)	四三
○十二月		
○新法比照例.....	(六)	二二
○諸刑例處罰方.....	(六)	二四
○陸軍刑法.....	(六)	二五
○海軍刑法.....	(六)	二六
○司法省丙第十五號(豫審判事檢 證物權差押ニ逕使使用ノ件).....	(七)	三三
○犯人證人等押印ニ關スル件.....	(七)	二三
○刑罰官渡書附本、按費費用.....	(七)	二四
○陸軍懲罰令.....	(九)	二九
○陸軍懲罰令.....	(九)	二九
○刑罰中製面巾及器具圖式.....	(二六)	九
明治十五年		
○陸軍刑法第二條第二項ニ依リ新 舊法比照ノ規則.....	(六)	三四
○巡査看守等傳任ノ備年贈金ノ件.....	(九)	七一
○神官ノ辯儀ニ關係セザル件.....	(二八)	四七
○內務省達第一號(同上ノ件).....	(一八)	四七
○三月		
○刑法附則中監視票發給券式.....	(六)	二八
○樺戶與治監囚人輕罪以下治罪手續.....	(七)	二〇
○戒列傍聽人着席ノ件.....	(七)	二三
○犯人ヲ刑罰官ヘ護送スルトキ宣言 書附本送達ノ件.....	(七)	二四
○帶勤者犯罪屆出方.....	(七)	二四
○勸業任官華族勸動有位者ノ犯罪發 聞方ノ件.....	(七)	二五
○二十五年以上ノ醫師ヲ第一免狀付		
○與ノ件.....	(二七)	一九
○日蓮宗不受不應門派公稱布數テ 許ス.....	(二八)	四六
○砲等捕獲ノ爲メ潜水器使用ニ關ス ル件.....	(三三)	二七
○四月		
○軍人制服着用乘馬ノ者刑法第四百 二十七條第三項ノ限外トス.....	(六)	二五
○發給沒收届出ノ件.....	(七)	二四
○五月		
○宮蔵賣買者等處分方.....	(六)	二六
○內務省乙第三十一號達(陸視旅券 ニ關スル件).....	(六)	二八
○憲兵將校以下司法警察事務執行ノ 件.....	(七)	二二
○差押物一年間公告ノ後處分方ノ件.....	(七)	二四
○町村分合等ニヨリ氏子替ノ届出 方.....	(二八)	三三
○神宮外五派特立差許ノ件.....	(二八)	四四
○醫學校通則.....	(二二)	六四
○六月		
○日本銀行條例.....	(四)	六一
○檢証ノ爲メ囚人護送ノ件.....	(七)	二二
○差押物所有主ヘ假下渡ノ件.....	(七)	二五
○檢証上囚人召還出獄ノ節逕査隨送 ノ件.....	(六)	一七
○法相宗廟立許可ノ件.....	(二八)	四五
○七月		
○巡査看守給勤例施行前二年以上在 職者退職ノ時慰勞金支給方.....	(九)	一七〇
○內務省達乙第四十二號(陸視新編		
○三關ノ件).....	(一八)	四六
○內務省第三號達(同上).....	(一八)	四六
○府廳立醫學校設置ニ關シ具申事項.....	(二二)	三
○醫學校通則.....	(二二)	六五
○八月		
○陸軍上等本判法特ニ官吏ノ爲メニ 定メタル罪ノ犯シタルトキハ官吏 ニ準ス.....	(六)	二六
○大政官達(陸軍上等本犯罪ニ關ス ル件).....	(六)	二六
○空知集治監囚人輕罪以下治罪手續.....	(七)	二〇
○醫師ノ犯罪通知ノ件.....	(七)	二四
○朝鮮國同内里租取極約書.....	(一八)	一五
○社寺境内伐木取扱規則.....	(一八)	二七
○戒嚴令.....	(二〇)	一
○法律規則中戰時ト稱スル場合.....	(二〇)	二
○勸業令.....	(二〇)	九二
○本府、暴露積布ニ關スル件.....	(二二)	
○九月		
○神道御嶽派特立差許ノ件.....	(二八)	四四
○十月		
○東京大學ニ於テ介體洞穴ヲ採集 シタル古物貯藏方.....	(二五)	一〇
○實業印紙稅規則.....	(九)	二三
○內務大臣乙第五十七號達.....	(九)	二六九
○十一月		
○内閣勸業勸勵ノル外國人、外國 勸業ヲ僱ヒタル内閣人身取扱方.....	(七)	二五
○口傳修好條規規約.....	(一一)	三
○神社寺院創立再興等許可ノ分再述 期限.....	(一八)	二二
○神社附屬講社轉集ニ關スル件.....	(一八)	四三

○十二月		
○憲兵卒其職務ニ關スル犯罪處罰方.....	(六)	二六
○巡査看守給勤例實施ノ府縣減員ニ テ免職者(一時慰勞金支給方).....	(九)	一七一
○巡査看守給勤例第二條第一項勸註 ノ一地方轉任者ニ限ル.....	(九)	一七一
○巡査帶銀公達ニ付心得方.....	(九)	二三三
○朝鮮國京畿道仁川開港.....	(一)	一〇
○一般人民巡査同僚ノ働チナシ、死 傷セシ者弔祭扶助療治料支給方.....	(一五)	五
○營業稅雜種稅目課額減額案書式.....	(一九)	二六九
○地方稅豫算精算書調製出方.....	(一九)	二七〇
○地方稅豫算精算書精算報告書式.....	(一九)	二七〇
○徵發令事務條例.....	(二〇)	四
○醫學校、藥學校教員ノ醫學士、製藥 士ニ代フヘキ者採用方.....	(二二)	六五
○郵便條例.....	(二五)	一四五
明治十六年		
○一月		
○皇室ニ對スル罪申出ノ件.....	(七)	二四
○獲章ト金銀木杯金圓賜與.....	(二二)	一
○二月		
○石油取給規則.....	(一五)	一八
○官國幣社祭典ノ節參向ノ件.....	(一八)	一〇
○水底電信線路ニテ投鎗漁業採獲等 ノ禁ヲ犯ス者處分方.....	(二五)	一八七
○地方稅豫算精算書報告書式申戸 數制記載方.....	(一九)	二七〇
○三月		
○司法省丙第一號達(勸業任官華族		
有位勸業者犯罪取扱方).....	(七)	二五
○金銀木杯金圓賜與手續.....	(一一)	二
○木材運河中官材貯場ノ間地渡渡及 將金上納方.....	(二四)	七
○大政官布告第十號(石油取締規則 施行日限ノ件).....	(一五)	一八
○四月		
○香守懲罰ノ件.....	(九)	一三三
○朝鮮國行歩規程違犯者處分方.....	(一一)	一六
○五月		
○官報到達日數.....	(一)	五六
○達告示ノ官報ニ登載スル公式ト ス.....	(一)	五七
○官報發行ニ關スル件.....	(一)	五七
○勸業講習會勸業委員設置ノ件.....	(一一)	一
○六月		
○太政官達第二十七號(官報發行ノ 件).....	(一)	五七
○官報記載事項附屬ノ件.....	(一)	五七
○勸業年金機案及停止.....	(一)	九
○環鏡ハ製造入ノ外直賣ヲ許サズ.....	(一五)	一四
○官報ニ登載ノ件新聞紙ニ抄録ヲ許 ス.....	(一五)	四九
○內務省乙第三十號達.....	(一九)	二六九
○七月		
○勸業講習會勸業委員心得.....	(一一)	二
○鐵道警備、鐵道犯罪刑例ヲ私設鐵 道ニ適用スルノ件.....	(二五)	八
○八月		
○徵發費用意納者處分並ニ其費用ニ 關シ出訴方.....	(二〇)	八
○九月		
○朝鮮國ニ於テ日本人民貿易規則並 海關稅目.....	(一一)	三
○朝鮮國海岸ニ於テ犯罪ノ日本國漁 人取扱規則.....	(一一)	一六
○公立農學校實檢用田圃無料使用ノ 件.....	(一四)	四
○醫師免許規則.....	(一七)	一七
○十一月		
○陸海軍法術ニ於テ附金釋料ニ處ス ルトキ換割處分ノ件.....	(六)	三五
○保障費付中ノ被咎人取捕方心得.....	(七)	三三
○警察署ノ處分ニ關スル費用ハ裁判 費用ニ立タス.....	(七)	二三
○華族ノ犯罪官内省ハ通牒ノ件.....	(七)	二四
○醫師免許規則第三條ニ據ルヘキ醫 學校ノ稟請方.....	(七)	一八
○官報ヲ購求シ郵便ニ差出ストキ取 扱方.....	(二五)	一五四
○十二月		
○司法省丁第三十九號達(醫師犯罪 通知ノ件).....	(七)	二四
○朝鮮國トノ貿易ハ外國貿易手續ニ 依ルノ件.....	(一一)	一〇
○醫術開業受驗人心得.....	(一七)	一七
○內務省乙第四十七號達(奉職履歷 ニ依リ醫術開業免狀授與ノ件).....	(一七)	一九
○金札引換無記名公債證書條例.....	(一九)	二八四
○中山道鐵道公債證書條例.....	(一九)	二八五
○農商務省ニ於テ勸業會開設ノ件.....	(二二)	三
明治十七年		

○巡警帶領心得方 〔九〕三四	○華族授爵ノ詔勅 〔二二〕	○紙質上方 〔一九〕三八
○從來開業醫師ニ内務省ノ免許付與 〔一七〕一八	○華族令 〔二二〕	○十一月 〔一九〕三八
○内地開業醫免狀内規 〔一七〕一九	○華族令 〔二二〕	○官有地ノ人民使用ノ外區町村設 〔一四〕
○神宮、官國幣社祭典ニ付勅使參 向ノ諸著服ノ件 〔一八〕九	○監視假免出獄上申ノ件 〔一六〕	○墓地及埋葬規則細則標準 〔一五〕四五
○廳上立禮ニ改式ノ向祭服着用ノ祝 詞奉告ノ件 〔一八〕一〇	○在府縣獄囚徒費取扱方 〔一六〕一四	○同業組合準則 〔一五〕二一
○二月 〔二一〕五一	○徒刑流刑禁獄送致方及聯合地方區 分 〔一六〕一七	○十二月 〔一九〕三五
○學齡未滿幼兒保育方 〔二一〕五一	○神佛教導師職停止寺院住職ノ任免教 師ノ等級進退等各管長ノ委託ノ 件 〔一八〕四〇	○爆發物取締規則 〔六〕二六
○監視ニ附セララル者他ノ地方ニ 旅行中取扱方 〔六〕二八	○神佛各宗派管長及舊教導師職身分取 扱方 〔一八〕四二	○司法省丁第三十六號達(勅使任官) 外國官吏裁判傍聽ノ件 〔七〕三三
○佛像他管持出開帳管轄(出願方) 〔一八〕一一	○太政官達第六十八號(管長身分取 扱方) 〔一八〕四二	○式部職中雅樂長同副長大禮服飾章 〔九〕三三
○地租條例 〔一九〕七三	○太政官達第六十九號(教導職マ リノ者ノ身分取扱方) 〔一八〕四二	○内外博覽會及共進會授與ノ褒章 失ヒタル者ノ證明書付與方 〔一三〕一
○四月 〔二七〕二〇	○大藏省證券條例 〔一九〕九七	○公債證書及印刷物ノ加配シタル郵 便物取扱方 〔二五〕五四
○醫師藥師兼業解禁 〔二七〕二〇	○侍從職並ニ式部職勅使任官大禮服 師章 〔九〕三三〇	○郵便往復葉書使用方法 〔二五〕五四
○損傷紙幣交換規則 〔一九〕二七九	○有爵者大禮服制 〔九〕三三一	○明治十八年 〔二五〕五四
○船舶積量測定度規則 〔二五〕六五	○墓地及埋葬取締規則 〔一五〕四五	○輕罪控訴豫納金規則 〔七〕二〇
○船舶積量測定度方法 〔二五〕六五	○墓地及埋葬取締規則違背者處分方 〔一五〕四五	○朝鮮國開行里程取極約書附錄 〔一〕一六
○五月 〔二二〕三三	○神佛其他檢査手續料 〔一七〕二六	○皇族外國勳章佩用願手續内規 〔二〕一五
○區町村會法 〔二二〕三三	○神佛教務所取調並ニ諸願差 出方 〔一八〕四三	○道路道幅ノ件 〔四〕四九
○宮内省達ニ第四號(勅使著服ノ件) 〔一八〕一〇	○教務所取調並ニ諸願差 出方 〔一八〕四三	○火藥類賣買火藥廠設置許可届出方 〔一五〕一七
○兌換銀行券條例 〔一九〕一〇	○屆出ノ分取額届出方 〔一八〕四四	○徵兵事務條例ニ依リ生徒ニ交附ス ル在學證明書ノ件 〔二〇〕三三
○汽船公務馬力算定方法 〔二五〕六六	○内務省達第二號(同上ノ件) 〔一八〕四四	○文部省達 〔二〇〕三三
○六月 〔二七〕二〇	○身代限ノ又ハ財産公賣ノ際所持印 〇 〔一八〕四四	○種仕馬取締ノ件 〔二二〕三三
○官吏ノ職入旅費日當ノ件 〔二七〕二三	○身代限ノ又ハ財産公賣ノ際所持印 〇 〔一八〕四四	○二月 〔二二〕三三
○已決囚ノ犯罪宣告書附本刑獄官 送達ノ件 〔二七〕二四	○官國幣社祭典神物料仕拂殘金處分 方 〔一八〕七	○銅路集治監囚人輕罪以下治罪手續 〔七〕二〇
○七月 〔二八〕七		○月長職務上ノ過失懲戒ノ件 〔九〕二九

○國道表ヲ定ム 〔一四〕四九	○國內鐵道手宮橋樑船規約 〔二五〕九	○官制 〔八〕一三
○陸軍省火藥拂下場所 〔一五〕一八	○日本形船舶五百石以上ノ船舶製造 ノ禁ス 〔二五〕三九	○各省事務整理調査要領 〔八〕一七
○三月 〔九〕三七	○燈塔私設禁止ノ件 〔二五〕三〇	○官有ノ川敷滿數岩洲川沿地等拂下 貸下ノ禁ス 〔二四〕七
○文官傷疾疾病等差例 〔一五〕一八	○海底電信線保護萬國聯合條約附則 〔二五〕一七	○明治十九年 〔二四〕七
○海軍省火藥拂下場所 〔一五〕一八	○銀行會社等ノ報告領官報ニ掲載シ 許ス 〔一〕五七	○一月 〔二六〕一五
○種痘施設心得書 〔一七〕一四	○告スルトキ檢閱ヲ要スルノ件 〔一〇〕二八	○軍務除籍ノ内徒費用支辨方 〔二五〕八
○入園々按接骨等營業取締方 〔一七〕二〇	○府縣立學校ニ於テ授業料徴收方 〔二二〕三	○一月 〔二五〕八
○鍼灸術營業取締方 〔一七〕二〇	○同業組合準則適用方 〔二二〕三	○公文式 〔一〕五五
○教規宗則認可方 〔一八〕四一	○九月 〔七〕二〇	○華族女學校職員及官等俸給 〔八〕一五
○輕罪控訴ノ被告入獄已決囚ニ屬ス ル時及ニ關スル件 〔一六〕一四	○逃匿罪即決例 〔七〕二〇	○陸軍下士以下服制 〔九〕三八
○勸業會ノ府縣勸業課長差出ノ件 〔二二〕三	○假出獄停止手續 〔六〕一一	○統計主任ヲ定メシムル件 〔一〇〕一
○火藥類運送運送條規 〔二五〕八	○終身懲役又ハ徒刑ノ女囚地方監獄 ニ留置ノ件 〔一六〕一四	○三月 〔一〇〕一
○普通治罪法、陸海軍治罪法交涉處 分法 〔七〕二二	○郵便爲替細則 〔一五〕七〇	○遺囑ヲ要セシ處分後報告スヘキ條 件 〔一〇〕二六
○他ノ新聞紙ニ掲載スル論說轉載ニ 關スル件 〔一五〕四九	○十一月 〔一五〕七〇	○大學令 〔二一〕四
○預金規則 〔一九〕三五	○沒收物件地方廳引繼ノ件 〔一七〕二五	○一斗枰使用ニ關スル件 〔二二〕五八
○電信條例 〔二五〕七五	○外國勳章佩用願規則 〔二二〕五	○罰則者ノ犯罪本籍(通知方) 〔七〕二四
○電信取扱規則 〔二五〕七七	○種痘規則 〔一七〕一四	○沒收物件取扱手續 〔七〕二五
○納税代人定方 〔一九〕二七二	○十二月 〔一七〕一四	○メートル條約 〔一〕三六
○紙幣漸次銀貨ニ交換ノ件 〔一九〕二七九	○布告布達ノ官報ニ登載スル公式 トス 〔一〕五七	○華族世襲財產法 〔二〕二二
○小銃彈藥火具類其他不用兵器掃下 方 〔一五〕一六	○官報報告主任官 〔一〕五八	○軍用電信ニ係ル妨害者處分ノ件 〔二五〕一九〇
○醫師免狀ノ引換方 〔一七〕一九	○鐵道國立銀行ノ貸金債主ノ權利ヲ 定ム 〔一〕五八	○五月 〔二五〕一九〇
○内務省達第二號(教師借借ノ現 數調査出方ノ件) 〔一八〕四四	○官制改正詔勅 〔一〕八三	○陸軍軍人軍屬送別處分例 〔七〕二一
○神戶鐵道橋樑船規約 〔二五〕九	○内閣ノ組織ヲ改メント請フノ奏議 〔一〕八三	○日布移住民條約 〔一〕三六
	○内閣組織 〔一〕八三	○華族世襲財產法施行手續 〔二〕一三
	○内大臣官中顧問官及内大臣秘書 〔一〕八三	○海軍省告示第三號(火藥拂下ノ件) 〔二五〕一八
		○漁業組合準則 〔二二〕二七

○六月	○罰金、追徴ニ係ル上告集納金	〔七〕二〇	○大藏省訓令第四十二號	〔一九〕二八	○二月	○トナノ件	〔二〇〕二六
○皇宮警察官制服及提燈旗章	〔九〕三三	○内務省令第二十二號(寄留ニ關スル規定)	〔三〕四九	○三月	○歐羅巴州外六國間ニ締結セル海上法要綱ニ關スル宣言	〔二〕三九	〔七〕二四
○新聞條例中傍聴ヲ禁ムル訴訟ノ辯論記載方	〔一五〕四九	○陸軍及海軍醫學校ニ教官ヲ置ク	〔八〕四二	○海軍省令第一號	○海上法要綱ニ關スル宣言ニ加點セシ署名	〔二〕四〇	〔一〕二四〇
○海軍公債償還條例	〔一九〕二九〇	○戸長身取及俸給支給方	〔九〕三五	○陸海軍監獄ヨリ地方監獄ヘ送付ノ處刑者處分方	〔二六〕一五	○官國幣社保存金配付従前ノ經費官費及營繕費止ノ件	〔二八〕五
○中學校ノ學科及其程度	〔二二〕二四	○日米犯罪人引渡條約	〔二一〕三三	○官國幣社ヨリ内務省ヘノ稟申報告ヲ廢ス	〔一八〕三三	○北海道水産稅則	〔一九〕二四
○魚兒介苗等捕獲制限ノ件	〔二二〕二八	○藩省稱名稱改稱	〔二七〕九六	○北海學校教科書ノ件	〔二二〕七九	○選信省告示第三十五號	〔二五〕二五三
○私設燈標ノ燈費取立ニ關スル件	〔二五〕一〇三	○無印紙ノ賣藥自用者買受讓受等ノ禁令	〔一九〕二二四	○選信省告示第六十六號	〔二五〕五三	○選信省告示第六十六號	〔二五〕五三
○官吏准官吏公務上傳染病預防等ニ從事シ感染又ハ死亡ノ者手當金給與方	〔九〕一七四	○整理公債取振順序	〔一九〕二八七	○選信省告示第七十八號	〔二五〕八二	○選信省告示第七十八號	〔二五〕八二
○陸軍將校制服制	〔九〕三三八	○抗告手續	〔三〕一五七	○内務省令第十九號(寄留ニ關スル規定)	〔三〕一四九	○内務省令第十九號(寄留ニ關スル規定)	〔三〕一四九
○勳章年金發給及停止取扱手續	〔二〕九	○瑞西國外十一國間ニ締結セル赤十字條約	〔二一〕三九	○印刷紙賣下代金未納ノ者其代金納付ノ分ハ手数料ヲ給セズ納付金ヲ減額ス	〔一九〕二一八	○印刷紙賣下代金未納ノ者其代金納付ノ分ハ手数料ヲ給セズ納付金ヲ減額ス	〔一九〕二一八
○實印紙交換規則	〔九〕二二四	○假出獄規則	〔二六〕一〇	○價造及描改ニ係ル兌換銀行券取扱方	〔一九〕二七八	○價造及描改ニ係ル兌換銀行券取扱方	〔一九〕二七八
○閣令第二十四號	〔一九〕二八六	○醫藥營業免許期限廢止ノ件	〔二七〕一〇一				
○本初子午線程度計算方及標準時	〔二一〕九二	○學事ニ關スル應府縣令申報方	〔二一〕八八				
○選信省告示第六十六號	〔二五〕五三	○文官大禮服制	〔九〕三三〇				
○公證人規則施行條例	〔三〕一五一	○世襲財產目録申除願書式	〔二二〕一四				
○國縣道築造保存方法等取調標準	〔一四〕五〇	○旅行ノ節ハ世襲財產ニ付代理人ヲ定メ届出方	〔二二〕一四				
○選信省告示第七十八號	〔二五〕八二	○陸軍省訓令第二號	〔二〇〕八				
○九月		○某學校ノ教員免許狀ヲ有スル者ニ關スル件	〔二二〕六六				
○内務省令第十九號(寄留ニ關スル規定)	〔三〕一四九						
○印刷紙賣下代金未納ノ者其代金納付ノ分ハ手数料ヲ給セズ納付金ヲ減額ス	〔一九〕二一八						
○價造及描改ニ係ル兌換銀行券取扱方	〔一九〕二七八						

明治二十年

○事項廣告請求ノ件	〔二二〕七五	○華族實屬檢出方	〔二二〕一二	○一月	○大藏省ノ主務ニ關係アル府縣令發布ノトキ報告ノ件	〔二〇〕二七
○教科用圖書檢定願書樣式	〔二二〕七六	○府縣管理ノ公園等維持保存經費徵收方法並ニ其所属建築物取調方	〔二四〕四	○大藏省ノ主務ニ關係アル府縣令發布ノトキ報告ノ件	〔二〇〕二七	〔二〇〕二七
○教科用圖書檢定申請書ニ添付スル圖書部數ノ件	〔二二〕七六	○社寺其他ノ社殿堂宇等公賣處分後再建届出及猶豫期限	〔二八〕二二	○勳章等級製式及大勳位菊花頭飾製式	〔二二〕三	〔二二〕三
○私設鐵道條例	〔二五〕一〇	○府縣立醫學學校費用ノ件	〔二二〕六四	○勳章等級製式及大勳位菊花頭飾製式	〔二二〕三	〔二二〕三
○六月		○區町村共有物ハ區町村會ノ評決ニ附ス	〔二二〕九一	○官國幣社造修不用ノ古材木屑等下渡方	〔一八〕七	〔一八〕七
○登記事務費國庫支出ノ件	〔三二〕一〇	○人民所持ノ印紙ヲ印刷紙類賣入ニ賣渡スル場合	〔一九〕二一九	○公務ニテ往復スル警察吏及囚徒護送ノ官吏汽車貨支給方	〔九〕一八八	〔九〕一八八
○日韓邊民經費償還法	〔二二〕一六	○地方稅支辨ニ係ル道路ノ竝木枯損木拂代金寄附金類物件整理方及該收入豫算議案精算報告書式申改正	〔一九〕二七一	○電信料及手数料ヲ郵便切手ヲ以テ納付ノ件	〔二五〕一八二	〔二五〕一八二
○警察巡迴規則	〔二五〕四	○地方稅ニ關スル寄附及雜收入ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二	○沖繩縣酒類出港稅則	〔一九〕二六六	〔一九〕二六六
○海關其他ノ事實届出ノ件	〔二五〕四二	○陸軍准士官下士文官採用規則	〔九〕八四	○四月	○樞密院官制及事務章程	〔八〕六
○醫藥適用ノ藥品檢査印紙貼用ノ件	〔二五〕二五	○三等郵便局長任用ノ件	〔九〕九三	○樞密院官制及事務章程	〔八〕六	〔八〕六
○郵便小爲替規定	〔二五〕二二	○那區長試驗條規	〔九〕七六	○三等郵便局長採用規則	〔九〕九三	〔九〕九三
○七月		○海軍准士官並服役滿期下士列任文官ニ任用ノ件	〔九〕八七	○市制町村制理由	〔三〕六〇	〔三〕六〇
○橫濱正金銀行條例	〔四〕六三	○區町村會ニ係ル寄附及雜收入ハ區町村會ノ評決ニ付ス	〔九〕九一	○市制町村制理由	〔三〕六〇	〔三〕六〇
○那區長ハ當分内務大臣ノ指定科目ニ依リ試験ス	〔九〕七六	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二	○樞密院ニ屬シ置ク	〔八〕七	〔八〕七
○官吏服務規律	〔九〕二二三	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二	○三等郵便局長採用ニ關シ那區長戶長ニ應辨方	〔九〕九四	〔九〕九四
○鎮守府ニ送ル道路ヲ國道ニ編入ス	〔四〕五〇	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二	○三等郵便局長採用手續	〔九〕九四	〔九〕九四
○進入紙製造取締規則	〔二五〕三二	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二	○三等電信局長選任及手當方	〔九〕九四	〔九〕九四
○官國幣社神官ヲ廢シ神職ヲ置ク	〔二八〕三四	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二	○内務省訓令第十三號(賣藥行商標札樣式)	〔九〕九四	〔九〕九四
○印紙代金延納抵當公債償還ノ價格	〔九〕二二八	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○八月		○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○行政裁判所處務規程	〔八〕一三〇	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○日韓邊民經費償還法ノ内原主ニ關スル償還手續	〔二一〕一六	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○逃亡犯罪人引渡條約	〔二一〕四一	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○進入紙製造届出手續	〔二五〕三二	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○氣象警備條例	〔二一〕八八	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○九月		○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			
○酒造ニ關スル檢査、査定、檢定帳簿樣式	〔一九〕二〇四	○尋常師範學校附屬小學校授業料收支豫算ハ府縣會ノ議定ニ付ス	〔一九〕二七二			

明治二十一年



- 師範學校職員一定ノ服用用ノ件 (二一) 二三
- 十月 (七) 二二
- 海軍軍人軍屬遺體處分例 (七) 二二
- 屯田兵司令部ニ軍法會議ヲ設クルノ件 (七) 四二
- 內務省訓令第三十九號 (一九) 五七
- 出納官吏現金取扱規則 (一九) 八〇
- 北海道的租納期 (一九) 八一
- 徵集延期若クハ猶豫申他徵收區ニ轉讓スルキアルトキ通知方 (二〇) 三三
- 師範學校退學生徒學費償還ノ件 (二二) 三三
- 十一月 (二二) 三三
- 土地ヲ分合シテ賣買譲與スルノ登記規則 (二二) 〇六
- 土地ヲ分合シテ賣買譲與スルノ登記請求手續 (二二) 〇七
- 議會及議員ノ保護ニ關スル規則 (二六) 二七
- 東宮職官制 (二七) 一六
- 獸醫免許及試験件 (二七) 一六
- 獸醫醫局届出ノ件 (二七) 一六
- 旅費其外概算渡前金渡ノ件 (一九) 一六
- 附籍者徵兵通過届出及徵集方 (二〇) 三三
- 十二月 (二〇) 三三
- 大林區署不動産登記ノ件 (三一) 〇七
- 決闘罪處分法 (二六) 二七
- 内閣官制 (二八) 一
- 海軍懲罰例 (二九) 三〇
- 東宮職勅委任官大禮服小禮服制定ノ件 (九) 三三
- 警察官、消防官帶級ノ制 (九) 三三
- 土地收用法ニ依リ收用スヘキ土地公告方 (二四) 一九

- 陸軍部内傳染病豫防規則 (二七) 八
- 出納官吏現金取扱規則中保管金引出切符及監守證格式 (一九) 八一
- 出納官吏現金取扱規則第十條ニ依リ收入官吏ヨリ金庫へ監守證ノ送附ヲ受ケタルトキ取扱手續 (一九) 八一
- 歲入概算月額金庫區分表及送付ノ件 (一九) 八一
- 沖繩縣小笠原島伊豆七島國稅徵收方 (一九) 一〇四
- 農商務省訓令第四十一號 (一九) 一〇四
- 前金渡檢査渡ノ返納金ヲ定額ニ戻入スル取扱規則 (一九) 二二三
- 集台仕拂命令ニ添附各債主ノ金額氏名表 (一九) 三三
- 金庫規則 (一九) 三三
- 金庫檢査規程 (一九) 三三
- 中央金庫及本金庫ニ屬スル支金庫設置場所 (一九) 三三
- 國稅納納總分法 (一九) 三三
- 地方稅及備荒儲蓄金納納總分ノ件 (一九) 三三

- 國稅納納總分法施行細則 (一九) 三三
- 國稅納納總分法第八條中ニ係ル諸費支出方 (一九) 三三
- 軍港要港ニ關スル件 (二〇) 三三
- 二月 (二〇) 三三
- 貴族院議員選舉ノ件 (二一) 一八
- 裁判所構成法 (二二) 一
- 重罪控訴豫納金規則 (二二) 一
- 郡區長任用ノ件 (二二) 一
- 海軍在外國學生學費資金規則 (二二) 一
- 金銀勳章等級式佩用式 (二二) 一
- 金銀勳章等級式佩用式 (二二) 一
- 水道條例 (二二) 一
- 海軍糧食條例 (二二) 一
- 印紙類會計官吏身元保證金取扱方 (二二) 一
- 北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收方 (二二) 一
- 恩給諸條ノ仕拂金額氏名表格式 (二二) 一
- 金庫ノ金櫃帳簿銀行本業部下區別セシムル (二二) 一
- 國稅納納總分法施行細則第四號第五號樣式納付書ニ係ル件 (二二) 一
- 三月 (二二) 一
- 貴族院多數額納稅者議員互選規則取扱方 (二二) 一
- 裁判所構成法施行條例 (二二) 一
- 民事訴訟法 (二二) 一
- 陸海軍將校同等官名譽進級ノ件 (二二) 一
- 巡査部長及其待遇章 (二二) 一

明治二十三年

- 府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移スノ件 (二三) 一七
- 陸地測量條例 (二四) 一三
- 作樂會計法 (二四) 一三
- 官設鐵道會計法 (二四) 一三
- 作業及鐵道會計規則 (二四) 一三
- 陸軍作樂會計法 (二四) 一三
- 紙幣交換基金特別會計法 (二四) 一三
- 銀行紙幣交換基金特別會計法 (二四) 一三
- 官立學校及圖書館會計法 (二四) 一三
- 官立學校及圖書館會計規則 (二四) 一三
- 官立學校及圖書館會計規則 (二四) 一三
- 郵便貯金預貯金郵便爲替金特別會計法 (二四) 一三
- 海軍兵備會計規則 (二四) 一三
- 歲入歳出現金出納取扱官吏ノ準則 (二四) 一三
- 出納官吏現金取扱規則第十條ニ依リ監守證送付方 (二四) 一三
- 在外公館經費中前會費項目 (二四) 一三
- 金庫員派出或事務轉讓等ノトキ特別取扱方 (二四) 一三
- 國債ニ關スル支拂及收入決算ノ件 (一九) 一六七
- 會計規則實施ニ付內務省所管ニ係ルノ取扱方 (一九) 一六九
- 陸軍給與ニ關スル委任代理ノ件 (一九) 一六八
- 通用禁止ノ貨幣引換期限ニ關スル件 (一九) 一七六
- 試補及列任官見習並ニ非職休職官 (一九) 一七六

- 吏ノ一年志願兵服役方 (二〇) 四四
- 海軍新兵入營ノ時私設鐵道乘車券附與ノ件 (二五) 二七
- 郵便局ノ承認ヲ得鐵道差出方 (二五) 二七
- 四月 (二五) 二七
- 商法第三編破産 (二四) 四八
- 陸軍後備各兵隊下士兵卒被服配給ノ件 (九) 三三
- 行政又ハ司法行政區域ニ關スル市ノ所屬ノ件 (二二) 八六
- 作業及鐵道出支拂命令官處理方 (一九) 三三
- 整理公債條例ニ依リ募集又ハ償還スル公債政府紙幣交換基金館店銀行紙幣交換基金特別會計 (一九) 三三
- 出納官吏現金取扱規則第十六條ノ租稅其他收入拂込方 (一九) 八一
- 內國稅徵收所屬經費ニ係ル會計規則第六十七條第一條中ノ官吏任命方 (一九) 八五
- 出納官吏支替ノトキ事務引續手續 (一九) 八五
- 甲種ヨリ乙種ニ收入金ヲ收納スルモノアルトキ其取扱順序 (一九) 一一〇
- 保管金寄託ニ關スル書類ニ押印ノ件 (一九) 一四六
- 踏切工免許規則 (二二) 九
- 官有森林原野及水物特別處分規則 (二二) 四三
- 民有建設ノ電話柱、敷地手當金請求期日及格式 (二五) 一八九
- 五月 (二五) 一八九
- 貴族院伯子男爵議員選舉規程 (二一) 一九
- 衆議院議員選舉法罰則補則 (二一) 四一
- 日本帝國領事規則 (二二) 二二

- 市町村會議員選舉規則 (二二) 七九
- 水路測量條例 (二二) 一八
- 鑑札用品出納規則 (一九) 六二
- 特別會計月計對照表ノ送付ヲ受ケタルトキ調査ノ件 (一九) 八四
- 金額氏名表及領收證書ニ關シテ附記方 (一九) 三三
- 預金局寄託金ニ關シテ得方ノ件 (一九) 四四
- 金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金ノ元利金對照表格式添附書名 (一九) 四六
- 各地金庫ニテ拂戻シタル保管金及即時拂戻シタル預金證明方 (一九) 四六
- 甲保管證書ヲ以テ乙金庫ヨリ拂戻取扱順序 (一九) 四六
- 佐世保軍港境域 (二〇) 三四
- 林産物公賣規程 (二〇) 三四
- 私設電信電話線其他電機工事委託手續 (二二) 一八九
- 六月 (二二) 一八九
- 行政裁判法 (二二) 二〇
- 陸軍編修官官制 (二二) 四二
- 行政裁判所評定官員就職書記ノ員數職務ノ件 (二二) 四二
- 官吏恩給令 (二二) 三〇
- 官吏遺族扶助法 (二二) 三三
- 文官引任以上ノ者退官賜金ノ件 (二二) 三三
- 軍入恩給法 (二二) 四一
- 御料地、管理及其費用支拂ノ件 (二二) 四二
- 水路測量條例中基點標測標及測量官證票 (二二) 一四
- 水利組合條例 (二二) 一四



○監獄慈善用貨物ヲ地方稅ニ編入及 支辨方	(一六)	九	○土地收用協議會規則	(一四)	二九
○貨幣鑄造ノ地金買入方	(一九)	一二	○海軍監獄則	(一六)	二五
○大藏省訓令第百〇七號	(一九)	三八	○官吏遺族扶助法納金收入規則	(一九)	二二
○郵便爲替金及貯金ノ出納官吏身元 保證金ニ關スル件	(一九)	六七	○官吏遺族扶助法納金收入規則取 扱順序	(一九)	一一
○出納官吏身元保證金納付方	(一九)	七五	○艦船ノ乘員俸給及糧食料前渡ノ件	(一九)	二〇
○金庫へ職務委託ヲ爲ストキ印鑑ニ 付記方	(一九)	八二	○仕拂命令等盜難又ハ亡失ノトキ取 扱方	(一九)	二四
○現金拂込未済ノ金額アルトキ收入 報告書(其金額率由付記ノ件)	(一九)	八三	○俸給支給ニ係ル仕拂命令及金額氏 名表等書式	(一九)	三二
○收入官吏交替ノトキ證明方ノ件	(一九)	八五	○簡便工免許試驗規則	(一九)	一一〇
○七月			○簡便工免許手續	(一九)	一一〇
○貴族院議員ノ選舉ニ應ジタル者官 內省中侍從職其他職務ヲ得サル件	(二〇)	二〇	○隨憲契約ヲ以テ原野賣渡ニ關スル 件	(二三)	四四
○代官試驗志願者寫眞差出方	(二〇)	二七	○八月		
○司法省訓令第一號	(二〇)	二七	○裁判所位置及管轄區域	(二〇)	一一
○執達吏規則	(二〇)	二七	○地方裁判所支部及管轄表	(二〇)	一一
○執達吏手數料規則	(二〇)	二七	○國法施行條例	(二〇)	一一
○民事訴訟法施行條例	(二〇)	二七	○國事非訟事件印紙法	(二〇)	一一
○貴族院事務局官制	(二〇)	二七	○銀行條例	(二〇)	一一
○帝國博物館技手官等俸給	(二〇)	二七	○貯蓄銀行條例	(二〇)	一一
○官吏恩給法施行規則	(二〇)	二七	○民事訴訟費用法	(二〇)	一一
○軍人恩給法施行規則	(二〇)	二七	○陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行 法	(二〇)	一一
○陸軍軍人恩給取扱手續	(二〇)	二七	○衛生試驗所官制	(二〇)	一一
○警察官、消防官制服規則	(二〇)	二七	○執達吏登用規則	(二〇)	一一
○警察官、消防官服裝規則	(二〇)	二七	○刑事懲戒法	(二〇)	一一
○學習院學則	(二〇)	二七	○三等郵便及電信局長退官死亡賜金 ノ件	(二〇)	一一
○市町村ノ人口調査告示方	(二〇)	二七	○内務省告示	(二〇)	一一
○官有地特別處分規則	(二〇)	二七	○官內省官吏准官吏恩給例及遺族扶 助例	(二〇)	一一

○屯田兵土地給與規則	(二四)	一〇	○東京學士會院規程	(八)	一〇
○海軍監獄則施行細則	(二六)	二七	○集治監留置看守俸給	(九)	五
○歐醫免許試驗規則	(二七)	一五	○侍從職俸給	(九)	五六
○歐醫假免許手續	(二七)	一六	○府縣警察官及典獄特別任用令	(九)	九六
○政府ノ工事又ハ物件ノ賣買貸借ニ 關スル隨意契約ノ件	(二九)	一〇	○裁判官休職ニ關スル規定	(九)	一一二
○出納官吏身元保證金拂戻請求方及 書式	(二九)	七五	○廳府縣看守休職ノ件	(九)	一一三
○府縣稅徵收方	(二九)	八〇	○廳府縣看守休職ノ件	(九)	一一三
○小包郵便ヲ以テ輸出スル物品關稅 免除ノ件	(二九)	四九	○稅關監吏懲罰規則	(九)	一一三
○間接國稅犯則者處分法	(二九)	六一	○恩給及扶助料ヲ受クル者本人生存 證書差出ノ件	(九)	一四〇
○徵收事務條例中徵收物件表取調送 付方	(二九)	九	○官內省官吏准官吏恩給例及扶助例 施行規則	(九)	一五七
○軍港要港規則違反者處分ノ件	(二〇)	一三	○府縣立師範學校長俸給公立學校 職員退隱料及遺族扶助料法	(九)	一六〇
○簡便工免許及試驗願書ノ件	(二〇)	一〇	○市町村立小學校教員退隱料及遺族 扶助料法	(九)	一六五
○續業條例	(二三)	一	○世傳御料ニ編入ノ土地物件	(四)	二
○十月			○官有地特別處分規則ニ依リ官有地 賣渡賣渡方	(四)	六
○貴族院議員資格及選舉爭訟判決規 則	(二一)	一八	○官ニ關スル公有水面埋立ノ出願免 許方	(四)	六
○帝國議會議長副議長議員歳費及旅 費支給規則	(二一)	五二	○請願調査經費ニ關スル件	(四)	七
○行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁 判ノ件	(二二)	二二	○刑事被告人及囚人ニ係ル費用ノ件	(四)	六
○訴訟法	(二二)	二三	○藥劑師試驗受験人心得	(四)	一四
○農商務省令第十七號	(四)	九二	○鐵道總工事務規程	(四)	二七
○公署、公吏政公署ノ印、文書、免狀、 鑑札ニ關スル件	(六)	二七	○鐵道物品賣買規則	(四)	二八
○屋外竊盜罪處分法	(六)	二七	○諸報告書調製方	(四)	三八
○刑事訴訟法	(七)	一	○收入官吏間委託徵收取扱手續	(四)	三八
○領事手数料及出張入費外國貨幣ヲ 以テ納入ノ件	(八)	二二	○爲替納金取扱順序	(四)	三八
			○爲替納金取扱順序ニ關スル注意方	(四)	三八
			○會計主務官ヨリ金庫ニ送付セル仕 拂命令同請求書ニシテ受取人ニ現	(四)	三八

○十二月

- 貴族院規則 (一) 二二
- 衆議院規則 (一) 二四
- 文部省官制 (八) 一三
- 司法省官制 (八) 九四
- 大審院東京控訴院東京地方裁判所同區裁判所ノ書記司法屬兼任ノ件 (八) 九四
- 陸軍戸山學校教官補ノ服制 (九) 二三八
- 海軍艦船用石炭ヲ外國軍艦ニ讓渡スル件 (九) 一三
- 大藏省訓令第五十五號 (九) 二二
- 預金保管金及借託物ノ關スル書類差出方 (九) 四七
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序 (九) 二六六
- 金庫出納事務規程ニ依リ金庫ヨリ歲入金及雜部金日計對照表等ノ送附ヲ受ケタルトキ調査方 (九) 二六七

○在外國收入官吏外國金貨幣ヲ以テ歲入金收納ノトキ監守登記方ノ件 (九) 八三

- 預金部拂戻金對照表調製方 (九) 一四七
- 帝國議會用官有財產行政事務掌理及指揮監督ノ件 (九) 一六九
- 宿直等ノ食料給與並ニ特別用文具備付方 (九) 二〇七
- 農務省訓令第十號 (九) 二〇六
- 土木工事起業者保證金納付方 (九) 三〇
- 官立學校及圖書館支拂命令官處理方 (九) 四九
- 陸軍兵備品會計規則 (九) 五一
- 出納官吏保管金紛失ノトキ報告方 (九) 八二
- 逓信省訓令第三號 (九) 八二
- 官有土地森林原野收入徵收規程 (九) 一六
- 在外國軍用地租金拂付ノ件 (九) 二〇
- 地租徵收期限 (九) 一八
- 北海道水産稅算出價格 (九) 二六
- 從來ノ市町村立小學校一時存續ノ件 (九) 三九
- 私立小學校代用規則 (九) 四八
- 度檢衡法 (九) 二九
- 官有山林原野ニ關スル處分委任ノ件 (九) 五三
- 陸軍武官官等表 (九) 六
- 陸軍入隊出隊算調製式並ニ費目流用規定 (九) 三〇
- 市制町村制施行地ノ所得稅ニ關スル件 (九) 一八八

○大藏省訓令第三十號 (一九) 二五八

- 森林施業按 (一九) 三三
- 社寺土地官林委託規則 (一九) 五二
- 五月 (一九) 七〇
- 判事檢事登用試驗規則 (一九) 七一
- 裁判所書記登用試驗規則 (一九) 七一
- 林務官大林區署技師林務官補營林主事補及森林監守服制並帶劔ノ制 (九) 三三五
- 市町村ニ於テ維持スル公園地内使及役用品ノ件 (九) 八八
- 日本藥局方 (九) 二六
- 金庫ニ於テ現金徵收濟ノ後納領告知書現金拂込書及納付書記載ノ年度ニ際シテアルコトヲ發見シタルトキ訂正手續 (九) 一四四
- 現金保管金差押命令ニ記載方 (九) 一四六
- 社寺ノ土地ニ係ル御料地委託出願方 (九) 五二
- 六月 (九) 六二
- 訴訟費額郵便送達手数料 (九) 一四〇
- 風給扶助料ノ權利ニ關スル恩給局裁決手續 (九) 一四〇
- 在外國本邦郵便電信局長以下局員月手當金ノ件 (九) 二七
- 有位者改姓名死亡其他ノ異動届出方 (九) 一
- 外國公使館敷地貸渡ノ隨意契約ニ依ルノ件 (九) 一〇
- 出納官吏身元保證金代用トシテ第三者ノ土地若クハ公債證書借入ノトキ證書書式 (九) 七四
- 小學校祝日大祭日儀式規程 (九) 五二

明治二十四年

○一月

- 民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルノ規定 (五) 五九
- 日計對照表ニ金員外ノ誤謬發見ノトキ證明方ノ件 (九) 八四
- 恩賞請願書拂戻及缺損補填金ニ係ル會計規則第一百條ノ官吏任命方 (九) 八五
- 在外國國民與興金一時雜費支辨方 (九) 一八
- 小學校令施行方 (九) 三三
- 小學校教員檢定等ニ關スル規則 (九) 七二
- 二月 (九) 三九
- 理事及理事候補服制 (九) 三九

○七月

- 司法省令第七號(地方裁判所支部管轄表ノ變更) (九) 二二
- 行政訴訟書書式 (九) 二二
- 東京郵便電信學校官制 (八) 二五
- 列任官俸給令 (九) 三
- 樞密院議長副議長顧問官並書記官長官俸給令 (九) 四
- 集治監高等官俸給ノ件 (九) 五
- 豫備後備、軍籍ニアル文官召集中俸給支給方 (九) 二九
- 主理給事俸給 (九) 三六
- 行政裁判所長官官制並定官俸ノ件 (九) 四七
- 地方高等官俸給令 (九) 五五
- 海軍將校分限令 (九) 二
- 在外國本邦郵便電信局長郵便局長以下局員手當金給與細則 (九) 二二七
- 林務官大林區署技師林務官補營林主事補及森林監守服制並帶劔ノ制式 (九) 三三五
- 官有土地水面ニ關スル處分委任ノ件 (九) 三
- 死刑者ノ遺體祭祀等ニ關スル件 (一四) 八
- 藥品、物品再檢査請求ノ件 (一五) 四六
- 府縣郡社神官奉務規則 (一七) 二五
- 北海道ニ於テ殖産獎勵ニ要スル種畜貨渡ノ隨意契約ニ依ルノ件 (一八) 三六
- 保稅物會計官吏身元保證金額定メ方 (一九) 一一
- 保稅物會計官吏身元保證金ニ係ル土地代納免取撥方 (一九) 四七
- 官有森林原野公費ニ關スル規程 (一九) 五〇

○官林木材檢査並引渡用箱印ノ件 (九) 五二

○八月

- 地方裁判所支部判事檢事及區裁判所監督判事補職ノ件 (九) 一
- 司法省令第八號(地方裁判所支部管轄表變更ノ件) (九) 二
- 陸地測量部條例 (八) 五五
- 府縣立師範學校校長任命及俸給令 (九) 四〇
- 巡查守待遇ノ件 (九) 五三
- 官制及俸給令改正ノ際俸給支給方ノ件 (九) 五六
- 監獄醫及教師判列任官待遇者ノ旅費額ニ關スル件 (九) 一八八
- 三等郵便電信局長、郵便局長電信局長手當年額 (九) 二七
- 戰時陸軍郵便部ノ配差卒其他諸卒ノ服制 (九) 三三
- 警察禮式 (九) 三三
- 看守長看手禮式 (九) 三四
- 府縣廳入出庫檢査調製式並費目流用ノ規定 (九) 四七
- 國郡區境界ノ變更及町村字名ノ分合改稱報告方 (九) 一三
- 官國幣社神職奉務規則 (八) 六六
- 各年度歲入調查額ニシテ翌年度七月三十一日マテノ收入整理ヲ了セサルモノ取扱方 (九) 一三
- 北海道水産稅品產出高及其價額報告方 (九) 二六
- 勅令第七十七號 (九) 四三
- 度量衡檢定所、地方原器檢定用具 (九) 四三

○檢定補助用具及度量衡檢定成績表ニ關スル規程 (九) 四九

- 電信電話號數手當金ノ交付ト望マサル者アルトキ報告方 (九) 一八九
- 司法省令第九號(地方裁判所支部管轄表變更ノ件) (九) 一
- 民事訴訟法第五十二條ニ依リ送達ノ囑托手續準據方 (九) 六一
- 海軍治罪法執行規則 (九) 四九
- 東京郵便電信學校卒業生徒任用ノ件 (九) 九四
- 巡查採用規則 (九) 九七
- 小笠原南々西ニ散在スル三島嶼ノ所屬及名稱 (九) 九二
- 土地收用審査委員等ノ事務ニ關スル件 (九) 九二
- 佛道各宗派宗規戒防方法注意ノ件 (九) 二九
- 度量衡器拂下代徵收方委任ノ件 (九) 四一
- 官有森林原野及產物特賣規程 (九) 五八
- 官有森林焚燒規程 (九) 四五
- 第四種郵便物トシテ差出スルキ營業品見本及雛形ノ帶紙包紙ニ記載方 (九) 五五
- 十月 (九) 一五五
- 司法省令第十二號(地方裁判所支部管轄表變更) (九) 一一
- 府縣小學校勸導ノ件 (九) 一七〇
- 印紙額貸下代金ニ關シ他管現住者ニ對シ請求アルトキ取扱方 (九) 二九
- 小學校祝日大祭日儀式用歌辭樂譜撰定ノ件 (九) 五二

編年目録 明治二十四年

○十一月	○商業會議所條例第四條ノ議案方案 意見書等報告ノ件	(四) 九九	○遺教科目等ニ關スル規則	(二) 四六	○十一月	○逋信令第三號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○市立村立小學校長及教員名稱及待遇	(九) 四二	○小學校專修科ノ教科目修業年限等 ヲ定ムル手續	(二) 四六	○海軍大佐大尉及同等待官ノ恩給支給 方	(九) 一五〇	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○遺族院及衆議院守衛待遇ノ件	(九) 四七	○小學校設備規則	(二) 四七	○官内省令第一號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(九) 一五九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○小學校長及教員ノ任用解職其他進 退ニ關スル規則	(九) 八九	○學級編制等ニ關スル規則	(二) 四七	○各省主官ヨリ大藏省主官ニ移換セ ル諸收入歳入概算書ノ件	(九) 一八九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○郡區長府縣參事官特別任用ノ件	(九) 九七	○學齡兒童保護者ト認ムヘキ要件	(二) 五〇	○林産物品取扱區分	(三) 五〇	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○小學校長及教員職務及服務規則	(九) 一〇四	○小學校正教員准教員ノ別	(二) 七一	○第三種郵便物ノ號外課稅方	(二) 五〇	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○小學校長教員懲戒處分業務停止 免狀詳細等ニ關スル規則	(九) 一〇八	○小學校未施行地正准教員ノ別及特 別處分	(二) 七一	○大藏省令第二號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○官内省令第九九二號	(一〇) 二六	○小學校教科用圖書審查等ニ關スル 規定	(二) 七八	○公立學校職員退職料及遺族扶助料 支給規則	(九) 一六一	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○醫術開業試驗願書並藥劑師試驗願 書ニ寫眞添付ノ件	(一七) 一八	○郵便切手票書各種ノ印紙證券領取 扱方	(二) 七四	○市町村立小學校教員退職料及遺族 扶助料支給規則	(九) 一六七	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○中央備蓄儲蓄金ニテ購入ノ公債證 書賣却ハ隨意契約ニ依ルノ件	(一九) 二二	○那郡地方裁判所同區裁判所設置	(二) 一一	○市町村立小學校教員退職料等ノ支 給上ニ關スル在職年數算定ノ件	(九) 一六九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○租稅其他ノ缺損額並帳簿ノ件	(一九) 二〇	○公立中學校高等女學校專門學校職 員名簿待遇及任免ノ件	(九) 四二	○土地ヲ以テ世襲財產トスルトキ土 地登録簿水添付	(二) 一四	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○陸軍會葬式及喪式	(二〇) 一四六	○明治七年以後ノ戰死死軍人軍屬 ノ遺父母及祖父母扶助法	(九) 一五二	○現金ヲ金庫ニ委託シタル出納官吏 交替ノトキ金庫ヘ通知方	(一九) 八六	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○御影並ニ勅語時本奉置方	(二一) 一	○府縣市町村制ヲ施行セサル地方 ノ府縣立師範學校長俸給並公立學 校職員退職料及遺族扶助法及市町 村立小學校教員退職料及遺族扶助 法ノ施行ニ關スル件	(九) 一六四	○歳入豫定計算書同月額金庫區分表 調製進達方	(一九) 八七	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○師範學校生徒ニ支給スヘキ學費種 目	(二二) 一	○物品會計官吏保管品ノ紛失毀損處 分方	(一九) 六六	○大藏省令第三號	(九) 一六七	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○師範學校附屬小學校規程	(二二) 二二	○登記用紙ヲ以テ手数料ヲ納ムルノ 件	(一九) 二六六	○農商務省令第二號	(九) 一六七	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校 ニ類スル各種學校及私立小學校等 ニ關スル規則	(二二) 四〇	○明治二十五年		○第三種郵便物認可規則	(二) 五〇	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○小學校教則大綱	(二二) 四二						
○小學校ノ每週教授時間ノ制限	(二二) 四六						

○三月	○軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助法 施行規則	(九) 一五一	○續業條例中ノ出張吏員旅費日常納 付手續	(二) 七六	○海軍兵庫在勤官吏俸給前金渡ノ件	(九) 二〇	
○官廳出版物ニ係ル注意	(一五) 五二	○御料地ノ官有地ニ係ル試掘探掘出 願ニ關シ協議ノ件	(三) 二〇	○師範學校ノ學科及程度	(二) 一一	○師範學校ノ學科及程度	(二) 一一
○預金拂込並差出方	(一七) 二三	○鹽稅納額區分徵收扱方	(三) 二二	○師範學校卒業生服務規則	(二) 一七	○師範學校卒業生服務規則	(二) 一七
○文部省令第四號(手数料納付方)	(一九) 二四六	○五月		○師範學校設備規則	(二) 一九	○師範學校設備規則	(二) 一九
○徵兵検査規則	(二〇) 三六	○看守部長待遇並ニ其職掌	(九) 三三五	○師範學校ノ訓育・教授・管理等ニ關 スル規程制定改廢開申ノ件	(二) 二〇	○師範學校ノ訓育・教授・管理等ニ關 スル規程制定改廢開申ノ件	(二) 二〇
○茶業組合役員及職員ノ任期資格年 限計算方	(二二) 一九	○公使領事ヲ煩ストキ外務省ヘ照會 ノ件	(一〇) 二八	○教科用圖書檢定ニ關スル調査規程	(二) 七七	○教科用圖書檢定ニ關スル調査規程	(二) 七七
○續業警察規則	(二三) 一九	○市町村行政事務監督	(一〇) 二八	○教科用圖書檢定手数料納付方	(二) 七八	○教科用圖書檢定手数料納付方	(二) 七八
○配達證明郵便規則	(二五) 一五五	○市町村巡視規程概則	(一三) 八八	○教科用圖書檢定願書ニ印紙貼用ノ 件	(二) 七八	○教科用圖書檢定願書ニ印紙貼用ノ 件	(二) 七八
○四月		○市町村事務報告概則	(一三) 九〇	○地質調査所分析試驗手数料納付方	(二) 七八	○地質調査所分析試驗手数料納付方	(二) 七八
○司法省令第四號(地方裁判所支部 管轄表中變更)	(二) 一一	○嶺山監督署物品出納規程	(一三) 九〇	○地質調査所分析試驗依頼者心得	(二) 七六	○地質調査所分析試驗依頼者心得	(二) 七六
○司法省令第五號(同上ノ件)	(五) 五九	○大藏省所管出納官吏身元保證金額 指定標準	(一九) 七四	○八月		○八月	
○嶺山監督署長權限	(八) 一〇	○出納官吏検査規程	(一九) 八七	○司法省令第八號(地方裁判所支部 管轄表中變更)	(二) 一一	○司法省令第八號(地方裁判所支部 管轄表中變更)	(二) 一一
○公立學校職員等級配當ノ件	(九) 四二	○大藏省令第三十五號	(一九) 八七	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○府縣立師範學校公立中學校校長正 教員及市町村立小學校正教員ノ退 隱料遺族扶助料ニ關スル權利障害 出訴方	(九) 一七〇	○六月		○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○收入未納額ヲ繰越シタルモノニシ テ尙收入ヲ了セザルトキノ件	(一九) 一四	○警備防備調査會規則	(八) 一〇	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九	○官省令第六號(民事訴訟ニ付國 ヲ代表スルノ規定)	(五) 五九
○徵兵身檢査ノ際壯丁ノ身長測定 方	(二〇) 三七	○内國稅徵收所屬物品出納規程	(一九) 六二	○小包郵便法施行規則	(二) 五〇	○小包郵便法施行規則	(二) 五〇
○市町村制ヲ施行セサル地方ノ小學 教育規程	(二一) 三九	○北海道水産稅則施行規則	(一九) 二五	○小包郵便物ノ郵便料保險料賠償金 額容積重量及價額登記制限	(二) 五九	○小包郵便物ノ郵便料保險料賠償金 額容積重量及價額登記制限	(二) 五九
○文部省令第四號	(二一) 四一	○蝦夷地ニ適當ト認メタル御影ニ對 シ祝日大祭日儀式執行ノ件	(二) 五二	○貨封封入及寄留郵便物不著等ノ時 取調請求方	(二) 五五	○貨封封入及寄留郵便物不著等ノ時 取調請求方	(二) 五五
○教科用圖書檢定ニ關スル標準等ノ 件	(二一) 四一	○鐵道敷設法	(二) 五二				
		○海上衝突防法	(二) 五二				
		○郵便聯合國郵便切手類保護法	(二) 五二				
		○小包郵便法	(二) 五二				
		○小包郵便物ノ郵便料保險料賠償金 額容積重量及價額登記制限	(二) 五九				
		○貨封封入及寄留郵便物不著等ノ時 取調請求方	(二) 五五				
		○検査官補特別任用ノ件	(九) 九四				

○陸軍糧部條例	〔八〕	四八	○入ニ關スル件	〔二七〕	二五
○高等官官俸給令	〔九〕	一	○官費製造用品資金會計法	〔一九〕	三四
○各縣執務時間	〔九〕	一三三	○歳入豫定計算書及月額金庫庫區分表	〔一九〕	八九
○會計規則第八十八條第八十九條ニ	〔一九〕	八二	○清國及朝鮮在留日本帝國臣民印紙	〔一九〕	一八
○該當スルモノアルトキ取扱方	〔二一〕	八三	○登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種	〔一九〕	二六
○文部省外國留學生規程	〔二二〕	五七	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○西津形權衡検査手續書	〔二二〕	五七	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○十二月	〔二二〕	五七	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○司法省令第十二號(區裁判所ニ支	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
部開設ノ件)	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○司法省令第十三號(同上ノ件)	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○文官俸給支給細則	〔九〕	五六	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○陸軍諸生徒手當金給與ノ件	〔九〕	五六	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○鐵道會議議長議員及臨時議員旅費	〔九〕	五六	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
支給規則	〔九〕	五六	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○林區弊物品會計規程	〔一九〕	六四	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○調定額額収入額及不納賦額額ニ異	〔一九〕	六四	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
動ナク現金拂込高ノミ異動アル場	〔一九〕	六四	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
合ノ報告罷職方	〔一九〕	八三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○收入官吏等ノ代理ヲ命セラレタル	〔一九〕	八三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
トキ金庫計算整理方	〔一九〕	八三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○源泉組合外ノ者ニ組合規約遵守セ	〔一九〕	八三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
シムル件	〔一九〕	八三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
明治二十六年			○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○一月			○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○司法省令第一號(區裁判所ニ支部	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
開設ノ件)	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○司法省令第二號(同上ノ件)	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○市町村内土地ノ字名改稱變更ニ關	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
スル規程	〔二二〕	一三	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二
○衛生試驗所ノ保證試驗簿ノ文字記	〔二二〕	八六	○御料地ノ立木、木材ニ關スル標印	〔二二〕	五二

○代表スルノ規程	〔五〕	五九	○預金局保管ノ預金保管金供託金及	〔一九〕	二四
○土木會會長委員及臨時委員旅費支	〔九〕	二〇	有假設券引續方	〔一九〕	二四
給方	〔九〕	二〇	○保管物取扱規程	〔一九〕	二四
○公債證書ヲ世襲財產トスルトキハ	〔二二〕	一五	○預金保管物及供託物金庫出納事務	〔一九〕	二四
姓名トス	〔二二〕	一五	規程	〔一九〕	二四
○官設鐵道用資金會計規則	〔一九〕	三四	○東京帝國大學各分科大學講座ノ種	〔二一〕	四
○出納官吏ヨリ證明スル計算書等用	〔一九〕	三四	類及其數	〔二一〕	四
紙ノ件	〔一九〕	三四	○帝國大學、文部省直轄學校履外國	〔二一〕	四
○各官廳管理政府所有及政府保管ノ	〔一九〕	三四	人使用ノ件	〔二一〕	四
義務ヲ有スル有價證券寄託ノ件	〔一九〕	三四	○小學校圖書審查委員組織ニ關スル	〔二一〕	四
○陸軍一年志願兵條例	〔二〇〕	三九	件	〔二一〕	四
○陸軍一年志願兵條例施行細則	〔二〇〕	三九	○地方官廳ノ發シル命令ノ公布式	〔二一〕	五六
○女子ノ就學勸誘裁縫教員採用方	〔二二〕	四七	○賞勳局官制	〔八〕	三
○農事試驗場巡迴講話等ニ關スル件	〔二二〕	四七	○賞勳局會議規程	〔八〕	三
○郵便受取所郵便爲替及貯金事務取	〔二二〕	四七	○法制局官制	〔八〕	三
扱ノ件	〔二二〕	四七	○樞密院編定員	〔八〕	三
○八月	〔二二〕	四七	○各省官制通則	〔八〕	三
○文部省直轄諸學校官制	〔八〕	九七	○外交官及領事官試驗委員會官制	〔八〕	二〇
○文部省直轄諸學校職員定員	〔八〕	九七	○外交官領事官赴任及聘取規則	〔八〕	二〇
○華族女學校規則	〔二二〕	一八	○臨時建築職員ヲ置ク	〔八〕	二四
○神佛各宗派管長海外渡航出ノ件	〔二二〕	一八	○遺囑局官制	〔八〕	二四
○修身教育ニ付意見書	〔二二〕	一八	○手住製鐵所官制	〔八〕	二四
○文部省令第三號(小學校祝日大祭	〔二二〕	一八	○陸軍監獄官官制	〔八〕	二四
日儀式用歌詞國語ニ關スル件)	〔二二〕	一八	○廣島嶺山官制	〔八〕	二四
○九月	〔二二〕	一八	○航路標識管理所官制	〔八〕	二四
○司法警察官執務心得	〔七〕	二六	○警視廳官制	〔八〕	二四
○內務省令第十三號(看守部長ニ	〔九〕	三五	○地方官官制	〔八〕	二四
關スル規定適用ノ件)	〔九〕	三五	○陸軍所屬特別文官俸給令	〔九〕	二八
○宮司權官司旅行取調ノ件	〔二八〕	三七	○裁判所書記長俸給定員及俸給令	〔九〕	二八
○神職ノ職務上ニ注意ノ件	〔二八〕	三七	○警視廳北海道府縣及集治監官制	〔九〕	二八
○預金取扱規程	〔一九〕	三六	低額俸給支給ノ件	〔九〕	二八

○文官試驗規則.....〔九〕 六〇	○別任用方.....〔九〕 九四	○官立學校及圖書會計金庫出納事
○文官試驗及見習規程.....〔九〕 七七	○陸軍監獄看守長及看守制服.....〔九〕 三九	○務規則.....〔一九〕 四七
○文官任用令施行前ノ規定ニ依ルル 試驗等任用方.....〔九〕 七七	○本市ノ區域ニ依フサル警察署管轄 區域.....〔一五〕 三	○內務省所管出納官吏身元保證金納 付及拂戻等ニ關スル取扱規則.....〔一九〕 六六
○外交官領事官書記生任用令.....〔九〕 七七	○北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼 ノ國稅徵收手續.....〔一九〕 〇五	○出納官吏身元保證金取扱手續.....〔一九〕 七七
○領事官特別任用令.....〔九〕 七八	○大蔵省訓令第四十號(仕拂命令仕 拂請求書及命令等ニ關スル件).....〔一九〕 〇九	○出納官吏身元保證金代用土地登記 書入手續.....〔一九〕 七九
○外務省試験任用ノ件.....〔九〕 七九	○陸軍監獄官特別任用令.....〔九〕 八三	○海軍省訓令第二號(出納官吏身元 保證金ニ關スル件).....〔一九〕 七九
○陸軍監獄官特別任用令.....〔九〕 八三	○諸收入收納取扱規程.....〔一九〕 〇九	○文部省訓令第十四號(同上ノ件).....〔一九〕 七九
○府縣立師範學校長特別任用令.....〔九〕 八九	○諸計算書仕拂命令領收証及諸帳簿 ノ様式.....〔一九〕 三三	○北海道廳取扱ニ係ル諸收入ニシテ 收入官吏ヨリ金庫ニ拂込ム收入金 取扱方.....〔一九〕 八二
○營林主事補及森林監守特別任用規 則.....〔九〕 九〇	○金庫出納事務規程.....〔一九〕 三五	○收入官吏配置方ノ件.....〔一九〕 八二
○警視廳北海道廳府縣及集治監列任 官低額俸給支給ノ者特別任用ノ件.....〔九〕 九六	○登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料種 目.....〔一九〕 二六	○保管金及監守證ヲ金庫ヘ送付ノト キ取裁方.....〔一九〕 八三
○島司任用ノ件.....〔九〕 九六	○實業補習學校規程.....〔一九〕 六〇	○分任收入官吏ノ收入報告書ヘ添付 スヘキ歲入金突合表調製ノ件.....〔一九〕 八四
○官吏ノ勤儀ニ關スル件.....〔九〕 一〇一	○實業補習學校規程發布ニ付訓示.....〔二一〕 六一	○收入官吏轉免死亡等ニ依リ交替シ タルキ金庫ニ通知方及金庫計算 取扱手續.....〔一九〕 八六
○公使館領事館費用條例.....〔九〕 一〇八	○電信電話線ノ移轉請求手續.....〔二五〕 八八	○海關稅關雜收入及諸收入收納取 扱方ノ件.....〔一九〕 一〇
○華族家令扶養姓名住所等届出ノ件.....〔二〕 一一	○十二月.....〔二七〕 二六	○森林收入取扱順序.....〔一九〕 一五
○衛生試驗所報告書寫請求手數料納 付方.....〔二七〕 二六	○北海道沖繩縣師範學校特別處分ノ 件.....〔二〕 二二	○嶺山監督署諸收入收納ノ取扱順序.....〔一九〕 一七
○北海道沖繩縣師範學校特別處分ノ 件.....〔二〕 二二	○銀行貯蓄銀行出張所代理店ニ關 スル取扱手續.....〔四〕 六一	○積貸付金取扱規程.....〔一九〕 一七
○集治監留置場設置場所名稱.....〔八〕 二六	○在外國公使館附屬海軍武官俸給令.....〔九〕 二九	○任拂命令集合仕拂命令發付等ニ關 スル取扱手續.....〔一九〕 二〇
○海軍軍法官職構成員タル主理試驗 年俸.....〔九〕 三六	○外交官及領事官試驗規則.....〔九〕 五九	○農商務省訓令第二十九號(同上ノ 件).....〔一九〕 二二
○發族院衆議院守衛長及守衛番長特 別任用方.....〔九〕 九四	○看守採用規則.....〔九〕 七一	○森林收入取扱順序.....〔一九〕 一五
○署長補用學校規程.....〔二一〕 六一	○司法省令第十九號(同上).....〔二〕 一一	○嶺山監督署諸收入收納ノ取扱順序.....〔一九〕 一七
○實業補習學校規程發布ニ付訓示.....〔二一〕 六一	○司法省告示第九十一號(刑事檢察 署用試驗規則ニ依リ私立學校指定 ノ件).....〔九〕 七一	○積貸付金取扱規程.....〔一九〕 一七
○電信電話線ノ移轉請求手續.....〔二五〕 八八	○看守採用規則.....〔九〕 七一	○任拂命令集合仕拂命令發付等ニ關 スル取扱手續.....〔一九〕 二〇
○十二月.....〔二七〕 二六	○司法省令第十七號(區裁判所ニ支 部開設ノ件).....〔二〕 一一	○農商務省訓令第二十九號(同上ノ 件).....〔一九〕 二二
○北海道沖繩縣師範學校特別處分ノ 件.....〔二〕 二二	○司法省告示第九十一號(刑事檢察 署用試驗規則ニ依リ私立學校指定 ノ件).....〔九〕 七一	○森林收入取扱順序.....〔一九〕 一五
○銀行貯蓄銀行出張所代理店ニ關 スル取扱手續.....〔四〕 六一	○名簿原簿四人身分帳在監人名目錄 放免刑ノ出監簿死亡帳帳出獄簿票 様式.....〔二六〕 九	○積貸付金取扱規程.....〔一九〕 一七
○集治監留置場設置場所名稱.....〔八〕 二六	○監獄巡視內規.....〔二六〕 一一	○任拂命令集合仕拂命令發付等ニ關 スル取扱手續.....〔一九〕 二〇
○在外國公使館附屬海軍武官俸給令.....〔九〕 二九	○官有建物等ノ買賣貸渡ノ隨意契約 ニ依ルヘキ得ルノ件.....〔一九〕 一〇	○農商務省訓令第二十九號(同上ノ 件).....〔一九〕 二二
○海軍軍法官職構成員タル主理試驗 年俸.....〔九〕 三六	○作樂及鐵道會計金庫出納事務規程.....〔九〕 三五	○森林收入取扱順序.....〔一九〕 一五
○外交官及領事官試驗規則.....〔九〕 五九	○看守採用規則.....〔九〕 七一	○積貸付金取扱規程.....〔一九〕 一七
○發族院衆議院守衛長及守衛番長特 別任用方.....〔九〕 九四	○司法省令第十九號(同上).....〔二〕 一一	○任拂命令集合仕拂命令發付等ニ關 スル取扱手續.....〔一九〕 二〇
○署長補用學校規程.....〔二一〕 六一	○司法省告示第九十一號(刑事檢察 署用試驗規則ニ依リ私立學校指定 ノ件).....〔九〕 七一	○農商務省訓令第二十九號(同上ノ 件).....〔一九〕 二二
○實業補習學校規程發布ニ付訓示.....〔二一〕 六一	○看守採用規則.....〔九〕 七一	○森林收入取扱順序.....〔一九〕 一五
○電信電話線ノ移轉請求手續.....〔二五〕 八八	○司法省令第十七號(區裁判所ニ支 部開設ノ件).....〔二〕 一一	○積貸付金取扱規程.....〔一九〕 一七
○十二月.....〔二七〕 二六	○司法省告示第九十一號(刑事檢察 署用試驗規則ニ依リ私立學校指定 ノ件).....〔九〕 七一	○任拂命令集合仕拂命令發付等ニ關 スル取扱手續.....〔一九〕 二〇

明治二十七年

○政府委任命令ヲ受ケル場合會計上 ノ規程.....〔一九〕 三三	○裁判所書記長官等ノ件.....〔四〕 八八	○外務省令第三號(登記印紙ヲ以テ 納ムヘキ手數料種目ノ件).....〔一九〕 六六
○會計規則ニ依リ要スル諸報告書等 ノ様式.....〔一九〕 七〇	○公使館書記生及領事館書記生試驗 規則.....〔九〕 六一	○徵兵再検査ヲ爲シ徴召ヲ定ムルノ 件.....〔二〇〕 三三
○文部省訓令(學事年報ニ關スル件).....〔二〕 八七	○理事主任任用令.....〔九〕 八一	○小學校令第二十條學齡計算就學期 限.....〔二一〕 五〇
○農事試驗場分析手續ノ件.....〔三〕 三五	○營林主事補及森林監守特別任用規 則.....〔九〕 九〇	○市町村制ヲ施行セサル地方ノ學務 委員ニ關スル件.....〔二二〕 五二
○農事試驗場分析依頼者心得.....〔三〕 三五	○市町村立小學校勸導ノ件.....〔九〕 九〇	○實業補習學校教科用圖書ノ件.....〔二二〕 七九
○農事ニ關スル分析依頼ニ應スル農 事試驗本支場.....〔三〕 六	○華族女學校幼稚園規則.....〔二〕 二二	○三月.....〔八〕 四
○一月.....〔九〕 五四	○司法省訓令第十一號(都市區町村 分合改稱届書ノ件).....〔二〕 八六	○法典調查會規則.....〔九〕 八三
○女監取締及押下俸給ノ件.....〔九〕 五四	○消防組規則.....〔二〕 四六	○陸軍監獄看守採用規則.....〔二〇〕 二七
○免職、業務停止ノ小學校長、教員再 用ノ件.....〔九〕 二八	○陸軍監獄條例第一條明文外ノ囚人 取扱方.....〔二〕 二五	○農商務統計様式.....〔二〕 二七
○內閣訓令第一號(統計主任ヲ置ク ノ件中改正).....〔一〇〕 一	○府縣社會部ニ關スル件.....〔二〕 二五	○大正二十五年祝典之章.....〔二〕 一〇
○農事條例取替手續.....〔一〇〕 一	○衆議院議員選舉ニ就キ神官僧侶等 ノ注意ノ件.....〔二〕 三七	○海軍省告示第五號(水路測量測標 ノ件).....〔二〕 二〇
○陸軍監獄條例施行細則.....〔一六〕 一七	○內務省訓令第五號(同上ノ件).....〔二〕 三七	○刑事被告人タル婦女ヲ地方監獄ニ 囑托シタルトキ費用請求方.....〔二〕 二五
○陸軍監獄條例施行細則.....〔一六〕 一七	○內務省訓令第六號(同上ノ件).....〔二〕 三八	○府縣社以下神社ノ神職懲戒處分ノ 件.....〔二〕 三七
○神官神職服制.....〔一八〕 三八	○教師僧侶ノ懲戒處分届出方.....〔二〕 四二	○軍馬飼養草供給ノ競争加入者資 格.....〔二〕 一八
○大蔵省訓令第二號(仕拂命令書等 ニ關スル件).....〔一九〕 二二	○農商務省令第四號(出納官吏身元 保證代用土地書入登記ニ關スル 件).....〔一九〕 八〇	○官廳鐵道用品資金作樂歲出入ノ出 納取扱方.....〔二〕 三八
○逓信省訓令第一號(同上ノ件).....〔一九〕 二二	○分任收入官吏ノ屬スル主任收入官 吏交替ノトキ事務引継手續.....〔一九〕 八六	○農商務省訓令第十一號(收入官吏 交替ノトキ事務引継方).....〔一九〕 八六
○金庫保管金寄託替ヲ要スル場合取 扱方.....〔一九〕 四七	○農商務省訓令第八號(仕拂命令執 行仕拂命令ニ關スル件).....〔一九〕 二二	○寄託前保管金在監人所持金工錢移 送取扱方.....〔一九〕 二四
○市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅滯納 金上納ノトキ取扱方.....〔一九〕 五九	○政府力債務者トシテ差押ヘラレタ ル債務額仕拂停止仕拂執行供託ニ 關スル手續.....〔一九〕 三四	○文部省令第七號(中學校學科程度 ニ關スル件).....〔二一〕 二五
○小學校兒童便宜教授ノ件.....〔二〕 四七	○在監人所持金工錢移送ノ際金庫取 扱ノ件.....〔一九〕 四八	○文部省令第九號(小學校教員檢定 ニ關スル件).....〔二一〕 七四
○外務省留學生規程.....〔二〕 八四		
○取引所設立發起認可申請ニ關スル 件.....〔二〕 八四		

○四月	○文官別任官等級表	(一九)	○銀行業ノ合社登記ヲ受ケタルトキ届出方	(三二)	○法律第十二號(同上ノ件)	(二五)
	○布哇政府裁判權撤回ニ關スル件	(二二)	○銀行事業ヲ營ム會社届出ノ件	(四)	○北越線定線比較線路決定ノ件	(二五)
	○布哇國民ノ國籍證明書規則	(二二)	○留學長官證明書手帳	(九)	○近畿線定線比較線路決定ノ件	(二五)
	○外務省告示第一號(布哇國民ノ國籍證明ニ關スル件)	(二二)	○外交官及領事官試驗規則施行細則	(九)	○山陰山陽線比較線路決定ノ件	(二五)
	○在外各廳工事及物件ノ賣買貸借債借契約ニ依ルノ件	(一九)	○陸軍監獄看守海軍看守給助令	(九)	○軍用電信法	(二五)
	○國稅滯納處分ヲ爲シタルトキ報告書ハ事出漏洩ヲ要セス	(一九)	○貴族院議院議院守衛給助ノ件	(九)	○法律第九號	(二五)
	○國稅地方稅滯納處分報告表格式	(一九)	○東京灣口海陸地管轄ノ件	(九)	○土木監督官制	(八)
	○高等師範學校規程	(二二)	○軍事上緊要輸入シタル物件貸附賣渡ハ隨意契約ニ依ルノ件	(九)	○内務省直轄土木工事施行ニ關スル職員ノ件	(八)
○五月	○貴族院多額納稅者議員補選選舉ニ關スル件	(一七)	○北海道ニ於テ月長又ハ水産物營業入組納稅委員ニリ金庫(佛込)ノ國稅金取扱方	(九)	○陸軍各兵會長ニシテ監視區長在職中ノ者ノ身分ニ關スル件	(九)
	○内閣恩給局ニ願問醫士匿ク	(一八)	○國庫金出納上一時貸借ニ關スル件	(九)	○海軍豫備後備ノ軍籍ニアル文官召集中俸給支給方ノ件	(九)
	○文官試驗委員會官制	(一八)	○國事ニ關スル犯罪ノ爲諸縣ヲ沒收セラレタル者ニ關スル件	(九)	○豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル巡查看守ニ休職ヲ命スル件	(九)
	○農商務統計報告	(一九)	○法律第二十號施行手續	(九)	○陸軍各兵科特務官長及監視區長服制	(九)
	○陸軍工事購買及入札心得	(一九)	○陸軍省告示第十二號(同上ニ關スル件)	(九)	○外交官及領事官以下ニ支給スヘキ船車料	(九)
	○任拂計算書調製送付手續	(一九)	○海軍省令第五號(同上ノ件)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要輸入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○綿絲無稅輸出ノ件	(一九)	○司法省令第六號(同上ノ件)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○國稅滯納處分稅金爲替納付手續	(一九)	○犯罪ノ認定及收録ノ證明請求方	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○國稅滯納整理簿格式	(一九)	○司法省告示第二十七號(犯罪ノ認定及收録ノ證明請求方)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○商業賣買用ニ供スル紙幣ニ見紛ハシキ紙片禁止	(一九)	○高等學校令	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○農商務省告示第七號(農業ニ關スル分析依頼ニ應スル試驗本支助)	(一九)	○中學校規程	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○農商務省告示第十九號(同上ノ件)	(一九)	○實業教育費國庫補助法	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
	○失効郵便爲替證書ノ拂戻ニ關スル件	(一九)	○法律第十三號(豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設認可ノ件)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
○六月		(一九)	○法律第十四號(同上ノ件)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
		(一九)	○法律第十五號(同上ノ件)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)
		(一九)	○法律第十六號(中央豫定線比較線路決定ノ件)	(九)	○勅令第九十二號(軍事上緊要購入シタル物件ニ關スル件)	(九)

○校醫學部ノ學科目及講座	(二二)	○戰時若ハ事變ニ際シ陸海軍職員軍艦乘組人員官用船舶ノ船員等傷病疾病及死没ノトキ手當金給與ノ件	(一九)
○高等學校大學預科規程	(二二)	○軍事公債假借證書賣買規則及抵當取扱順序	(一九)
○徒弟學校規程	(二二)	○中學校入學規程	(一九)
○內閣電報ニ著信局ヲ指定スルノ規定	(二二)	○小學校ニ於ケル體育及衛生ニ關スル注意方	(一九)
○八月		○工業教員タルニ適當スヘキ者ノ認定	(一九)
○河川道路港灣臨時調查職員ノ件	(一八)	○十月	
○土木會規則	(一八)	○金庫勸募年金令	(二二)
○鐵道會規則	(一八)	○各教派部内事務狀況報告書式	(二二)
○陸軍師休兵ニシテ文官タル者召集中俸給支給ノ件	(一九)	○神學教會分團獨立許可ノ件	(二二)
○公立學校職員休職ノ件	(一九)	○神道派分團獨立許可ノ件	(二二)
○豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル陸軍監獄看守 海軍監獄看守ニ休職ヲ命スル件	(一九)	○軍費支辨ノ爲メ公債募集ニ關スル件	(二二)
○豫備後備ノ軍籍ニ在リテ召集セラレタル陸軍師休兵ニシテ文官タル者召集中俸給支給ノ件	(一九)	○十一月	
○公立學校職員休職ノ件	(一九)	○戰時若ハ事變ニ際シ待命外交官及待命領事官ニ關スル件	(一九)
○陸軍監獄看守給助例施行細則	(一九)	○戰時特設ノ職務ニ從事スル待命外交官同領事官ヲ定員外トス	(一九)
○陸軍各兵科士官候補生服制	(一九)	○陸軍軍人軍屬歸郷療養者給與規則	(一九)
○日英通商航海條約	(一九)	○金庫勸募年金條例	(一九)
○保管物取扱規程ニ依ルヘキ諸件	(一九)	○學習院修科卒業生ニ學士ノ名稱認可ノ件	(一九)
○軍事公債假借規程	(一九)	○軍事公債假借證書利子支拂方	(一九)
○軍事公債假借順序	(一九)	○戰時若ハ事變ニ際シ陸軍現役轉重輪卒ノ入替在替及補充ノ件	(一九)
○農事講習所設置心得方	(一九)		
○農事及水産巡迴教師設置心得方	(一九)		
○府縣農事試驗場規程	(一九)		
○陸軍豫備後備武官進級令	(一九)		
	(一九)		

○選信省鐵道郵便郵便電信審計部 及郵便貯蓄貯蓄金審計部規則	九	七三
○橫濱築港工事用「セメント」供給加 入者ノ資格	一九	一六
○法律第二十一號(裁判所位置及管 轄區域變更)	二二	一一
○貯蓄銀行條例施行細則	四	八五
○陸海軍刑法ノ適用ニ關スル件	六	三五
○要審司令部條例	八	七一
○東京學士會院規程補則	八	二〇
○日米通商航海條約	一一	二八
○東京府埼玉縣千葉縣茨城縣境界 更法	一一	二八
○質屋取締法	一三	二〇
○古物商取締法	一五	一〇
○狩獵法施行細則	一五	二八
○狩獵法取締手續	一五	二九
○一般會計ニ關スル海軍省所管軍事 費一時繰替支辨ノ件	一九	一九
○法律第八號(軍事支辨ノ爲メ公債 募集ニ關スル件)	一九	一九
○補充兵役國民兵役ニ在ル者及國民 軍編入志願者ニ關スル件	二〇	四五
○賑濟廳賑濟法	二二	二八
○電信社敷地手當金請求書式	二五	一八九
○四月		
○司法省令第五號(地方裁判所支部 管轄表ノ變更)	二二	一三
○司法省令第六號(區裁判所ニ支部 開設ノ件)	二二	一三
○司法省令第七號(同上)	二二	一三
○農商務省令第五號(商業會議所會 員選舉被選舉權ニ係ル件)	四	九二
○中央衛生會官制	八	二八
○陸軍省令第二號(臨時檢閲部ヲ置ク 陸軍軍人軍艦若クハ水雷艦ニ乘組 ムトキ航海加律給與ノ件)	九	二九
○海軍省令第一號(航海加律給與ノ件)	九	二九
○陸軍省令第二號(臨時檢閲部ヲ置ク 陸軍軍人軍艦若クハ水雷艦ニ乘組 ムトキ航海加律給與ノ件)	九	二九
○官林內有害鳥獸驅除ノ件	一一	六五
○通貨及證券模造取締法	一五	三二
○市町村ニ設置スヘキ精神病院設備 標準	一五	三二
○船隻信號器及救命具取締規則	一七	七
○船隻信號器及救命具試驗檢定及監 査手續	一七	七
○伊豆七島地役人及名主待遇ノ件	一九	五六
○勅令第六十五號(戰時軍醫ノ際陸 海軍軍醫等徴發、疾病、死傷手當金 給與ノ件)	一九	七七
○占領地手當金支辨手續及別約	二一	六六
○日清兩國鐵道條約及別約	二一	六六
○軍法會議ノ處斷ヲ受ケ地方監獄ニ 拘禁セラルヘキ者所屬ノ件	二六	一五
○神道佛道各教、宗派教師檢定條規 標準	二八	四二
○出納官吏保管現金金庫ノ寄託セシ ムトキ登記方	一九	八三
○臨時陸軍軍法會議其管轄地內ニ 於ケル陸軍刑法ノ適用ニ關スル件	六	三五
○通譯官及通譯生ニ外交官領事官赴 任及職規適用方	八	二二
○通譯官及通譯生俸給旅費支給方	九	五
○外交官及領事官ノ試驗用外國語指 定ノ件	九	六一
○通譯官及通譯生任用ノ件	九	七一
○通譯生ニ領事官特別任用令適用方	九	七九
○陸海軍準備後備將校及同相當官名 譽進級ノ件	九	一七
○傳染病預防救治ニ從事スル官吏准 官吏及備員手當給與方	九	二五
○眞實宗分離獨立許可ノ件	一八	四六
○地目課訂正ニ由リ租額ニ減額セ 生シタルトキノ件	一九	一七六
○生絲檢査所法	二二	一五
○七月		
○農商務省令第七號(商業會議所會 員選舉被選舉權ニ係ル件)	四	九二
○果樹園地留置ノ官制	八	二六
○生絲檢査所官制	八	一三
○戰時軍醫ニ際シ功勞アル者ニ一時 賜金ノ件	九	一五四
○質屋取締法細則	一五	一一
○古物商取締法細則	一五	一一
○古社寺保存金出願規則	一八	一一
○札幌農學校ノ資金ニ關スル北海道 ノ土地ヲ貸付スルトキ同意契約ニ 依ルノ件	一九	一三

○補充兵上等兵ノ待遇	二〇	六九
○八月		
○商業會議所條例施行規則	四	九一
○農商務省令第十號(商業會議所會 員選舉被選舉權ニ係ル件)	四	九二
○補充兵上等兵ノ制服	九	三九
○陸軍部內ニ於テ佩用スル記事ノ種 類及圖式	九	四〇
○日伊通商航海條約	一一	三七
○日西兩國境確定ニ關スル宣言	一一	一四
○勳章勳章類似標章佩用禁止	一一	九
○勳章勳章類似標章佩用禁止方心得	一一	一〇
○陸地測量條例施行細則	一四	一三
○府社縣社以下神社神職登用規則	一八	三六
○九月		
○各大臣及臺灣總督秘書官特別任用 ノ件	九	七七
○理事分限令	九	二二
○陸軍屯田兵徵集ノ件	九	四〇
○日露通商航海條約及別約	一一	四一
○官制官制試驗規則	一一	三四
○社司社掌試驗規則	一一	三五
○北海道ニ徵兵令施行ノ件	二〇	三三
○十月		
○銜條例	八	七二
○航路標識管理所ニ兼任ノ技師書記 及技手ヲ置ク	八	一一
○陸軍ニ於テ通譯ニ從事スル者ノ待 遇ニ關スル件	九	三〇
○陸軍准士官下士官採用規則	九	八五
○地方測候所職員ノ名稱待遇任免及 等級配當ノ件	九	四三
○明治二十七年戰役ニ關シ功勞者 ニ賜與セラルヘキ一時賜金取扱方 法	九	一五四
○明治二十七年戰役ニ關シ賜金一 時賜金軍公債證書ヲ以テ交付ノ 件	九	一五四
○戰死者等ノ遺族及負傷者ニ對スル 特別賜金支給方法	九	一五五
○明治二十七年戰役ニ從事シ公 務ノ爲メ死傷シ又ハ傷病ヲ受ケ疾 病ニ罹リタル者ニ對シテ特別賜金 取扱方法	九	一八〇
○軍人軍屬公務ニ起因傷病疾病治療 ノ後再度治療ノ件	九	一八三
○軍人軍屬公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ又 ハ疾病ニ罹リ治療ノ後再發シタル 者治療出願者ニ關スル件	九	一八三
○明治二十七八年從軍記章條例	一一	八
○陸軍六週間現役兵條例	二〇	三八
○沖繩縣ニ徵兵令中六週間現役兵ノ 件施行	二〇	三九
○學事年報取調條項及附表格式	二二	八六
○漁業取締及組合規則其他ノ命令經 例ノ件	二二	二八
○鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱 細則	二五	一八五
○十一月		
○司法省令第九號(區裁判所ニ支部 開設ノ件)	二二	一三
○巡查看守宿料給與方ノ件	九	二五
○臺灣島及澎湖島駐在軍軍人軍屬 給與規則	九	二二
○日英追加條約	一一	二四
○英國殖民地ニ日英通商航海條約適 用ノ件	一一	二七
○外務省告示第二號(同上ノ件)	一一	二七
○勳章年金受賜者居所出方	一一	一〇
○屯田兵給與地取扱規則	一一	一〇
○臨時臺灣燈塔建設部鐵道燈塔供給 競争加入者ノ資格	一九	一八
○北海道徵兵令施行地ニ居住スル官 費一年志願兵服役地及其願書送 出方	二〇	四四
○陸軍補充兵召集規則	二〇	一五
○陸軍監督補ヲ監督講習生トナスノ 件	九	八二
○軍人恩給法第二十一條第五項ニ依 ル從軍年加算ノ件	九	一四九
○奉天半島遺留ニ關スル條約	一一	六九
○徒弟學校設置ニ關スル件	一一	六二
○標準時改稱	一一	九二
○賑濟廳賑濟免許規則	一一	二八
○賑濟廳賑濟免許取扱手續	一一	二九
○賑濟廳賑濟免許規則第二條但 書ノ出願免許委任ノ件	二二	二九
○十二月		
○大藏省令第十七號(民事訴訟ニ付 國ヲ代表スル規定)	四	五九
○要港部條例	八	八二
○水雷部條例	八	八五
○生絲檢査所臨時商議員規程	八	一三

○對島國竹敷ヲ要港ト定ムル	(二〇)	一三四	○商船學校官制	(八)	二四	○新潟縣下郡界變更郡廢置ノ件	(三)	三三
○二月	(八)	一一三	○臺灣總督府評議會章程	(八)	三三	○山口縣下郡廢置ノ件	(三)	三三
○生絲検査所處務規定	(九)	一一八	○臺灣總督府稅關官制	(八)	三三	○和歌山縣下郡廢置ノ件	(三)	三三
○海軍高等武官進級條例	(九)	一一八	○臺灣總督府檢査所官制	(八)	三三	○福岡縣下郡廢置ノ件	(三)	三三
○理事ノ恩給及遺族扶助ニ關スル件	(九)	一一〇	○臺灣總督府測候所官制	(八)	三三	○佐賀縣下郡廢置ノ件	(三)	三三
○明治二十八年從軍紀章奏請授與	(九)	一一〇	○市町村立小學教員年功加俸國庫補助法	(九)	四三	○宮崎縣下郡廢置ノ件	(三)	三三
○規程	(二)	八	○臺灣總督府職員加俸支給規則	(九)	五一	○東京府下郡廢置ノ件	(三)	三三
○官股鐵道用品資金増加ノ件	(一九)	三五	○臺灣總督府屬員及雇員使用技師技手俸給支給方	(九)	五二	○大阪府下郡廢置ノ件	(三)	三三
○官股鐵道用品ヲ官股鐵道用品資金ヨリ買入ルトキ前金拂算渡方	(一九)	三五	○沖繩縣古島及八重山島司ノ俸給額	(九)	五五	○兵庫縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○大藏省令第一號(北海道水産稅算出價格ノ件)	(一九)	三二六	○海軍少將少將補少將少將候補生小將補少將候補生採用試驗規則	(九)	六七	○埼玉縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○國債證券買入銷却法	(一九)	三二六	○沼津長沼榎手任用試驗規則	(九)	六八	○群馬縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○入營ヲ命セザル陸軍輜重輸車服役免除ノ件	(二〇)	三三	○濱岡及朝鮮國在勤警部特別任用令	(九)	七九	○千葉縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○戰死者ノ遺族ニ係ル市町村立小學校授與料免除方	(二一)	五一	○望樓長望樓手任用令	(九)	八六	○茨城縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○三月	(二)	五	○參謀職制中參謀ノ職ニ補スル年限ニ關スル件	(九)	一七	○栃木縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○臺灣ニ施行スルニキ法令ニ關スル件	(二)	五五	○官吏恩給法及官吏遺族扶助法補助則	(九)	三九	○奈良縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○法律第六十一號(裁判所位置及管轄區域ノ變更)	(二)	一一	○官吏恩給法及官吏遺族扶助法補助則施行規則	(九)	四〇	○三重縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○營業滿期國立銀行處分法	(四)	八三	○公立學校職員退職料ニ關スル件	(九)	六四	○滋賀縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○國立銀行營業滿期特別處分法	(四)	八四	○臺灣島及澎湖島駐留陸軍部隊給與規則	(九)	一八	○福島縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○米・有價證券取引市場設立ニ關スル件	(四)	八八	○地方稅經濟ニ於テ起債及地租制限外賦課ノ件	(一三)	一七	○鹿取縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○血清製法官制	(八)	二九	○岡山縣兵庫縣縣界變更並福岡縣大分縣縣界變更ノ件	(一三)	一九	○鹿島縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○痘苗製造所官制	(八)	三〇	○沖繩縣下郡廢置郡界變更ノ件	(一三)	三二	○鹿島縣下郡廢置郡界變更ノ件	(三)	三三
○臨時陸軍建築部官制	(八)	四六	○沖繩縣下郡廢置郡界變更ノ件	(一三)	三三	○物產購買規則	(一九)	二二
○聯隊司令部條例	(八)	七〇	○沖繩縣下郡廢置郡界變更ノ件	(一三)	三三			
○海兵團條例	(八)	八三						
○海軍艦船條例	(八)	八五						

○鎮守府造船材料資金増加ニ關スル件	(一九)	三九	○農工銀行法	(四)	六七	○農商務省第十一號(生絲検査所會計事務ニ關スル件)	(一九)	九二
○生絲検査所會計事務取扱規程	(一九)	五〇	○農工銀行補助法	(四)	七〇	○支拂命令委任ノ件	(一九)	一八
○海軍將校生徒及機關生徒手當金前金渡ノ件	(一九)	九〇	○營業滿期國立銀行處分法施行細則	(四)	八四	○陸軍武官外國駐在手当馬飼料前金渡ノ件	(一九)	一九
○營業稅法	(一九)	二〇	○侍從武官官制	(八)	一五	○馬匹ノ調査及檢査ニ關スル件	(一九)	一九
○登錄稅法	(一九)	八八	○醫術開業試驗委員會官制	(八)	三〇	○徵兵事務條例施行細則	(二〇)	一三
○登錄稅法施行手續	(一九)	九三	○陸軍軍醫官制	(八)	三〇	○陸軍武官港規則	(二〇)	一三
○酒造稅法	(一九)	九八	○陸軍砲工科學校條例	(八)	五四	○陸軍武官港規則	(二〇)	一三
○乘機專賣法	(一九)	一〇九	○種馬牧場及種馬所官制	(八)	一一	○陸軍武官港規則	(二〇)	一三
○國立銀行紙幣ノ通用及引換期限	(一九)	二七九	○臺灣陸軍混成旅團司令部條例	(八)	三五	○陸軍武官港規則	(二〇)	一三
○事業公債條例	(一九)	二九一	○陸軍監獄長同書記看守長ノ任用ニ關スル件	(九)	六八	○陸軍武官港規則	(二〇)	一三
○徵兵事務條例	(二〇)	二一	○海軍軍醫任用令	(九)	八二	○私設鐵道會社ニ數股許可ノ件	(二五)	三
○海軍港境域	(二〇)	二二	○臺灣總督府所屬屬員ニ官吏恩給法及官吏扶助法適用方	(九)	八六	○法律第七十三號(同上ノ件)	(二五)	三
○海軍定期職工條例	(二〇)	三三	○宮内省官吏恩給法及遺族扶助法補助則ニ官吏恩給法及遺族扶助法補助則適用方	(九)	一四一	○法律第七十四號(同上ノ件)	(二五)	三
○海軍定期職工採用就業及滿期賜金給與規程	(二〇)	五八	○臺灣總督府所屬屬員ニテ巡查ニ該當スル職務ニ從事シタル者ニ巡查守給助例等適用ノ件	(九)	一七二	○法律第七十五號(同上ノ件)	(二五)	三
○中央氣象臺氣象通報規程	(二一)	八九	○百社寺保存會會長委員及臨時委員旅費支給方	(九)	二〇一	○法律第七十六號(同上ノ件)	(二五)	三
○中央氣象臺氣象器械檢定規程	(二一)	九〇	○商船學校長及學生監任用ニ關スル件	(九)	九四	○法律第七十七號(同上ノ件)	(二五)	三
○害蟲驅除法	(二一)	一一	○岐阜縣下郡廢置及郡界變更ノ件	(九)	三七	○陸軍武官港規則	(二五)	三
○害蟲驅除法取扱手續	(二一)	一一	○愛媛縣下郡廢置ノ件	(九)	三七	○陸軍武官港規則	(二五)	三
○害蟲驅除ニ付注意ノ件	(二一)	一一	○河川法	(九)	三八	○陸軍武官港規則	(二五)	三
○航海獎勵法	(二五)	一〇六	○移民保護法	(九)	三三	○陸軍武官港規則	(二五)	三
○造船獎勵法	(二五)	一一	○濟國及朝鮮國在留帝國臣民取締法	(九)	三七	○陸軍武官港規則	(二五)	三
○四月	(二)	五						
○法律第八十八號(裁判所管轄ニ關スル件)	(二)	一一						
○民法第一編第二編第三編	(三)	一一						
○銀行合併法	(四)	五九						
○銀行合併法執行細則	(四)	六〇						
○日本銀行法	(四)	六四						



○ 師團司令部條例	(八) 六六	○ 奉天在勤出納官吏身元保證ニ關スル件	(一九) 五七	○ 鐵道會社ニ賣渡貨渡スルトキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件	(一九) 一四
○ 文部省ニ學校衛生顧問及學校衛生顧問會議事ヲ置ク	(八) 九五	○ 鹽業講習所鹽種配付規則	(一九) 六七	○ 文部省訓令第五號(仕拂命令集合仕拂命令發布等ニ關スル件)	(一九) 二三
○ 臨時博覽會事務局官制	(八) 一六	○ 鹽業講習所巡迴講話及生徒募集心得	(二二) 一五	○ 屯田兵後備役兵村及下士兵卒監視規則	(二〇) 七〇
○ 會計検査院奉天支廳設置ノ件	(八) 二九	○ 北海道鐵道敷設法	(二五) 五	○ 陸軍服役條例	(二〇) 七八
○ 會計検査院奉天支廳事務章程	(八) 二九	○ 電氣事業取締規則等ニ據リ使用スル標旗標燈制式	(二五) 二四	○ 陸軍服役條例ニ依リ現役免除出願ノ件	(二〇) 八八
○ 親補ノ職ニ在ル者及會計検査院長ノ待遇	(九) 四六	○ 造船獎勵法施行細則	(二五) 一三	○ 高等學校大學豫科生徒入學區域	(二一) 八
○ 會計検査院高等官年俸ニ關スル件	(九) 四六	○ 內務省令第四號(寄留ニ關スル規定)	(三) 四九	○ 學校職員恩給審査規程	(八一) 〇三
○ 臺灣總督府列任官他官廳ニ轉任又ハ再任スルトキノ俸給	(九) 五一	○ 師團監督部條例	(三) 四九	○ 地方衛生會規則	(八一) 五五
○ 臺灣總督府列任官他官廳ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件	(九) 五一	○ 士官候補生見習醫官見習藥劑官見習獸醫官獸醫學校生徒陸軍一年志願兵野戰砲兵輸卒及要塞砲兵助卒ノ制服	(八) 四七	○ 支給ニ關スル件	(九) 四三
○ 通譯官ヲ外交官又ハ領事官ニ任用スルノ件	(九) 七九	○ 大小林區署及嶺山監督列任官俸給ノ件	(九) 四四	○ 農商工高等會議議長副議長及臨時職員旅費支給方	(九) 二〇一
○ 會計検査官退官ノ件	(九) 二二	○ 沖繩縣區制第九十七條直接稅間接稅ノ類別	(九) 四四	○ 臺灣總督府所屬稅關監督補巡查及看守(銃器ヲ携帶セシムルノ件)	(九) 二三七
○ 臺灣總督府職員薪俸食料補助ノ件	(九) 二二	○ 河川法施行規程	(三三) 三〇	○ 大坂市ノ區ノ區域變更ニ關スル件	(九) 二三七
○ 臺灣總督府職員薪俸食料補助ノ件	(九) 二二	○ 河川ニ關スル行政監督ノ件	(四) 三八	○ 東京市區改正委員會組織權限	(三三) 八四
○ 日丁並商航海條約	(一) 四八	○ 河川法施行ノ場所指定	(四) 三九	○ 痘苗賣下規則	(三七) 九六
○ 移民保護法施行細則	(一) 四八	○ 河川法施行ノ場所指定	(四) 三九	○ 工事用機械器具鐵軌車輛船舶建物及其附屬物其他材料素品ニ關スル隨意契約ノ件	(一九) 一一
○ 會計法ヲ臺灣ニ施行スルノ件	(一) 三三	○ 河川法第八條ニ依リ澁川、筑後川改良工事施行ノ件	(四) 四五	○ 佛國博覽會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事請負ヲ隨意契約ニ依リ處分スルノ件	(一九) 一四
○ 臨時北海道鐵道敷設部ニ於テ隨意契約ニ依リ鐵道用物件ヲ賣買貸借スルノ件	(一) 二	○ 移民保護法ニ依リ保證人ヲ定ムル地方指定	(二五) 三六	○ 營業稅法施行規則	(一九) 一七
○ 馬匹購入、貸渡ハ隨意契約ニ依ルノ件	(一) 二	○ 實布埭利亞血漬賣下規則	(二七) 九九	○ 陸軍兵籍ニ編入スル學生生徒トナリ又ハ之ヲ免セラレタル者屆出方	(二〇) 四六
○ 鐵道工事ニ要スル職工人夫雇附ノ購買、隨意契約ニ依ルノ件	(一) 一四	○ 血漬、痘苗代價納付方	(二七) 九九		
○ 北海道及北海道集治監物品出納規則	(一) 一四	○ 官設鐵道ニ關スル土地家屋ヲ私設	(二七) 九九		

○ 陸軍豫備後備役下士兵卒及附休兵簡閱點呼ニ關スル件	(二〇) 一七	○ 工事又ハ物件ノ買入借入ヲ爲スノ件	(一九) 一一	○ 海軍被服條例	(一九) 五三
○ 皇族附陸軍武官官制	(八) 一五	○ 大藏省令第十一號(北海道水產稅算出價格ノ件)	(一九) 二六	○ 稅務管理局出納官吏身元保證金等取扱方	(一九) 七五
○ 都督部條例	(八) 六八	○ 臺灣總督府國語學校、同附屬學校、師範學校、國語講習所生徒ニ學費、金旅費日當支給ノ件	(二二) 五三	○ 營業滿期國立銀行發行紙幣交換方ノ件	(一九) 七九
○ 嶺山監督官制	(八) 一〇	○ 臺灣官有森林原野產物特別處分令	(二二) 四四	○ 將校演習旅行條例	(二〇) 二七
○ 大小林區署及嶺山監督列任官俸給ノ件	(九) 四四	○ 航海獎勵法施行細則	(二二) 〇七	○ 文部省令第十號(小學校教員免許狀ノ效力ニ關スル件)	(二二) 七二
○ 鐵道任用令	(九) 八二	○ 造船規程	(二二) 一四	○ 拓殖務省訓令第十二號(漁業取締及組合規則ニ關スル件)	(二二) 二八
○ 警察醫ノ旅費額ニ關スル件	(九) 八二	○ 造船規程ニ依リ證明書ヲ以テ試驗代用出願期限	(二二) 一四	○ 選信省令第二十一號(代金引換小包郵便規則ヲ臺灣ニ施行ノ件)	(二二) 六五
○ 北海道廳直轄事業ニ使用スル職工人夫ノ雇附隨意契約ニ依ルノ件	(九) 一一	○ 代金引換小包郵便規則	(二二) 一五	○ 鹿兒島沖繩縣間固定軍用電信ヲ公衆通信用ニ供ス	(二二) 九〇
○ 酒造稅法施行規則	(九) 二〇	○ 稅務管理局官制	(二二) 一五	○ 十一月	
○ 混成酒稅法施行規則	(九) 二〇	○ 稅務管理局稅務署及其管轄區域ニ關スル件	(二二) 三五	○ 神宮司廳官制	(八) 二七
○ 陸軍軍隊檢閱條例	(二〇) 一三	○ 稅務局特別任用令	(二二) 三六	○ 集治監假留監視廳府縣看守定員	(八) 五一
○ 竹敷要港規程	(二〇) 一三	○ 典獄分監長看守長及看守ノ制服制ニ提燈徵章ノ件	(二二) 八〇	○ 衛生試驗所技手ヲ衛生試驗所書記ニ任用ノ件	(九) 五六
○ 學齡未滿兒童就學禁止ノ件	(二〇) 一五	○ 海軍制服	(二二) 三四	○ 軍人恩給法ニ依リ從軍加算ノ件	(九) 八〇
○ 鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱手数料交付規程	(二〇) 一六	○ 日清通商航海條約	(二二) 四〇	○ 巡查服裝規則	(九) 四九
○ 九月		○ 華族戶籍ニ關シ出願省界ノ件	(二二) 五三	○ 典獄看守長看守服裝規則	(九) 三三
○ 陸軍ニ通譯生ヲ置ク	(八) 四二	○ 河川整頓ニ關スル件	(二二) 四一	○ 日清通商航海條約及領事職務條約	(九) 七〇
○ 臺灣總督府稅關管轄區域ノ件	(八) 三九	○ 兵營及藥糧採取場所ノ建物材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ニ依ルノ件	(二二) 一三	○ 痘苗製造所隨意契約ニ依リ噴牛乳購入ノ件	(九) 一一
○ 北海道衛生會規則	(八) 一五〇	○ 遞信省ニテ鐵道電信事業ニ要スルノ材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ニ依ルノ件	(一九) 一四	○ 臺灣總督府現金前渡及出納官吏任免並報告等ノ件	(一九) 六二
○ 理事試驗補出願對實務修習及修習試驗規則	(九) 六三	○ 臺灣總督府新築工事、修繕工事ノ競争加入者ニ要スル條件	(一九) 一六	○ 臺灣總督府會計規則ニ關スル取扱方	(一九) 七〇
○ 千住製絨所長特別任用令	(九) 八一				
○ 海軍准士官下士任用進級條例	(九) 八六				
○ 臺灣總督府國語學校同附屬學校師範學校及國語講習所ノ生徒ニ學費、金及旅費日當ヲ支給スルノ件	(九) 二二九				
○ 臺灣總督府ニ於テ隨意契約ヲ以テ					

○陸軍召集條例 (一〇) 九四  
○將校演習旅行條例細則 (二〇) 二九  
○種須軍港境域 (二〇) 三三  
○地方長官採定ノ小學校教員用圖書  
定價變更採定效力ノ件 (二一) 七六  
十二月  
○臺灣總督府稅關官吏補俸給 (九) 五一  
○陸軍補充條例 (九) 一〇〇  
○日通商航海條約 (一) 八五  
○那市區町村ノ分合改稱等届出ノ件 (三) 八六  
○河川養蠶ニ關スル細則 (四) 四一  
○獸疫豫防ニ關スル費用負擔區分 (七) 二四  
○製鐵所ニ於テ隨意契約ニ依リ物件  
ヲ購入スルノ件 (九) 一四  
○選信省所管官設鐵道用外國品供給  
ノ競争者資格 (九) 二四  
○選信省ニ於テ新造スル千噸以上ノ  
船舶製造請負競争加入者ノ資格 (九) 二五  
○營業稅法ニ關スル業名、課稅標準  
届模式 (九) 一九三  
○混成酒稅法 (九) 二〇五  
○陸軍管區表 (二〇) 一五  
○國民軍編入志願者ノ願出ニ關スル  
規程 (二〇) 四一  
○陸軍召集條例施行細則 (二〇) 五四  
○陸軍召集條例事務取扱方 (二〇) 一〇  
○師範學校 中學校、高等女學校教員  
免許規則 (二一) 六六  
○天災事變ノ爲メ鐵道線路ニ故障ヲ  
生シタル場合旅客貨物賃金取扱  
方 (二五) 二七

○船艦札規則 (二五) 六四  
○船艦札規則施行手帳 (二五) 六五  
○船艦札規則ニ準據スヘキ船舶報告  
方 (二五) 六五

明治三十年

一月  
○市町村立小學校教員俸給令 (九) 四二  
○臺灣總督府及北海道廳巡查服制ノ  
件 (九) 三三  
○拓殖務省令第二號 (九) 三三  
○海軍禮砲條例 (九) 三七  
○日通商航海條約 (九) 二四  
○獸疫豫防法施行細則 (七) 一九  
○北海道ニ於ケル縣社以下神職登用  
方 (二) 一八  
○法令ノ結果不用ニ歸シタル艦札用  
品處分方 (九) 六二  
○臺灣在勤ノ收入官吏出納官吏金庫  
ニ現金拂込監守監送付ノ件 (二) 八二  
○海軍旗幟條例 (二〇) 二五  
○補習科ノ教授ニ關スル件 (二) 四六  
○小學校補習科ノ學級編制等ニ關ス  
ル規定 (二) 五〇  
○學校清潔法 (二) 八二  
○農商務省告示第六號(登錄検査法  
ニ依リ鹽種製造承認ノ件) (二) 一五  
○種馬牧場及種馬所馬匹預託規則 (二) 九  
二月  
○臺灣陸軍糧餉部條例 (八) 三三  
○橫濱港維持ニ關スル職員ノ件 (八) 二六  
○勅令第十六號(典獄分監長看守長  
及看守服制等ノ規則ヲ臺灣總督府  
ニ施行ノ件) (九) 三四  
○集治監典獄總府典獄集治監分長  
監特別任用令 (九) 九六  
○臺灣總督府稅關長稅關監定吏稅關  
吏稅關屬稅關監吏及稅關監吏補服制 (九) 三三  
○日修好通商航海條約 (二) 九五  
○工事ノ爲メ買收、收用ノ土地貸付  
ノ件 (四) 二九  
○在監人行狀調査及賞與規程 (六) 九  
○拓殖務省令第三號 (六) 一〇  
○國庫支辨ノ因徒滿期後留置費用交  
付、衣食費納付方 (六) 一四  
○獸疫豫防心得 (七) 一六  
○北海道森林主副產物賣渡及丁事材  
料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意  
契約ニ依ルノ件 (九) 一  
○東京大阪砲兵工廠振置運轉資本増  
加ニ關スル件 (九) 四〇  
○千住製鐵所振置運轉資本增加ニ關  
スル件 (九) 四〇  
○臺灣總督府特別會計法 (九) 四〇  
○營業ニ關スル帳簿物件検査章 (九) 四三  
○臺灣ニ於ケル貨幣及銀行事務主管  
ノ件 (九) 二七  
○鐵道公債及事業公債利子支拂期改  
正ノ件 (九) 二九  
○馬匹調査及検査施行規則 (二〇) 一三  
○市町村立小學校教員俸給補助ノ  
件 (二) 四一  
○博覽會共進會品評會其他類似ノ會  
出品區域一郡市以上ニ涉ルモノ、閉

會後報告ノ件 (二) 一  
○度量衡檢定費豫算ニ關シ繰越計算  
案調製提出ノ件 (二) 五八  
三月  
○臺灣銀行法 (四) 七〇  
○陸軍中央糧秣廠條例 (八) 四五  
○海軍省官制 (八) 七三  
○水路部條例 (八) 七五  
○水産講習所官制 (八) 一四  
○會計検査院臨時増置ノ件 (八) 二九  
○水産講習所監督主任ニ關スル件 (九) 九二  
○道苗製造所委託員履員旅費日當ノ  
件 (九) 一八八  
○海軍監獄看守及海軍警備服料給  
與令 (九) 二四  
○陸軍監督總監陸軍軍醫總監服制  
與令 (九) 三三  
○外務省告示第一號(英國殖民地ニ  
日英通商航海條約適用ノ件) (一) 二七  
○日米工業所有權保護ニ關スル約定 (一) 三二  
○株式會社十五銀行株券世襲財產、  
ナスノ件 (二) 一五  
○國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業  
ニ關スル件 (二) 一七  
○町村ノ廢置分合ニ關スル件 (三) 八七  
○沖繩縣間切島吏員規程 (三) 三二  
○沖繩縣間切島吏員規程實施ニ際シ  
事務取扱方 (三) 三三  
○廢職間切島吏員ニ支給スヘキ一時  
給與金ノ件 (三) 三三  
○北海道國有未開地處分法 (四) 二六  
○土地區劃改良ニ係リ地價ノ件 (四) 二六  
○砂防法 (四) 四一

○狩獵免許稅徵收ノ件 (二五) 三一  
○傳染病豫防法 (二七) 一  
○阿片法 (二七) 九七  
○阿片賣下代價納付ノ件 (二七) 九八  
○阿片ノ莫見比涅含量及其賠償金  
額、阿片賣下價格 (二七) 九八  
○官國幣社保左假保管及委託ノ件 (二八) 七  
○航路標識管理所ニ於テ購入スル航  
路標識用石油供給ノ競争加入資格 (二九) 二五  
○臺灣總督府特別會計規則 (二九) 四一  
○臺灣總督府特別會計規則ニ據リ同  
會計ニ要スル諸報告書支拂命令領  
收及計算書等ノ格式 (二九) 四一  
○臺灣總督府特別會計金庫出納事務  
規程 (二九) 四一  
○臺灣總督府特別會計ニ關スル返納  
及納入告知書記載方 (二九) 四二  
○貨幣整理資金特別會計法 (二九) 四二  
○國稅徵收法 (二九) 九二  
○大藏省訓令第十二號(恩給諸務任  
拂方ノ件) (二九) 二六  
○臺灣經費取扱順序 (二九) 三〇  
○在外公館ニ於テ會計規則ニ定メタ  
ル手續書ノ件 (二九) 一六九  
○藥劑師專賣法施行細則 (二九) 一一  
○保稅倉庫法 (二九) 二四九  
○法律第五號(大隅國大島郡陸摩國  
川邊各島地租徵收期限) (二九) 一八一  
○貨幣法 (二九) 七二  
○戰時ハ事變ニ際シ召集スル在郷  
ノ陸軍軍人及兵役義務者及其引率

者ニ支給スヘキ旅費召集費ノ件 (二〇) 二七  
○學生生徒身檢査規程 (二) 八二  
○種牡馬檢査法 (二) 七  
○鹽種檢査法 (二) 二  
○遠洋漁業獎勵法 (二) 二  
○法律第十一號(豫定鐵道線路中私  
設會社ニ對設許可ノ件) (二) 五  
○法律第三十二號(同上ノ件) (二) 五  
○法律第三十三號(同上ノ件) (二) 五  
○北海道鐵道豫定線路中私設鐵道會  
社ニ對設許可ノ件 (二) 五  
四月  
○陸軍刑法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (六) 三六  
○帝國圖書館官制 (八) 九九  
○水産講習所商議委員規程 (八) 一五  
○海員審判所職員定員任用令 (八) 二三  
○北海道廳森林監守規程 (八) 一五  
○北海道廳ニ事業手ヲ置ク (八) 一五  
○海軍編修年俸 (九) 三六  
○海軍教授年俸 (九) 三七  
○造船官主事特別任用ニ關スル件 (九) 八〇  
○主理任用ニ關スル件 (九) 八六  
○文部省直轄諸學校長會監特別任用  
ノ件 (九) 八八  
○帝國圖書館長司書任用ノ件 (九) 八八  
○陸軍憲兵科豫備役士官補充ノ件 (九) 一三  
○臺灣在勤陸軍武官ノ寬假停年加算  
ニ關スル件 (九) 一八  
○臺灣總督府文官任用以上ノ者臺灣  
旅行規則 (九) 二〇  
○蘇州日本居留地取扱規則 (二) 一五六  
○北海道國有未開地貸付地面稅制限

○北海道移民規則	(一四)	○種仕馬検査法ヲ施行セサル島嶼	(二二)	○日瑞通商航海條約及別約	(一)
○北海道移民心算	(一四)	○肥料取締法	(二二)	○北海道一級町村制	(三)
○利根川改修工事用渡渡船隻船小艇	(一四)	○重要輸出品同業組合法	(二二)	○北海道二級町村制	(三)
○汽船供給ノ競争加入資格	(一九)	○度量衡器ノ制限、其製作、修覆及販賣ノ免許並檢定ニ關スル件	(二二)	○北海道國有未開地處分法施行ニ關スル規程	(三)
○淀川改修工事土砂運搬用鐵軌及機關車其他附屬品供給競争者資格規定	(一九)	○私設鐵道起業目録見書ニ添付スルキ畧圖ニ關スル細則	(二五)	○北海道移民規則第四條ニ關スル件	(四)
○航路標識管理所ニ於テ購入スル鐵道燈塔供給ノ競争加入資格	(一九)	○航路標識看守業務傳習生規程	(二五)	○傳染病豫防法施行規則	(四)
○貨幣整理資金特別會計規則	(一九)	○海軍軍人軍屬遺體處分通知方	(七)	○傳染病豫防委員及検査員設置規程	(四)
○特別會計ノ豫算中第一豫備金支出ノ件	(一九)	○砲兵工廠條例	(八)	○拓殖務省令第四號(同上規則適用ノ件)	(四)
○艦船經費一時繰替支辨ノ件	(一九)	○海軍造兵廠條例	(八)	○傳染病豫防法ニ據ル消毒方法	(四)
○恩賞諸條件採取順序	(一九)	○海軍省令第六號	(八)	○陸軍部內傳染病豫防細則	(七)
○煙草製造營業者煙草稅現金收納ニ關スル件	(一九)	○海軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○貨幣ノ形式	(一九)	○陸軍省令第六號	(八)	○陸軍部令第十三號(同上規則適用ノ件)	(七)
○造幣規則	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○金銀地金精製及品位證明規則	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○現役砲兵輸卒及現役騎重砲卒疾病犯罪ノタメ入營シ難キ者取扱方	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○寄留地ニ於テ徵兵身體検査出願取扱ノ件	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○陸軍六週間現役兵修例施行細則	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○官給ニ係ル屯田兵ノ建物、馬匹讓渡貸入書入ニ關スル件	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○陸軍臨時兵隊後備兵後備役兵第一補充兵ノ演習召集ヲ爲スヘキ年次區分表	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○高等學校ニ大學豫科工學部設置	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)
○通信省外國留學生規程	(一九)	○陸軍省令第十三號	(八)	○陸軍部令第十三號	(七)

○船舶司檢所ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査施行地ヲ定ム	(二五)	○船舶監視官服制	(九)	○農商務省告示第二十一號(分析試驗依頼者心得ニ關スル件)	(二)
○海技免狀交換規程	(二五)	○陸軍地方幼年學校生徒服制	(九)	○各種検査法施行細則	(二)
○百五十石積以上帆船乗組者海技免狀授與ノ件	(二五)	○公使館領事官費用條例ニ依リ金貨又ハ銀貨ニテ支給セラルル者ニ貨幣ニ據金貨ヲ以テ給スル件	(九)	○農商務省告示第二十二號(各種検査施行セラルル地方指定ノ件)	(二)
○船舶職員法施行後一箇年限リ職務假攝職員省減ノ件	(二五)	○警部監獄書記看守長特別任用令	(九)	○遠洋漁業獎勵法施行細則	(二)
○海員試驗規程	(二五)	○北海道區制一級町村制、二級町村制最終ノ人口調査方	(九)	○遠洋漁業獎勵金ヲ受クヘキ漁船ノ種類、場所、船舶、乗組員ノ件	(二)
○海技免狀取扱規則	(二五)	○拓殖務省令第七號(北海道區制同一級町村制施行期日ノ件)	(九)	○船舶検査規程	(二)
○司法省令第十一號(區裁判所ニ支部開設ノ件)	(二二)	○電氣事業取締規則	(五)	○船舶検査手續	(二)
○東京帝國大學官制	(八)	○検査委員設置規則	(七)	○通信省告示第五十號(船舶検査施行地ノ件)	(二)
○京都帝國大學官制	(八)	○古社寺保存法	(八)	○地方官廳ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地報告方	(二)
○林區署官制	(八)	○北海道廳ニテ土木工事ニ要スルセメントノ買入ニ關スル件	(九)	○海員審判ニ關スル件	(二)
○農商工高等會議規則	(八)	○工事請負競争加入者資格	(九)	○海外電報ニ就キ心得ノ件	(二)
○海員審判所事務規程	(八)	○國稅徵收法施行規則	(九)	○外國新聞電報規則	(二)
○地方視學ノ他官業務禁止定員常置ノ件	(八)	○市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ關スル件	(九)	○陸軍工兵會議條例	(八)
○地方視學任用開申方	(八)	○市町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)	○警備隊司令部條例	(八)
○秘書官官等ノ初級及陸級ニ關スル件	(八)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)	○臺灣總督府國語傳習所官制	(八)
○秘書官ノ他官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件	(八)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)	○理事試驗登用試驗規則	(八)
○外國駐在陸軍武官給與令	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)	○明治二十七八年戰役ニ死没シタル陸軍軍人軍屬遺體ノ遺族ニ特別賜金支給方	(九)
○帝國大學高等官官等俸給令	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)	○海軍省令第十三號(同上ノ件)	(九)
○地方視學ノ俸給ニ關スル件	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)	○退職料及扶助料受領ノ際生計證書添付ノ件	(九)
○裁判所書記試驗手續納付ノ件	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)		
○臨時検査局事務官任用ノ件	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)		
○裁判所書記長特別任用ノ件	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)		
○帝國大學會監特別任用例	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)		
○外國駐在陸軍武官給與令	(九)	○市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方	(九)		

○北海道巡査守及北海道集治監 看守ニ手當金支給ノ件	(九)二一六	○舞鶴軍港境域 舞鶴軍港取締ニ關スル件	(二〇)一三五	○狩獵免許稅印紙ノ消印ニ關スル件	(一五)三一
○海軍下士手當金規則	(九)二二三	○高等師範學校生徒募集規則	(二〇)一三五	○警察署分署ニ拘禁留置ノ者食料金 額	(一六)一四
○巡査者手考試規則	(九)九九	○高等師範學校卒業生服務規則	(二一)九	○警察署分署ニ拘禁留置ノ者食料ニ 關スル件	(一六)一四
○日領事職務條例	(一)八九	○女子高等師範學校卒業生服務規則	(二一)一	○拓殖務省令第九號(傳染病豫防法 ニ依リ海軍檢疫施行ノ件)	(一七)一四
○巡査配置及勤務條例	(五)三	○小學校學級數ノ制限	(二一)五〇	○葉烟草專賣所衛器積置ノ競争加入 者資格	(一九)一六
○電氣事業取締規則ニ依リ願世ニ添 附スヘキ書類調製提出方	(五)二五	○登種檢査費ニ對シテ國庫補助金額	(二二)一四	○登記印紙貼付書類ノ檢閱及消印押 捺方ノ件	(一九)一六
○傳染病豫防法第二十四條補助ニ關 スル件	(七)六	○度量衡檢定規則	(二二)三一	○屯田兵召募規則	(二〇)七一
○海軍檢疫規則	(七)一三	○私設鐵道條例ニ據ル電氣鐵道電氣 取締規則	(二五)二二	○陸軍軍醫規則	(二〇)一四八
○船舶檢疫規則	(七)一三	○那珂基陸間固定軍用電信ヲ公衆通 信ノ用ニ供スル件	(二五)一九〇	○學校舊館ノ管理出願ノ場合ニ於 ケル取扱方	(二一)二
○木曾川改修土工費壹萬圓以上ノ ノ受買競争者資格規定	(一九)一五	○鐵道作業局官制	(八)一八	○明治三十年八月農商務省告示第二 十八號(登種檢査法ニ關スル件)	(二二)一五
○郵便電信電話用物件供給競争加入 者ノ資格	(九)二五	○郵便及電信局官制	(八)一九	○官有森林原野ヲ民有ニ引戻請求手 續	(二三)五一
○電信電話用物件供給競争資格 ノ件	(九)二五	○在外郵便電信局 郵便局官制	(八)二〇	○私設鐵道線路ニ於ケル事故報告ノ 件	(二五)二二
○葉烟草取扱費所屬物品出納取扱ノ 件	(九)二六	○郵便及電信局 在外郵便電信局 郵 便局 郵便為換貯金管理所及電話 交換局職員定員ノ件	(八)二〇	○勅令第二百八十五號(郵便聯合國 郵便切手保護法ヲ臺灣ニ施行ノ 件)	(二五)一五九
○稅關稅收事務取扱方	(一九)二五	○郵便為替貯金管理所官制	(八)二〇	○勅令第二百八十四號(海底電信線 保護萬國聯合條約別則ヲ臺灣ニ施 行ノ件)	(二五)一八七
○稅關稅收事務取扱方	(一九)二六	○電話交換局官制	(八)二〇	○軍用電信線ヲ普通電信線トシテ遷 信大臣又ハ臺灣總督ノ管理ニ屬セ シムル件	(二五)一九一
○中央金庫領收印章ノ件	(一九)二六	○外交官領事官及貿易事務官特別任 用令	(九)七九	○陸軍兵器廠條例	(八)四二
○稅關及稅關支署臨時關稅及貨物積 卸特許手数料	(一九)二五	○監獄事務官特別任用ノ件	(九)九二		
○府縣稅 地方稅 市町村稅納納處分 囑託方	(一九)二五九	○鐵道補給通信補給特別任用令	(九)九三		
○沖繩縣 小笠原島ニ徵兵令施行ノ 件	(二〇)三二	○千島大隅琉球諸島ニ設置スル郵便 及電信局職員手當金給與細則	(九)二二八		

○築城部條例	(八)四四	○葉烟草再鑑定規則	(一九)二一五	○北海道廳醫學生特別任用令	(九)九六
○海軍大學校條例	(八)七六	○帝國大學改稱	(二一)四	○衛戍病院附衛生部員官衛術學校附 獸醫補充ニ關スル件	(九)一三
○海軍兵學校官制	(八)七七	○一圓銀貨通用禁止ノ件	(一九)二七六	○宮内省官吏恩給及扶助料ニ關スル件	(九)一五九
○海軍機關學校條例	(八)七八	○海軍檢閱條例	(二〇)三〇	○恩給及扶助料請求書提出シ方	(九)一五九
○鎮守府條例	(八)八〇	○重要輸出品同業組合法施行細則	(二二)二〇	○學校職員及市町村吏員等國庫ノ用 務ヲ以テ旅行ノトキ旅費支給ノ件	(九)一八七
○海軍病院條例	(八)八三	○度量衡ニ關スル免許料等ニ貼用ノ 印紙消印ノ件	(二二)四九	○一時限入ノ者解雇ノトキ旅費支 給ノ件	(九)一八七
○海軍造船廠條例	(八)八九	○御歌所官制	(八)一一	○警察官吏其他內國旅費概則	(九)一八七
○海軍造船工練習所條例	(八)八九	○東宮武官官制	(八)一一	○貴族院衆議院守衛長守衛番長及守 衛服制	(九)一八七
○海軍砲術練習所條例	(八)九一	○皇族附海軍武官官制	(八)一六	○守衛長守衛番長守衛服規則	(九)一三六
○海軍水雷術練習所條例	(八)九二	○古社寺保存會規則	(八)二七	○巡査給與品及貨與品規則	(九)一三六
○海軍武官官階	(九)三〇	○艦隊條例	(八)七九	○陸軍省主務事項ニ關シテ府縣令告 示等發布ノトキ報告ノ件	(一〇)二七
○待命外交官臺灣總督府ノ高等文官 ニ兼任ノトキ俸給ニ關スル件	(九)五〇	○林區署長職務章程	(八)一〇六	○典獄分監長看守長昇服	(九)一三四
○市町村立小學校教員任用ノ件	(九)九〇	○會計檢査院ニ速記技手ヲ置クノ件	(八)二九	○日領通商航海條約	(一一)一四
○海軍高等武官補充條例	(九)一四	○臺灣總督府官制	(八)三三	○內務省訓令第二十三號(公有水面 埋立ニ關スル件)	(一四)八
○內國旅費規則	(九)一六	○臺灣總督府海軍幕僚條例	(八)三三	○河川法第四十八條ニ依レル命令ノ 件	(一四)四〇
○農商務省訓令第二十四號(宿直徹 夜者食料支給方)	(九)二〇七	○北海道總督官制	(八)四七	○砂防法施行規則	(一四)四〇
○地方廳ヲ經山スルヲ要セサル文書 ノ區別	(一〇)二八	○北海道支廳ノ名稱位置及管轄區域	(八)四九	○北海道移民搭載ノ船舶ハ警察官 吏附添派遣ノ件	(一四)四八
○日領通商航海條約	(一一)〇一	○海軍軍人俸給令	(九)三一	○秋季補遣施行ノ件	(一五)三八
○日領通商航海條約	(一一)〇一	○海軍通譯官年俸	(九)三七	○職員録ノ印刷及製本供給ノ競争者 資格	(一七)一六
○日領通商航海條約	(一一)〇六	○貴族院及衆議院守衛定員及俸給令	(九)四七	○年報ノ印刷及製本供給ノ競争者資 格	(一九)一六
○日領通商航海條約	(一一)〇九	○主理試驗出願資格修習及實務修 習試驗規則	(九)六四	○葉烟草出納順序	(一九)二四
○北海道區制 北海道一級町村制施 行規則	(一二)〇二	○陸軍通譯官特別任用ノ件	(九)六五	○葉烟草取扱費所屬物件賣買ニ關ス ル件	(一九)五八
○醫藥用藥品ノ檢査證明ヲ業務トス ル者取締ノ件	(一三)〇二	○海軍通譯官特別任用令	(九)八二		
○牛乳檢疫規則	(一七)二五	○文部省視學官圖書審查官任用ノ件	(九)八八		
○酒造業ニ關スル申請中告等ノ書類	(一九)〇三	○鐵道事務官任用ニ關スル件	(九)九二		
○煙草仲買人及葉烟草耕作者葉烟草 納付規則	(一九)二五	○北海道廳支廳長特別任用令	(九)九六		

ル諸契約ノ件	(一九) 六〇	者取調通報ノ件	(二〇) 八八	○金庫位置及出納區域	(一九) 一六八
○葉煙草專賣所出納官吏身元保證金取扱方	(一九) 七五	○陸軍召集諸費支出規程	(二〇) 一八	○葉煙草專賣所管轄取扱規程	(一九) 一七〇
○税金分納及市町村へ納付スヘキ国税ニシテ督促狀發付以前上納ニ關スル件	(一九) 一〇六	○陸軍軍樂隊奏樂請求手續	(二〇) 一六一	○鐵道公債事業公債證書ノ様式及名稱變更ノ件	(一九) 二九二
○納稅告知書又ハ納付書ヲ以テ税金納付ノトキ領收ノ件	(一九) 一〇六	○女子高等師範學校規程	(二一) 一〇	○家祿賞典祿處分法ニ依リ給與ヲ受ケントスル者願書差出方	(一九) 二九三
○葉煙草賠償取扱順序	(一九) 一〇八	○師範學校校務規程	(二一) 一一	○馬匹徵發事務規程	(二〇) 九
○煙草製造營業者煙草稅現金收納施行ニ關スル規程	(一九) 一一三	○師範學校私立校規程	(二一) 一九	○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船學生、主計學生規程	(二〇) 五一
○葉煙草保管證亡失渡代金延納ニ關スル件	(一九) 一一三	○農商務省告示第三十五號(穀種検査ヲ施行セザル地方指定ノ件)	(二二) 一五	○師範學校附屬小學校授業料ノ件	(二一) 二三
○葉煙草收納渡保管ニ關スル取扱方	(一九) 一二三	○府縣管理ノ官有山林原野ヲ大林區ニ授受ノ件	(二三) 五三	○市町村立小學校授業料ニ關スル件	(二一) 五一
○協定稅率ノ便宜ヲ受ケントスル輸入物品ノ製造原地ノ證明方	(一九) 一四四	○船檢検査手数料納付方及其收入報告ノ件	(二五) 六四	○文部省令第二十八號(民事訴訟ニ付國代表スルノ規定)	(一九) 五九
○登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料等種目ノ件	(一九) 一六六	○十一月		○地方森林會規則	(一九) 一五六
○臺灣ニ於テ政府標印附一圓銀貨幣公納使用ノ件	(一九) 一七六	○海軍軍令部條例	(八) 七九	○專賣局ニ於テ臨時雇員使用ノ件	(八) 八一
○家祿賞典祿處分法	(一九) 一九三	○投族院事務局ニ技手ヲ置ク	(八) 一三一	○造船造兵監督官條例ニ依リ米國ニ派遣スル上長官士官ニ手當給與ノ件	(一九) 二二二
○徵兵參事員手當金並旅費支給規程	(二〇) 三七	○乘騎院事務局ニ技手ヲ置ク	(八) 一三一	○監獄官禮式	(一九) 二四七
○徵兵旅費規程	(二〇) 三七	○臺灣總督府海軍審判部附任文官ノ任用及俸給等ニ關スル件	(九) 九五	○大林區區統計報告調製手續	(二〇) 二七
○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船學生、主計學生條例	(二〇) 五〇	○葉煙草專賣所見習員手當支給規則	(九) 一〇八	○內務省訓令第二十六號(警察賞與規則等適用ニ關スル件)	(一九) 一五
○海軍生徒學生手當金規則	(二〇) 五四	○鎮南浦及木浦居留地規則	(一一) 一一	○內務省令第三十六號(警察署、同分署ニ拘禁中ノ者食料ニ關スル件)	(一九) 一五六
○海軍豫備役後備役ニ在ル者及補充兵ニシテ海員タル者届出ノ件	(二〇) 八八	○對馬國ヨリ韓國へ渡航ノ者旅券下付出願方	(一一) 一四五	○囚人及刑事被告入押送細則	(一六) 一五六
○陸軍豫備後備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル		○土地區劃改良出願ニ關スル件	(一四) 二六	○古社寺保存法施行細則	(一八) 一三

官吏ニ關シ從前ノ訓令適用ノ件	(一九) 七五	○元帥府附置ノ詔勅	(八) 三九	○國稅徵收事務取扱上階編及報告書調製方	(一九) 一〇六
○北海道地方取扱方	(一九) 一〇九	○元帥條例	(八) 三九	○各裁判所ヨリ金庫ニ寄託スヘキ假納金及民事豫納金取扱方	(一九) 一四八
○不用煙草印紙ノ處分ニ關スル件	(一九) 一三三	○教育總監部條例	(八) 五七	○葉煙草賣渡契約書署ノ件	(一九) 二二四
○手数料トシテ納付スル登記印紙消印ノ件	(一九) 一六六	○會計検査院副定員ニ關スル件	(八) 一〇九	○大藏省訓令第九號(酒造検査簿様式中改正ノ件)	(一九) 二〇五
○小學校及師範學校ニ於テ男兒及女兒ノ教育ニ關シ其施設方	(二一) 四七	○臺灣總督府巡查ノ防布製外套ニ關スル件	(九) 一三七	○師範學校私費卒業生服務ニ關スル件	(二一) 二〇
○鐵業稅賦課ノ準備價格	(二一) 二〇	○砂防ニ關スル行政監督ノ件	(九) 一四八	○學校醫職務規程	(二一) 二〇
○森林法施行細則	(二一) 二九	○農商務省訓令第一號(仕拂命令委任ノ件)	(九) 一八	○學校醫ノ資格	(二一) 八〇
○保安林取扱心得	(二一) 三〇	○公立學校ニ學校醫ヲ置クノ件	(九) 一七九	○郵便電信檢受心得	(二五) 一五六
○保安林審判規程	(二一) 三一	○內務省令第一號(鐵道線路圖面工事方法書等ニ關スル件)	(二五) 二〇	○陸軍衛生材料廠條例	(八) 四五
○保安林損算規程	(二一) 三一	○陸軍參謀條例	(八) 五五	○陸軍軍樂學校條例	(八) 六六
○保安林ニ關スル規程ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼	(二一) 三二	○衛戍病院條例	(八) 七三	○沖繩縣警備隊區司令部條例	(八) 七〇
○沖繩縣其地勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除ニ關スル手續	(二一) 三二	○製鐵所事務官及書記任用ノ件	(九) 九〇	○造船造兵監督官條例	(八) 八九
○北海道保安林編入解除手續	(二一) 三二	○御料局地方部局員職服ノ件	(九) 一〇三	○侍醫俸給	(九) 五六
○官有原野ヲ開墾牧畜ノ爲メ豫約費渡シノ件	(二一) 三三	○北海道移住民漁車賃及漁船賃ノ無賃割取扱方	(一五) 三八	○司法省訓令第二號(裁判所書記登用試驗及第證書様式)	(九) 七二
○私設鐵道線路圖面工事方法書工費豫算書ニ關スル細則	(二一) 四二	○內務省訓令第一號(同上ノ件)	(一五) 三九	○陸軍三等軍醫同僚官特別進級ノ件	(九) 一七
○私設鐵道乘車手續	(二一) 四二	○囚人及刑事被告入選傳送ニ關スル件	(一六) 一七	○海軍內國旅費規則	(九) 一七
○電話交換規則	(二一) 四四	○醫術開業後開學試驗、齒科學說試驗合格承認證交付ニ關スル件	(一七) 一八	○日佛通商航海條約	(九) 一九四
○電話交換規則ニ依ル料金額	(二一) 四四	○應酬師學說試驗合格者ニ合格承認證交付ノ件	(一七) 二三	○狩獵免許稅表調製ノ件	(一五) 三二
○電話所電話通信時間	(二一) 四五	○學校及圖書館ノ建築修繕工事請負競争加入者ノ資格	(一九) 二四	○內務省令第四號(傳染病豫防法第二十四條ノ補助ニ關スル件)	(一七) 七
○農商務省令第一號(民事訴訟ニ付國代表スルノ規定)	(一九) 五九	○賦課費ニ關スル物品ノ出納取扱方	(一九) 六六	○北海道上於ケル陸軍管理ノ工事隨	(一九) 一一
		○出納官吏身元保證金代用土地書入登記ニ關スル件	(一九) 七九	○北海道上於ケル陸軍管理ノ工事隨	(一九) 一一

○葉標草出納計算書ニ保證添付ノ件	〔一九〕	六〇	○朝鮮問題ニ關スル日露議定書	〔二一〕	四八	○民法	〔一〕	五三
○海軍軍入軍屬旅費前金渡ノ件	〔一九〕	一九	○内務省訓令第十一號(北海道移住民ノ旅費運賃減額ニ關スル件)	〔二五〕	三九	○民法第四編第五編	〔三〕	三八
○内國稅徵收配賦取振順序	〔一九〕	二六	○臺灣總督府所屬出納官吏身元保證金取扱規程	〔一九〕	七〇	○民法施行法	〔三〕	六三
○稅關經費配賦取振順序	〔一九〕	二六	○歳入豫算書運送期日ノ件	〔一九〕	八九	○民法(法例、戶法、競賣法施行ノ件)	〔三〕	六八
○嶺南監督署經費取扱順序	〔一九〕	二九	○國稅賦課現計書及報告表調製手續	〔一九〕	一〇七	○非訟事件手續法	〔三〕	七〇
○金庫開庫時間	〔一九〕	六八	○種牡馬検査取振順序	〔一九〕	一三〇	○戶籍法	〔三〕	七三
○稅關事務計畫規程	〔一九〕	五四	○地方稅(府縣稅)滯納處分表格式	〔一九〕	四八	○人事訴訟手續法	〔三〕	六二
○徵兵事務條例施行細則(北海道、沖繩縣、小笠原島ニ施行シ難キ件取扱方)	〔二〇〕	二六	○海軍志願兵徵募細則	〔二〇〕	四八	○造神官使廳官制	〔三〕	二七
○文部省訓令第三號(小學校授業料ニ關スル件)	〔二一〕	五一	○非職及豫備理事ノ職時復職並在郷ニ關スル件	〔二〇〕	一七	○陸軍大學校條例	〔三〕	八
○氣象臺測候所條例施行細則	〔二一〕	八八	○五十哩以上鐵道乘車切手通用期限	〔二五〕	二七	○高等教育會議員互選規則	〔三〕	一〇
○農商務省告示第五號	〔二二〕	一五	○郵便貯金利子ノ割合	〔二五〕	二七	○高等教育會議員互選規則	〔三〕	一〇
○御料地下辰申請ノ件	〔二三〕	五一	○北海id 鐵道借借規則	〔二五〕	七五	○大林區署長森林監督事務取扱心得	〔三〕	一〇
○御料林ヨリ伐出スル木材取扱方	〔二三〕	五三	○陸軍省令第九號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死セタル軍人軍屬ノ遺族ニ支給スヘキ特別賜金出願ノ件)	〔二五〕	九四	○小林區監督規程	〔三〕	一〇
○農商務省告示第七號(特許公報、商標公報代價ノ件)	〔二四〕	一九	○海軍省令第五號(同上ノ件)	〔二五〕	九四	○鐵道警備補通信書記補缺員ノトキ	〔三〕	一〇
○海軍軍入軍屬私設鐵道乘車物品輸送手續	〔二四〕	二六	○元帥徽章ノ制式及裝着ニ關スル件	〔二五〕	九四	○陸軍總督府地方官官制	〔三〕	一八
○臨時秩祿區分調查會規則	〔二五〕	三九	○葉標草取扱費實報書格式	〔二五〕	九四	○臺灣總督府郵便及電信局官制	〔三〕	一八
○測地學委員會官制	〔二五〕	四〇	○勅令第九十一號	〔二五〕	九四	○臺灣總督府製藥所官制	〔三〕	一八
○北海道廳警備特別任用ノ件	〔二五〕	九六	○閏年ニ關スル件	〔二五〕	九四	○臺灣總督府醫務所官制	〔三〕	一八
○海軍志願兵家族扶助金支給規則	〔二五〕	一五〇	○農商務省告示第十三號(蠶種検査法ニ依リ蠶種製造承認ノ件)	〔二五〕	一五	○臺灣總督府醫務官及司獄官練習所官制	〔三〕	一八
○土語通譯ヲ兼掌スル臺灣總督府列任文官及巡查看守ニ特別手当支給ノ件	〔二五〕	二二九	○道津漁業練習生規程	〔二五〕	二六	○臺灣總督府醫務官及司獄官練習所官制	〔三〕	一八
○勅令第七十四號(典獄分監長看守長昇服ノ件)	〔二五〕	三三四	○帝國大學資金所屬森林原野並產物特別處分規則	〔二五〕	四三	○臺灣總督府醫務官及司獄官練習所官制	〔三〕	一八

○陸軍監獄看守宿料給與ノ件	〔一九〕	二四	○七月	〔一〕	五四	○臺灣總督府法院委任通譯官等俸給ノ件	〔一九〕	五二
○臺灣總督府巡查及看守手当支給規則	〔一九〕	二九	○法例ヲ臺灣ニ施行ス	〔一〕	五四	○臺灣總督府法院委任通譯ノ俸給支給ニ關スル件	〔一九〕	五二
○臺灣總督府警察官及司獄官練習生ニ手当金及旅費支給ノ件	〔一九〕	二九	○私署監獄確定日附ノ手數料	〔一〕	六八	○鐵道事務官補任用ニ關スル件	〔一九〕	九二
○日通修好通商航海條約	〔一九〕	二八	○確定日附日附アル印章調製方	〔一〕	六九	○臺灣總督府及其所屬各官廳ノ執務時間	〔一九〕	三三
○廣島縣下郡廢置ノ件	〔一九〕	三八	○東京大阪地方裁判所管内區裁判所出張所諸法人夫婦財產契約登記事務取扱場所	〔一〕	一〇	○中央氣象臺附屬測候所勤務者ニ手当給與ノ件	〔一九〕	三四
○臺灣總督府ニ於テ施行スル工事ノ隨意契約ニ關スル件	〔一九〕	二七	○法人夫婦財產契約登記簿ノ謄本抄本請求等ニ關スル手數料	〔一〕	一〇	○中央氣象臺附屬測候所職員月手當給與細則	〔一九〕	三四
○廳舎ノ建築、修繕工事請負競争加入者ノ資格	〔一九〕	二六	○司法省令第十五號(商業登記取扱場所)	〔一〕	一〇	○海外在勤外交官領事官等在勤地ニ於テ戰時若ハ事變ニ際合スルトキ手当給與ノ件	〔一九〕	二五
○北海道官廳鐵道會計ニ關スル件	〔一九〕	二六	○月籍法取扱手續	〔一〕	一〇	○華族家督相續人襲爵出願ノ件	〔一九〕	二五
○大藏省訓令第四十一號(政府標印付一圓銀貨出納計算整理手續ニ關スル件)	〔一九〕	三五	○戸籍法ニ依リ納付スヘキ手數料	〔一〕	一〇	○神社寺院等ニテ奉拜料金、經費料金、寄附金募集ニ關スル件	〔一九〕	三三
○傳染病等ノ敷地地租免除ニ關スル件	〔一九〕	三三	○東京、京都、大阪市ニ於ケル戸籍吏外國人ヲ養子入夫ト爲スノ件	〔一〕	一〇	○鐵道作業局ニ於ケル物件ノ賣買貸借隨意契約ノ件	〔一九〕	一四
○一圓銀貨引換ニ關スル件	〔一九〕	八二	○人事訴訟手續第三章ニ依リ爲スヘキ公告方法	〔一〕	六七	○橫濱稅關ニ於テ購入スル小蒸汽船製造競争加入者ノ資格	〔一九〕	一七
○政府發行紙幣通用廢止	〔一九〕	七六	○勅令第八十一號(民事訴訟法ニ付圖ヲ代表スルノ規定)	〔一〕	五九	○選信者ニ於テ新造スル小蒸汽船請負競争加入者ノ資格	〔一九〕	二五
○海軍下士卒服役條例	〔一九〕	七九	○臨時沖繩縣土地整理事務局官制	〔一〕	三八	○政府標印付一圓銀貨出納計算整理手續	〔一九〕	八四
○京都帝國大學理工科大學ニ六學科増設	〔一九〕	九一	○中央氣象臺官制	〔一〕	九九	○大藏省訓令第四十八號(同上ノ件)	〔一九〕	八九
○地方度量定期檢定取扱方	〔一九〕	九六	○臨時沖繩縣土地整理事務局官制	〔一〕	三八	○收入印紙ニ關スル件	〔一九〕	二七
○森林監督規程	〔一九〕	三〇	○臨時沖繩縣土地整理事務局官制	〔一〕	三八	○收入印紙ノ形式	〔一九〕	二七
○私設鐵道ニ於テ運輸營業停車場ノ使用開始報告ノ件	〔一九〕	二五	○臨時沖繩縣土地整理事務局官制	〔一〕	三八	○要塞地近傍ニ於ケル水陸測量等ノ取締ニ關スル件	〔一九〕	三五

○臺灣公學校令	(二二)	五三
○開港港則	(二五)	一〇三
○既決犯罪事件ニ關シテ籍上報告ノ件	(三二)	一四八
○東宮御所御遊警備官制	(三八)	一四二
○學習院官制	(三八)	一四一
○神宮衛士長衛士副長及衛士ニ關スル件	(三八)	二六
○師範學校教諭助教論議及書記ノ俸額	(九)	四一
○臺灣總督府警備部長其他職員任用ノ件	(九)	九五
○臺灣總督府判任職員任用ノ件	(九)	九五
○上中下達符復執類ニ用ル印章	(一〇)	二九
○國庫ヨリ補助スル公共團體事業ニ關スル法律施行ニ付テノ件	(二三)	一八
○市制條例施行ニ際シ市長事務取扱前ニ事務引繼ニ關スル件	(二三)	八四
○河川警察ニ關スル訓令	(二四)	四二
○海軍軍法會館ニテ處罰セラレタル囚人ノ拘禁及費用支辨方	(二六)	一五
○海軍軍法會館ニ於テ處罰シタル囚人地方監獄ニ交付ノ件	(二六)	三〇
○警視廳北海道廳府縣ニ於ケル内務省所管出納官吏身元保證金取扱規程	(一九)	六九
○文部省所管出納官吏身元保證金取扱規則	(一九)	七六
○歲出ニ係ル検査員其他ノ官吏任命ノ件	(一九)	八七
○現金前渡ヲ受ケタル官吏計算書提出方	(一九)	二一〇
○内務省所管經費ノ支出報告書格式	(一九)	二二五
○内務省所管歳出科目申領ノ増設ハ莫申ヲ要セザル件	(一九)	二二五
○任拂命令官ノ提出スヘキ支出計算書及證憑書類會計検査院ニ直送ノ件	(一九)	二二三
○大藏省訓令第五十五號(同上ノ件)	(一九)	二二三
○學務總長、學校長ノ變更進退開申方	(二一)	八八
○國有林野處分ニ關スル申請ニ付テノ報告	(二三)	三五
○九月	(三三)	三五
○銀行條例、貯蓄銀行條例、銀行合併法施行ニ施行	(四)	六一
○船舶司檢所職員ニ在清國帝國領事館附テ命スル件	(八)	二二
○臨時臺灣土地調查局職員官等俸給令	(九)	五〇
○臨時臺灣土地調查局職員任用ノ件	(九)	九六
○陸軍三等獸醫特別進級ノ件	(九)	一七
○在清國帝國領事館附船司檢所職員月手當ノ件	(九)	二二七
○在清國帝國領事館附司檢官以下月手當金額與手續地據ノ件	(九)	二二七
○港務局長以下制服規程	(九)	三六
○港務局長以下制服規程	(九)	三六
○内務省訓令第二十七號(内務報告例ニ關スル件)	(一〇)	二六
○裁判所會計掛書印印章彫刻方	(一〇)	二九
○日澳通商航海條約	(一一)	三一
○東京市京都市大阪市ノ既ニ關スル件	(一一)	三一
○狩獵取締ニ關スル件	(一三)	八四
○文部省訓令第九號(歲入歳出年度科目所管總課記訂正手續)	(一九)	九〇
○諸拂戻金ノ配賦申請書ニ關スル取扱ノ件	(一九)	二七
○任拂豫算ヲ以テ任拂命令ヲ委任シタル任拂命令額報告書格式	(一九)	三三
○關稅定率法ヲ臺灣ニ施行ノ件	(一九)	三四
○輸入物品從價稅目	(一九)	三四
○學校傳染病豫防及消滅方法	(二一)	八〇
○選信省告示第三十號(船舶検査執行地ニ關スル件)	(二五)	六四
○開港港則施行細則	(二五)	一〇五
○十月	(二五)	一〇五
○内閣所屬職員官制	(八)	二
○印刷局官制	(八)	四
○外務省官制	(八)	一九
○内務省官制	(八)	二四
○臨時檢査職員設置ノ件	(八)	三一
○大藏省官制	(八)	三一
○陸軍將校生徒試驗委員條例	(八)	三八
○陸軍砲工學校條例	(八)	三八
○陸軍士官學校條例	(八)	三八
○陸軍中央幼年學校條例	(八)	三八
○陸軍地方幼年學校條例	(八)	三八
○陸軍騎兵實施學校條例	(八)	三八
○陸軍野戰砲兵射擊學校條例	(八)	三八
○陸軍要塞砲兵射擊學校條例	(八)	三八
○文部省官制	(八)	九四
○選信省官制	(八)	一七

○臺灣陸軍補給廠條例	(八)	三四
○臺灣陸軍監督部條例	(八)	三四
○臺灣陸軍經理部條例	(八)	三五
○臺灣陸軍軍醫部條例	(八)	三五
○臺灣陸軍軍醫部條例	(八)	三五
○技術官俸給令	(九)	四
○稅務局專賣局及專賣局監視俸給ノ件	(九)	六
○通信書記補綴遺囑印刷航路標識看守俸給及三等郵便電信局長三等郵便局長三等電信局長手當ノ件	(九)	四六
○港吏補給令	(九)	四六
○警視廳高等官俸給令	(九)	五三
○北海道廳高等官俸給令	(九)	五四
○司稅官特別任用令	(九)	八〇
○陸軍見習士官及生徒恩給額ノ件	(九)	五〇
○内務省訓令第二十九號(内務報告例ニ關スル件)	(一〇)	二六
○日清通商船救助費用償還ニ關スル約定	(一一)	六五
○林區署出納官吏任命及身元保證金取扱規程	(一九)	七七
○勅令第二百四十九號(協定稅率ノ便益ヲ受ケントスル輸入物品ノ製産原産證明ニ關スル件)	(一九)	二四四
○海軍召集條例	(二〇)	二四〇
○海軍召集條例施行細則	(二〇)	二四〇
○師範學校中學校高等女學校教科用圖書檢定ノ件	(二一)	七七
○檢定出願ノ教科用圖書文字印刷等ニ關スル件	(二一)	七七
○度量衡定期檢定ノ際度量衡器ニ附スヘキ印及出張修費ノ件	(二二)	五五
○港務局所屬船舶浮標使用料規程	(二五)	一〇〇
○航海獎勵法ニ據リ保護ヲ受ル船舶郵便物運送規則	(二五)	一一
○郵便ハカキ機式改正ノ件	(二五)	五六
○十一月	(二五)	五六
○農商務省官制	(八)	一〇四
○看守教習規則	(九)	一〇〇
○選信省部内官吏外國在勤者妻攜帶旅費給與規則	(九)	一〇七
○樂師長職級	(九)	一三一
○看守給與品貨與品規則	(九)	一三六
○人口統計材料統計取扱手續及人口統計材料統計小票取扱手續	(一〇)	一
○人口統計材料統計小票記入心得	(一〇)	一
○人口統計材料統計方法審查報告書	(一〇)	一六
○森林事業及收支豫算檢定順序	(一九)	三〇
○大藏省訓令第七十號(每年度賣藥貼用印紙高報告期限)	(一九)	三〇
○憲兵條例	(二〇)	六六
○憲兵服務規程	(二〇)	六八
○大藏省訓令第七十二號(森林ノ開墾許可シタル日報告方)	(二三)	三三
○造林地租免除出願ノ件	(二三)	三三
○大藏省訓令第七十三號(造林地免租出願ニ關スル件)	(二三)	三三
○林務講習規則	(二三)	三三
○十二月	(二三)	三三
○博士會規則	(八)	一〇二
○府縣郡農事試驗場水產試驗場農事講習所水產講習所職員並農事巡迴	(八)	一〇二
○教師水產巡迴教師ノ名稱待遇任免及官等級配當ノ件	(九)	四四
○千島在勤北海道廳職員ニ手當金額與ノ件	(九)	二五
○押丁給與品及貨與品規則	(九)	二六
○内務省訓令第三十六號	(一〇)	二六
○沙市日本居留地章程	(一一)	六〇
○天津日本居留地取極書	(一一)	六一
○漢口日本居留地取極書	(一一)	六三
○日獨追加約定	(一一)	八〇
○日佛追加約定	(一一)	二四
○沖繩縣區會ノ會議及傍聽ノ紀律取扱ニ關スル規則	(一三)	三一
○沖繩縣區會切島規程	(一三)	三一
○内務省告示第三百三十六號(古社寺保存法ニ依リ特別保護建物指定)	(一八)	一四
○勅令第三百五十五號(關稅定率法ニ據ル輸入物品從價稅目中煙草ヲ臺灣ニ施行セザル件)	(一九)	二四八
○憲兵分隊ノ配置、憲兵警察區域、非常ハ、緊急ノ事件中報方	(二〇)	六九
○學位令	(二一)	八六
○森林ノ開墾許可シタルトキ報告方	(二三)	三三
○造林地免租ニ關スル取扱ノ件	(二三)	三三
○郵便端書ニ到著日附印捺セザル件	(二五)	一五六
○選信省令第三十號(三錢郵便切手並往復葉書ノ格式及刷色改正)	(二五)	一五六
○選信省告示第三百五十二號(郵便電信發受心得追加)	(二五)	一五八





○高等女學校教員採用ニ關スル件	(二二)	七〇
○千葉茨城兩縣境域變更ニ付小學校教員免許狀其他ノ事項ニ關スル手續	(二二)	七四
○礦物、砂礫採取業出願地ノ地名等報告方請求ノ件	(二三)	二六
○國有林野法	(二三)	三三
○特許法	(二四)	一
○意匠法	(二四)	九
○商標法	(二四)	一二
○船舶法	(二五)	二八
○船員法	(二五)	六八
○水先法	(二五)	八三
○袋錢、一錢、五厘郵便切手ノ格式及刷色改正ノ件	(二五)	一五六
○郵便稅中改正ニ付注意ノ件	(二五)	一五八
○逓信省告示第六十五號(郵便業營業ニ五厘切手加貼ノ件)	(二五)	一五九
○電報發信人注意ノ件	(二五)	一八五
○四月	(二)	二三
○行政訴訟豫納金手續	(三)	六九
○社團財團ノ法人タルニ付許可、認可ヲ經ヘキ場合申請方	(三)	九六
○不動産登記法施行ノ件	(四)	四八
○商法施行期日	(四)	四八
○農商務省令第九號(民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ規定)	(五)	五九
○議院建築調査會規則	(八)	二六
○警察監獄學校官制	(八)	三〇
○痘苗製造所ニ關開ク子置クノ件	(八)	三一
○海港檢疫所官制	(八)	三一
○稅關官制	(八)	三一
○稅關支署ノ名稱位置及管轄區域	(八)	三三
○稅關監視署設置ノ件	(八)	三四
○專賣局官制	(八)	三七
○專賣局出張所名稱位置ヲ定ム	(八)	三八
○專賣局管轄區域ヲ定ム	(八)	三八
○常設海軍軍法會議ニ海軍醫官ヲ置	(八)	三五
○海軍下瀬火藥製造所條例	(八)	七五
○勅令第十六號(音樂學校外國語學校改稱ノ件)	(八)	九七
○臨時林野下戻處分調査ニ關スル職員ノ件	(八)	一〇四
○林野整理局官制	(八)	一〇八
○林野整理支局長職務章程	(八)	一〇九
○林野整理審查會規則	(八)	一〇九
○鹽業講習所處務規則	(八)	一四
○委任ト爲スコトヲ得ル階級ニ關スル件	(九)	一
○海港檢疫官官制	(九)	一
○警察監獄學校職員俸給令	(九)	五
○稅關監吏俸給ノ件	(九)	五
○列事檢事官俸給令	(九)	三七
○文部省直轄學校高等官官俸給令	(九)	四〇
○海軍少主計候補生採用試驗規則	(九)	六六
○警察監獄學校幹事特別任用令	(九)	七九
○海港檢疫官及海港檢疫官補任用ノ件	(九)	七九
○專賣局職員特別任用令	(九)	八一
○臨時沖繩縣土地整理事務局書記任用及俸給ニ關スル件	(九)	八一
○領事官ノ在外各地郵便電信局長郵便局長兼任ニ關スル件	(九)	九三
○藥煙專賣所職員旅費支給方	(九)	九三
○專賣局職員旅費支給方	(九)	一八九
○深著韓國人送還ニ關スル件	(一)	一六
○北海道舊土人保護法施行規則	(二)	二六
○府縣制及郡制ニ依リ定ムヘキ豫算調製式就費目流用ニ關スル規定ノ件	(三)	一一
○有租地ニ公立學校地ト爲シタルトキ通知方ノ件	(四)	四
○河川法第三十二條第二項ノ費用補助ニ關スル件	(四)	四二
○認可ヲ要セザル砂防工業ニ關スル件	(四)	四九
○遺失物法施行規則	(五)	一〇
○内務省告示第四十五號(古社寺保存法ニ依ル特別保護建造物指定)	(五)	一五
○舊津輕府三郡郵便電信局長身元擔保ニ關スル件	(五)	六七
○檢査官吏ノ命令其他取扱方	(五)	六七
○内務省訓令第十一號(檢査官吏ノ命令其他取扱方)	(五)	六七
○稅調定及月賦課免除額算出方	(五)	八七
○國庫ニ收入スル令監書記ノ納金整理科目ノ件	(五)	一〇七
○森林資金ノ收入支出ニ關スル件	(五)	一一三
○農商務省訓令第二十號(任拂命令委任ノ件)	(五)	一一八
○大藏省令第十一號(地租條例施行細則等廢止ノ件)	(五)	一七五
○増徴地租租額帳ニ關スル件	(五)	一七六
○増徴地租有稅地ト爲スニ付許可シタルトキ通知方	(五)	一七六
○所得稅法施行規則ニ依ル書式ノ件	(五)	一八六

○所得稅調查委員日當及旅費支給規程	(九)	一八六
○所得稅法施行規則第五條ノ調查委員定數	(九)	一八六
○酒類專賣法違犯事件ニ關スル件	(九)	一八三
○收入印紙ヲ以テ手数料ヲ納ムル者ノ納付手續ニ關スル件	(九)	一六七
○國債ヲ外國ニ募集スル場合ニ關スル件	(九)	一九六
○勅令第二百二十四號	(九)	二四四
○師範學校中學校高等女學校建築準則	(九)	二〇
○公立私立學校外國大學校卒業生數員ノ免許ニ關スル規定	(九)	七〇
○中學校及高等女學校教科書ニ付原中方	(九)	七九
○文部省令第二十六號(教科用圖書檢定ニ關スル件)	(九)	七五
○鑛業特許證格式	(九)	二一
○國有林野處分調査規程	(九)	二一
○國有土地森林原野下戻法	(九)	二二
○國有土地森林原野下戻申請手續	(九)	二二
○郵便爲替及郵便貯金ニ關スル心得	(九)	二七三
○固定軍用電信ヲ公衆通信ノ用ニ供スル件	(九)	二九〇
○四月	(二)	九〇
○災害土木費國庫補助規程	(三)	三三
○災害土木費國庫補助規定施行細則(追)	(三)	三三
○五月	(三)	九七
○不動産登記法施行細則	(三)	九七
○公證ノ手續	(三)	一〇五
○土地登記簿建物登記簿及商業登記簿ノ謄本請求等ニ關スル手續	(三)	一〇七
○法人及ヒ夫婦財産契約登記取扱手續	(三)	一〇七
○商號登記取扱手續	(三)	一〇七
○臨時稅關工部官制	(三)	一〇七
○海軍主計官官制	(三)	一〇七
○稅關事務官官制及監吏特別任用令	(九)	八一
○府縣立師範學校長俸給公立學校職員退隱料及遺族扶料助法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數ノ算定ニ關スル件	(九)	一六三
○明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件	(九)	一六五
○文部省令第二十九號(同上ノ件)	(九)	一六五
○文部省訓令第七號	(九)	一六五
○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ依ル國庫給與金豫算調製式	(九)	一六六
○海軍警務給助ノ件	(九)	一七二
○大林區警務內旅費規則	(九)	一九九
○大小林區警務員給與順序	(九)	二二五
○航路標識看守用手當ノ件	(九)	二二八
○海軍警務官制	(九)	二四〇
○府縣會議員ノ配置ニ關スル件	(九)	二四一
○府縣會議員選舉投票ニ關スル件	(九)	二四二
○千葉縣下茨城縣トノ間ニ於ケル縣ノ財產處分方	(九)	二四二
○郡會議員ノ配當ニ關スル件	(九)	二四二
○郡會議員選舉ニ關スル件	(九)	二四二
○内務省令第十二號(河川法ニ關スル件)	(九)	三〇
○内務省令第十五號(同上ノ件)	(九)	四〇
○河川法施行規程等ニ係ル告示方法	(九)	四三
○河川法第九條ニ依ル命令ノ件	(九)	四三
○河川工事費用補助ノ手續	(九)	四三
○河川法等ノ稟報又ハ報告處分ノ件	(九)	四四
○陸軍用地ノ生産物ヲ賣渡ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件	(九)	一三
○神戶稅關ニ於ケル蒸氣船購買競争加入者ノ資格	(九)	一七
○農商務省書庫建築費ノ競争加入者ノ資格	(九)	二四
○内務省訓令第十四號(檢査官吏ノ命令其他取扱方)	(九)	八七
○金庫出納證證明ニ關スル件	(九)	一六七
○任拂命令官證明ニ關スル件	(九)	一六七
○内務省訓令第十七號(同上訓令適用ノ件)	(九)	一六八
○文部省訓令第八號(同上ノ件)	(九)	一六八
○在臺灣各支金庫歲入出現金受拂集計簿格式	(九)	一六八
○登錄稅法施行規則	(九)	一九七
○大藏省令第二十一號(登錄稅法施行ニ關スル道府縣發布ノ命令廢止ノ件)	(九)	一九八
○登錄稅法施行規則第四條ニ依リ印紙ノ提出者アルトキ取扱方	(九)	一九八
○登錄稅額報告方	(九)	一九八
○葉煙草專賣法違犯ニ關スル法律施行細則	(九)	一九八
○葉煙草專賣法犯則者處分ニ關スル書類送達ノ件	(九)	一九八

○專賣局官吏検査又ハ取締ノ際證書携帶ノ件	(一九)二一五	○司法省令第二十號(同上ノ件)	(三)二二二	○臺灣樟腦局職員官俸給令	(九)五〇
○收入印紙保管轉換ノ件	(一九)三三三	○司法省令第二十一號(同上ノ件)	(三)二二三	○北海道廳府縣視學官俸給ノ件	(九)五四
○英國倫敦ニ於テ募集ノ公債ニ關スル手續方法	(一九)二九六	○司法省令第二十二號(同上ノ件)	(三)二二四	○視學官及視學特別任用令	(九)八八
○海軍造兵生徒條例	(二〇)五二	○司法省令第二十三號(同上ノ件)	(三)二二五	○海軍局長任用ノ件	(九)九二
○海軍造兵生徒規則	(二〇)五三	○司法省令第二十四號(同上ノ件)	(三)二二六	○臺灣樟腦局事務官特別任用ノ件	(九)九五
○海軍下士卒旅行證書規則	(二〇)一六〇	○司法省令第二十五號(同上ノ件)	(三)二二七	○臨時臺灣鐵道敷設部事務官特別任用令	(九)九五
○採定小學校教科用圖書中修正ヲ加ヘタルトキ採定效力ノ件	(二一)七九	○司法省令第二十六號(同上ノ件)	(三)二二八	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○林野下展審査委員規則	(二二)三八	○司法省令第二十七號(同上ノ件)	(三)二二九	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○特許意匠及商標ニ關スル手数料	(二四)一八	○司法省令第二十八號(同上ノ件)	(三)二三〇	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○郵便貯蓄五厘ハキ發行ノ件	(二五)一五六	○司法省令第二十九號(同上ノ件)	(三)二三一	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○固定軍用電信公衆通信取扱規則	(二五)一九〇	○司法省令第三十號(同上ノ件)	(三)二三二	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○商法施行法第百二十二條ニ依ル湖川港灣及沿岸小航海ノ範圍	(三)三	○司法省令第三十一號(同上ノ件)	(三)二三三	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○商法第百六十二條ニ依ル書類ノ件	(三)三	○司法省令第三十二號(同上ノ件)	(三)二三四	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○六月	(三)三	○司法省令第三十三號(同上ノ件)	(三)二三五	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○法人登記簿及ヒ夫婿財產契約登記簿ノ附本抄本請求等ニ關スル手数料	(三)一一〇	○司法省令第三十四號(同上ノ件)	(三)二三六	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○船舶登記規則	(三)一一〇	○司法省令第三十五號(同上ノ件)	(三)二三七	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○船舶登記取扱手續	(三)一一〇	○司法省令第三十六號(同上ノ件)	(三)二三八	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○船舶登記入質入ノ公證手續及附本抄本請求等ニ關スル手数料	(三)一一八	○司法省令第三十七號(同上ノ件)	(三)二三九	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○船舶登記簿ノ附本抄本請求ニ關スル手数料	(三)一一八	○司法省令第三十八號(同上ノ件)	(三)二四〇	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○司法省令第十六號(商業登記取扱場所)	(三)一一八	○司法省令第三十九號(同上ノ件)	(三)二四一	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○司法省令第十八號(同上ノ件)	(三)一一八	○司法省令第四十號(同上ノ件)	(三)二四二	○陸軍旅費規則	(九)九〇
○司法省令第十九號(同上ノ件)	(三)一一八	○司法省令第四十一號(同上ノ件)	(三)二四三	○陸軍旅費規則	(九)九〇

○沖繩縣土地整理法中報償ニ關スル件	(一四)二五	○噸稅法施行ノ件	(一九)二〇五	○從來ノ報信紙使用ノキキ和文電報發行人名所記載方	(二五)一八五
○河川法第五十條ニ依ル命令ノ件	(一四)四三	○噸稅法施行規則	(一九)二〇七	○電話加入區域ノ因變更ノ事	(二五)一九五
○御料地有害鳥獸除ノ件	(一五)三二	○噸稅法施行ノ件	(一九)三二	○併合地加入區域ノ件	(二五)一九五
○行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件	(一五)四三	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○國籍法外國船隻組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法及明治三十二年法律第四十號同第五十三號同第九十四號ヲ適用スル件	(三)三
○外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護取扱ニ關スル特例	(一五)四三	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○小商人ノ範圍ニ關スル件	(三)三
○工場ニ於テ入院治療ヲ要スル程ノ負傷アルトキ警察官署ヘ届出ノ件	(一五)四四	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○外國會社ノ支店及外國人カ設立シタル會社組合ニ關スル件	(三)三
○新聞紙ニ關スル格式	(一五)四九	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○外國會社、外國人新條約實施後銀行營業ヲ繼續セントスルモノ認可申請手續	(三)三
○著作權法施行ノ件	(一五)五五	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○保險會社ニ關スル規則	(三)三
○著作權法施行ニ關スル件	(一五)五五	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○銀行條例施行細則	(三)三
○著作權者不明ノ著作物ニ關スル件	(一五)五七	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○地方官官制ニ依リ參事官二人ヲ置ク縣指定	(三)三
○著作權登錄ニ關スル規定	(一五)五七	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○公使館領事館費用條例中改正	(三)三
○著作權ニ關スル登錄簿開覽日	(一五)五八	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正	(三)三
○臺灣總督府施行ノ鐵道敷設燈塔建築及築港其他直轄事業ニ關スル隨意契約ノ件	(一九)一一	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○改訂條例實施ニ付戒備ノ詔勅	(三)三
○政府ニ於テ輸入ノシメ葉烟草ノ買入隨意契約ニ依ルテ得ルノ件	(一九)一三	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○通商船舶條約其他條約實施ノ件	(三)三
○海軍炭礦採掘ノ購買及粗選炭質粉炭拂下隨意契約ニ依ルテ得ルノ件	(一九)一三	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○日英裁判管轄權ニ關スル議定書	(三)三
○官舎改築工事購買競争加入者ノ資格	(一九)一六	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○日佛間裁判管轄權ニ關スル議定書	(三)三
○小蒸汽船購買競争加入者ノ資格	(一九)一八	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○府縣行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ得タル事項	(三)三
○國稅ニ關スル解釋製方	(一九)一七	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○府縣費ノ分賦及不均一賦課ニ關スル件	(三)三
○農商務省訓令第二十九號	(一九)一六八	○噸稅法施行規則	(一九)三二	○府縣ニ於テ市町村二分賦スルテ得ヘキ費用限度	(三)三
○宅地組換ニ關スル件	(一九)二七六	○噸稅法施行規則	(一九)三二		
○酒造石數及査定年月日遺石數ノ證明書交付方	(一九)二〇五	○噸稅法施行規則	(一九)三二		
○酒造石稅ニ相當スル金額ノ下戻	(一九)二〇五	○噸稅法施行規則	(一九)三二		

市郡部會市郡部參事會ヲ設ケルノ件... 三三
市郡部會等ノ特例ニ關スル件... 三三
府縣稅務廳ニ關スル件... 三三
遺失物法ヲ存留ニ施行スルノ件... 三五
著作權法ヲ存留ニ施行スルノ件... 四四
幼稚園保育及設置規則... 七三
公立私立學校規定ニ關スル規則... 七六
農會法... 七七
府縣農事試驗場補助法... 七八
海員名簿其他書類ニ關シ認可申請方... 八一
電信取扱規則中改正... 八一
海軍監獄官制... 八三
外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律施行ノ件... 八三
外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル登記手續... 八三
外國人外國法人ノ爲ニ設立シタル地上權賃借權ノ取得ニ關スル件... 八三
外國人ノ遺產ノ保存處分ニ關スル手續... 八三
登記ノ附水抄水等請求ニ關スル手續... 八三
取引所法施行規則改正... 八三
府縣支署ノ名稱位置及管轄區域中改正... 八三
要港部條例中改正... 八三
東京ニ設置スル陸軍監獄ノ管理並...

其監獄長所屬ノ件... 九九八
海軍監獄官制... 九九八
海軍機關練習所條例中改正... 九九八
海軍水雷術練習所條例中改正... 九九八
海軍砲術練習所條例中改正... 九九八
明治二十三年勅令第九十一號中改正... 九九八
臺灣總督府地方官制中改正... 一〇〇
臺灣總督府評議會章程中改正... 一〇〇
陸軍所屬特別文官俸給令... 一一〇
高等官官等俸給令中改正... 一一〇
海軍監獄官俸給令中改正... 一一〇
陸軍軍人俸給令中改正... 一一〇
陸軍旅費規則中追加... 一一〇
海軍監獄官特別任用令... 一一〇
公立學校職員ノ懲戒ニ關スル件... 一一〇
行政裁判所長官評定官懲戒令... 一一〇
臺灣總督府法院判官檢察官及書記ノ俸給ニ關スル件... 一一〇
臺灣總督府陸軍軍人ノ日服ニ白布ヲ垂下スル件... 一一〇
海軍檢査官海軍檢査醫官海軍檢査醫官補海軍檢査醫官補海軍檢査醫官補海軍檢査醫官補... 一一〇
農商務統計樣式改正... 一一〇
條約改正實施ニ付注意方... 一一〇
日白間裁判管轄權ニ關スル議定書... 一一〇
日伊間裁判管轄權ニ關スル議定書... 一一〇
文學的及美術的著作物保護萬國同盟創設ニ關スル條約... 一一〇
內務省告示第八十二號... 一一〇
內務省告示第八十四號... 一一〇

萬國工業所有權保護同盟條約及萬國工業所有權保護同盟事務維持ニ關スル議定書ニ加入ノ件... 二七
萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入セル國... 三一
外務省告示第九號... 三一
府縣會郡會議員ノ選舉權等ニ關スル納稅屆出方... 三三
府縣郡制ノ直接國稅ノ種類... 三三
河川法第四十條ニ依レル補償ノ手續... 三三
砂防法第三十三條ニ係レル命令... 三四
條約慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件... 三五
條約慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ノ居住及營業等ニ關スル件... 三五
外國人備入ニ關スル手續ヲ要セザル件... 三五
外國人備入外務省ニ届出ヲ要セスル件... 三五
寄泊届其他ノ件... 三五
登錄事項通知及保存方... 三五
水難救護法施行ノ件... 三六
水難救護法施行細則... 三六
水難救護法取扱手續... 三六
水上警察旗製式... 三六
出版ニ關スル願書式... 三六
監獄則中改正... 三六
特赦免刑附假出獄申渡方式... 三五
明治三十年八月内務省令第二十...

三號(警察署警察分署ニ拘禁留置ノ者食料金額)中改正... 五〇
海軍檢査法施行ノ件... 五〇
海軍檢査法施行規則... 五〇
健全證書交付手續... 五二
船舶檢査手續... 五二
宗教宣布ニ關スル届出方... 五二
關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程... 五四
現金前渡官吏ノ仕拂證明書類等ニ關スル件... 五七
預金取扱規程保管物取扱規程中改正... 五七
預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正... 五七
臺灣ニ登錄稅法施行ノ件... 五八
酒造組合規則... 五九
製造糧草輸出交付金ニ關スル法律施行ニ關スル件... 五九
稅關官吏タル資格ヲ證明スル證書樣式... 五九
收容貨物敷料施行... 六〇
稅關ニ納付スヘキ手數料... 六〇
開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件... 六三
臺灣港輸出物品指定... 六三
明治三十年十月内務省令第二十八號(登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料ノ種目)中追加... 六四
軍機保護法... 六四
海軍召集諸費支出規程... 六四
橫濱軍港規則中追加... 六六
吳軍港規則中追加... 六六

佐世保軍港規則中追加... 六六
舞臺軍港規則中追加... 六六
竹敷要港規則中追加... 六六
要港地帶法... 六七
要港地帶法ニ規定スル要索司令官ノ職務ニ關スル件... 六八
要港地帶法施行規則... 六九
京都帝國大學法科大學及醫科大學講座ノ件... 七一
文部省令第三十五號(同上ノ件)... 七一
小學校設備標準... 七一
改正條約實施ニ付學校ノ風紀規律ニ關スル件... 七七
文部省令第十一號... 七七
師範學校中學校高等女學校教員免許規則中追加... 七七
茶業組合規則中改正... 八二
鐵業ニ關シ差出ニ書面郵便封筒表面朱書記載ノ件... 八一
特許意匠商標ニ關シ差出ニ書面郵便封筒朱書記載方... 九一
水先法施行ノ件... 九六
水先法施行細則... 九六
水先人試驗規程... 九六
開港港則施行細則... 九六
小包郵便法施行細則中改正... 一〇一
加入登記料及電話使用料ノ項中追加... 一〇一
神社昇格並ニ加列... 一〇二
臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ要スル鐵道用品ノ賣買貸借ニ關スル隨意契約ノ件... 一〇二

利根川改修工事ニ要スル汽機汽鐵及附屬品供給競争加入ノ資格... 五五
會計規則第三百三條ニ依リ土地ヲ以テ身元保證金ニ代用スルトキ其抵當權ノ登記ニ關シ代理ノ件... 五五
大藏省所管出納官吏身元保證金取扱... 五五
八月... 五五
臨時臺灣土地調查官官制... 八二
憲兵練習所條例... 八二
臺灣總督府官制中改正... 八二
臺灣總督府稅關官制... 八二
臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令... 一一〇
臺灣總督府稅關監吏俸給ノ件... 一一三
明治三十年勅令第二十四號中改正... 一一四
海軍服制中改正... 一七
銃砲火藥類取扱法... 一七
銃砲火藥類取扱法施行規則... 一七
銃砲火藥類取締法施行細則... 一七
軍用銃砲ノ種類... 一七
行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ廢止ニ施行スルノ件... 四一
行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件中改正... 四一
關稅法及關稅法施行規則ニ依リ當事者ヨリ提供スル供託受領證整理ノ件... 四一
舊金銀貨幣ハ國庫ニ於テ收入セザル件... 五七
海軍省令第二十號... 六九

○要塞地帯各區内ニ於ケル新設及變更届出ノ件	〔道〕	七〇
○私立學校令	〔道〕	七四
○私立學校令施行規則	〔道〕	七五
○府縣農事試驗場國庫補助法施行規則	〔道〕	七八
○府縣農事試驗場規程	〔道〕	七八
○府縣農事講習所規程	〔道〕	七九
○府縣水産試驗場規程	〔道〕	八〇
○府縣水産講習所規程	〔道〕	八〇
○礦業警察規則中改正	〔道〕	八一
○社寺保管林規則	〔道〕	八一
○國有林野部分林規則	〔道〕	八二
○國有林野產物ノ隨意契約ニ依リ賣却ニ關スル件	〔道〕	八三
○國有林野委託規則	〔道〕	八四
○國有林野法施行規則	〔道〕	八四
○國有林野及產物賣拂規則	〔道〕	八四
○不要存置國有林野賣拂規則	〔道〕	八九
○國有林野及產物賣拂規則ニ關スル保證金取扱方	〔道〕	九五
○開港港則中改正	〔道〕	一〇一
○逓信省令第三十八號(電信取扱規則改正ノ件)	〔道〕	一〇二

22/8/24

明治三十二年九月廿八日印刷  
 全 年十月七日發行

正價金參圓五拾錢

編纂者

麴町區元衛町一番地  
 內川 義章

發行者

有斐閣  
 神田區一ツ橋通町七番地  
 江草 斧太郎

同

明法堂

神田區裏神保町七番地  
 鈴木 敬親

同

大倉書店

日本橋區通一丁目十八番地  
 大倉 保五郎

447B-57

發行者 文魁堂 林 平次郎

日本橋區通三丁目六番地

同 三松堂 松 邑 孫 吉

京橋區弓町十二番地

同 東海堂 川 合 晋

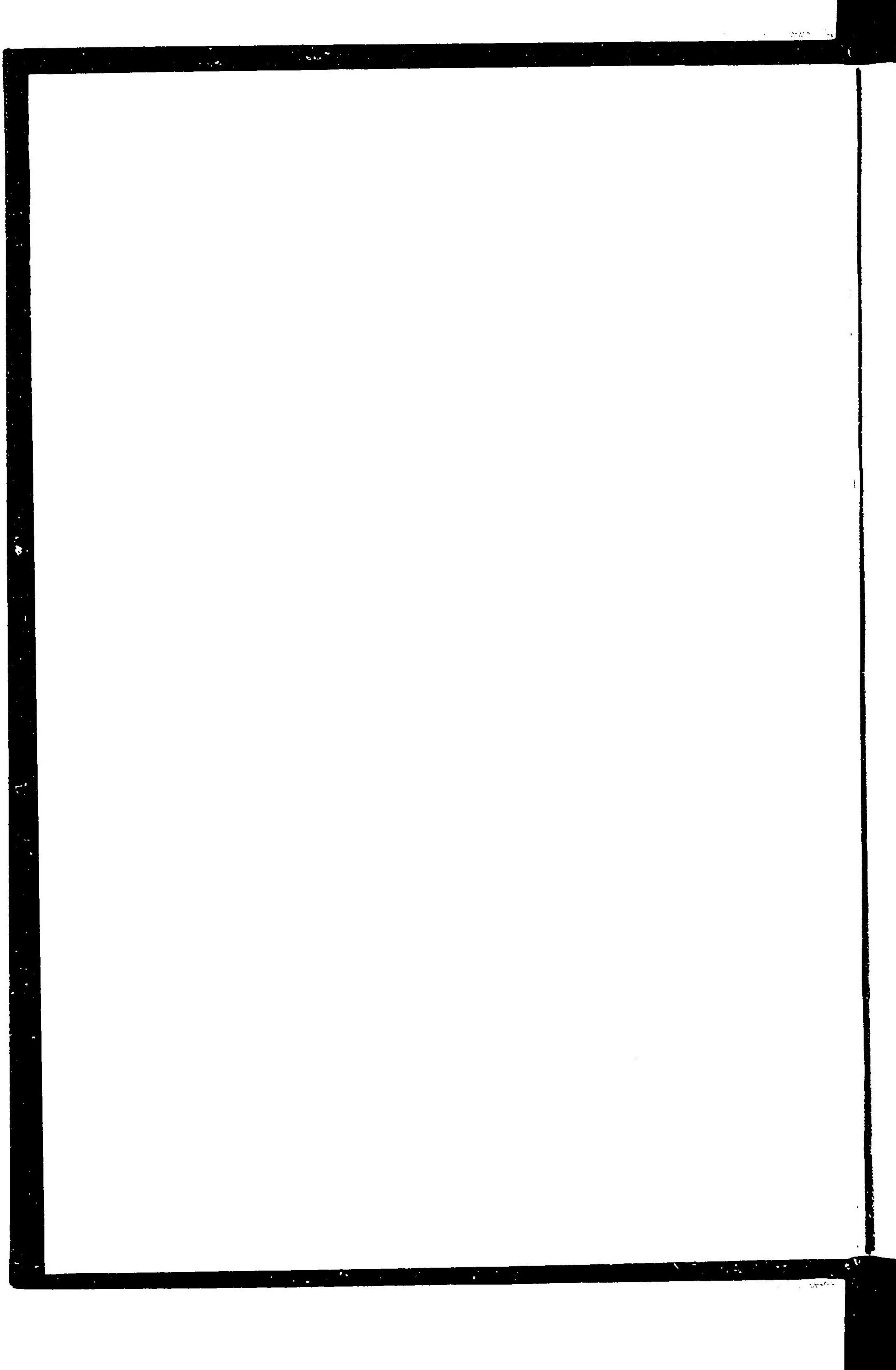
麴町區內幸町一丁目三番地

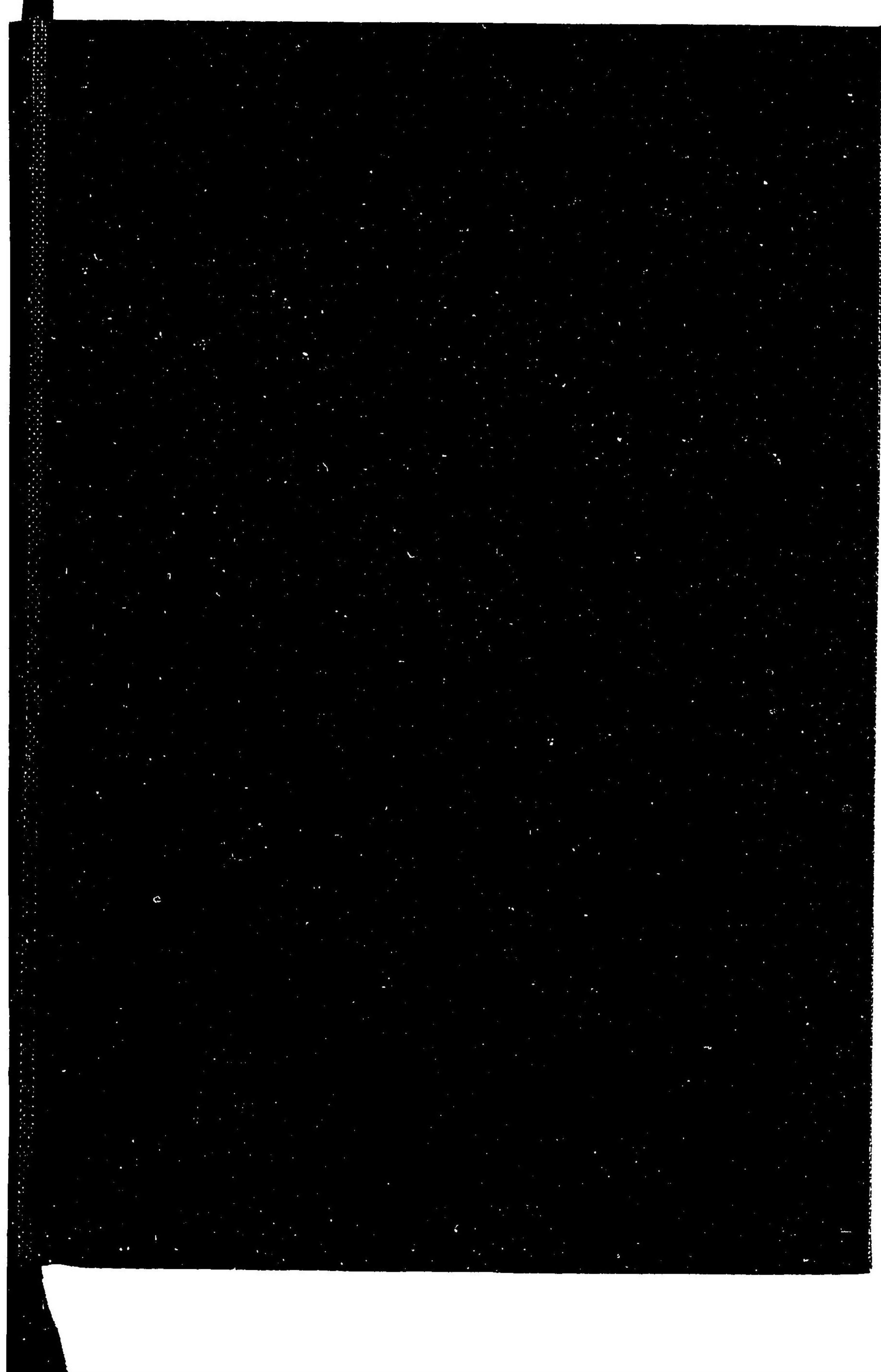
同 朝香屋 大 柴 四 郎

神田區鍛冶町廿二番地

神田區一ツ橋通町七番地

發行所 中外出版社





禁電子式複写

030970-002-9

CZ-5-040

現行類聚法規大全

内川 義章/編

M32-36

BBC-0357





[Small horizontal line]

